

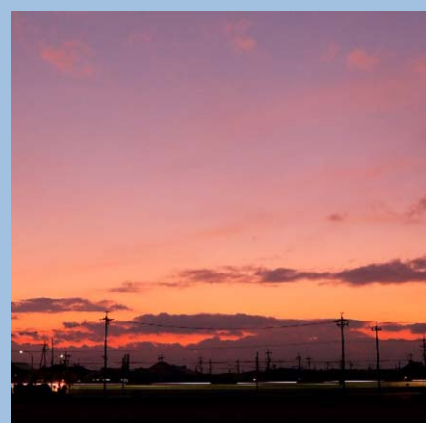
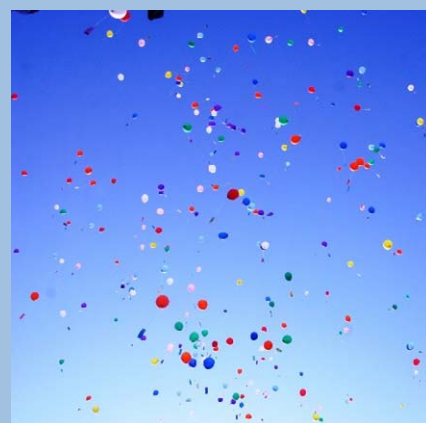
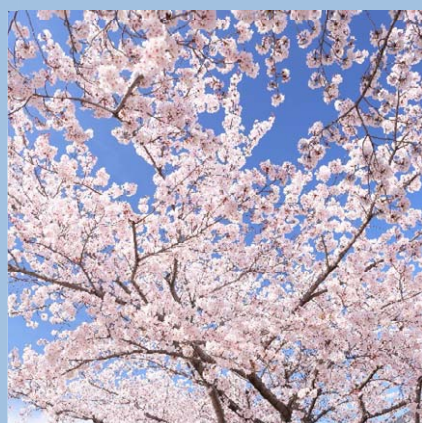
KITANAGOYA

第2次 北名古屋市 総合計画

2018年度～2027年度

健康快適都市

誰もがいきいきと安全・安心に暮らせるまち



第2次北名古屋市総合計画

2018年度～2027年度

「健康快適都市」～誰もがいきいきと安全・安心に暮らせるまち～

ごあいさつ



北名古屋市は、平成18年3月に誕生し、平成20年度からの10年間のまちづくりの指針として定めた「第1次北名古屋市総合計画」に基づき、着実に新市としてのあゆみを進めてまいりました。

全国的に人口減少が叫ばれる中、本市においては堅調に人口が増え、第1次総合計画で想定した85,000人を超えることとなりました。これは、名古屋都市圏に位置する地理的優位性もさることながら、市民の皆様の温かいご支援・ご協力により、快適さと豊かさを実感していただけるまちづくりを着実に進めてこられた賜物だと感謝しております。

しかし、この10年の間に本市を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。本市の人口も近い将来ピークを迎え、減少に転じると予想されています。さらに、少子高齢化や近接する名古屋駅へのリニア中央新幹線の開業による影響、いつ起きてもおかしくないと言われる南海トラフ地震への備えなど、限られた財源の中で柔軟かつ的確な舵取りを迫られています。また、地方分権の進展に伴い、より地域に即した自立的な行政運営が求められ、行政のみならず市民・団体・事業所など、多様な主体が密接に繋がりながら自らの地域を運営していく仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

こうした背景に立ち、今後10年のまちづくりの方向性を示す「第2次北名古屋市総合計画」を策定しました。計画の策定にあたっては、今までのまちづくりを土台としながらも、第一に、本市を取り巻く新たな課題に的確に対応し、市民の皆様と行政が今後10年の本市のめざすまちづくりを共有できる羅針盤とすること、第二に、市民協働の考え方により、市民・地域・団体・事業所等の役割を示し、市民協働の行動方針とすること、第三に、施策の着実な遂行と成果検証のため、進捗を測るための指標を設けることの三つを策定方針として取り組みました。この方針のもと、市民意識調査・市民活動団体へのヒアリング・市民ワークショップなどでの意見聴取、総合計画審議会委員の皆様の熱心なご審議を経て、めざすまちの姿を、「健康快適都市」～誰もがいきいきと安全・安心に暮らせるまち～としました。

第2次北名古屋市総合計画の策定を新たなスタートとして、市民の皆様と行政が同じゴールをめざして協働してまちづくりを進めていくことで、子どもから高齢者までが、いきいきと安全・安心に暮らし続けることができるまちを実現することができると考えておりますので、今後とも市民の皆様のより一層のご支援・ご協力を心からお願い申し上げます。

2018年3月

北名古屋市長 長瀬 保

目次

第1編 序論

第1章 総合計画策定の趣旨..... 5

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の構成
- 4 計画の期間

第2章 まちのあゆみ..... 6

- 1 位置と地勢
- 2 沿革

第3章 まちの特性..... 7

- 1 大都市に隣接する交通利便性の高いまち
- 2 多様な産業で支えるまち
- 3 生活利便性の高いおいしいのあるまち
- 4 個性的な地域資源を活かした魅力あるまち

第4章 市民意識調査の結果..... 8

- 1 住み心地や今後の居住について
- 2 北名古屋市の現状の評価について
- 3 これからのまちづくりについて
- 4 地域活動について

第5章 社会動向..... 15

- 1 少子高齢化に伴う社会構造の変化
- 2 災害や環境問題への懸念と求められる対策
- 3 リニアインパクトへの期待とその活用
- 4 変動が大きな経済情勢
- 5 地域運営の重要性

第2編 基本構想

第1章 基本理念..... 21

第2章 めざすまちの姿..... 21

第3編 基本計画

総論

第1章 人口動向..... 23

- 1 人口
- 2 世帯数
- 3 産業別就業者数

第2章 土地利用方針（基本的考え方）..... 27

- 1 暮らしやすく魅力ある土地利用
（コンパクト＆高質住宅地創出）
- 2 安全・安心なまちを支える土地利用
（治水・防災）
- 3 地域の強みを活かし活力を生み出す土地利用
（産業集積・企業誘致）
- 4 都市と農地が共存する土地利用
（都市農地）

第3章 分野別まちづくり方針..... 29

- 1 6つの分野別目標
- 2 施策の体系

第4編 基本計画

分野別計画

第1章 健康・福祉分野

「健康で生きがいを持って暮らせるまちづくり」

1-1 健康・医療	37
1-2 地域福祉	41
1-3 子育て支援	43
1-4 高齢者福祉	47
1-5 障害者（児）福祉	51
1-6 社会保障	53

第2章 教育・文化分野

「豊かな学びと心を育み文化の薫るまちづくり」

2-1 学校教育	57
2-2 生涯学習	61
2-3 文化・芸術	63
2-4 スポーツ・レクリエーション	65

第3章 安全・環境分野

「安全・安心で環境にやさしいまちづくり」

3-1 防災・消防	69
3-2 交通安全	71
3-3 防犯	73
3-4 ごみ処理・資源循環	75
3-5 環境保全	77

第4章 都市基盤分野

「快適で利便性の高いまちづくり」

4-1 道路基盤	81
4-2 市街地・下水道	83
4-3 公園・緑地・緑化・景観	85
4-4 河川・雨水処理	89
4-5 公共交通	91

第5章 産業活力分野

「魅力的で活力あるまちづくり」

5-1 農業	95
5-2 商業・サービス業	97
5-3 工業	99

第6章 協働・行財政分野

「協働と連携のまちづくり」

6-1 コミュニティ・市民活動	103
6-2 人権・共生・男女共同参画	105
6-3 広報広聴・情報管理	107
6-4 行政経営	109
6-5 多様な連携	111

資料編

1 用語解説	115	5 策定体制等	140
2 指標一覧	119	6 北名古屋市総合計画審議会	143
3 主な取組一覧	124	7 市民参画	147
4 総合計画に関する条例等	135		

計画の構成

基本構想

基本理念

めざすまちの姿

「こころ」と「からだ」と
「まち」が健康で、活力あるまち

「こころ」と「からだ」と「まち」の健康づくりを推進し、全ての市民がいいきと活躍する活力あるまちをめざします。

便利で安全・安心な
質の高いまち

安全・安心な生活環境の整備を進め、誰もが快適に暮らせる質の高いまちをめざします。

やすらぎと愛着を感じ、
いつまでも住み続けたいまち

やすらぎある暮らしと市民同士のふれあいを醸成し、子どもから高齢者までがいつまでも住み続けたいまちをめざします。

「誰もがいきいきと安全・安心に暮らせるまち」
健康快適都市

基本計画

分野別まちづくり方針

健康・福祉分野

健康でいきがいを持って
暮らせるまちづくり

教育・文化分野

豊かな学びと心を育み
文化の薫るまちづくり

安全・環境分野

安全・安心で環境に
やさしいまちづくり

都市基盤分野

快適で利便性の高い
まちづくり

産業活力分野

魅力的で活力ある
まちづくり

協働・行財政分野

協働と連携の
まちづくり

分野別計画

第1章 健康・福祉分野

- 1-1 健康・医療
- 1-2 地域福祉
- 1-3 子育て支援
- 1-4 高齢者福祉
- 1-5 障害者(児)福祉
- 1-6 社会保障

第2章 教育・文化分野

- 2-1 学校教育
- 2-2 生涯学習
- 2-3 文化・芸術
- 2-4 スポーツ・レクリエーション

第3章 安全・環境分野

- 3-1 防災・消防
- 3-2 交通安全
- 3-3 防犯
- 3-4 ごみ処理・資源循環
- 3-5 環境保全

第4章 都市基盤分野

- 4-1 道路基盤
- 4-2 市街地・下水道
- 4-3 公園・緑地・緑化・景観
- 4-4 河川・雨水処理
- 4-5 公共交通

第5章 産業活力分野

- 5-1 農業
- 5-2 商業・サービス業
- 5-3 工業

第6章 協働・行財政分野

- 6-1 コミュニティ・市民活動
- 6-2 人権・共生・男女共同参画
- 6-3 広報広聴・情報管理
- 6-4 行政経営
- 6-5 多様な連携

第1編 序論

第1章

総合計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

北名古屋市は、2006年(平成18年)3月20日に合併により誕生し、新たなまちの将来あるべき姿について、新市建設計画※の理念を継承した「北名古屋市総合計画(平成20年度～平成29年度)」を2008年(平成20年)に策定し、「健康快適都市」～誰もが安全・安心に暮らせるまち～を将来都市像として、まちづくりを進めてきました。

本市は、名古屋市都心部※に近接し利便性の高い居住環境が魅力となり、現在も人口増加傾向にあります。しかし、我が国は本格的な人口減少時代、超高齢社会※に突入し、労働力人口の減少、社会保障費の急速な増大などによる影響は、本市においても例外ではなく、将来の社会環境の変化を見据えたまちづくりが求められています。また、近い将来発生すると予想される南海トラフ地震※や洪水など、大規模災害に対する防災対策、リニア中央新幹線※の開業による新たな環境変化への対応も求められます。

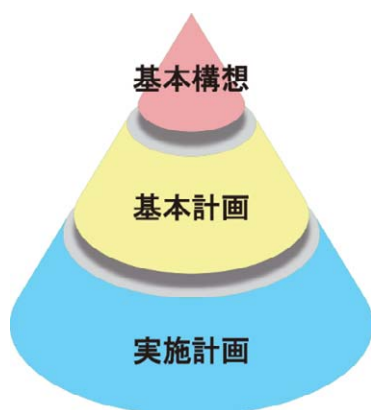
このような状況に対応しつつ、これまでのまちづくりの成果を継承し、時代に合った魅力あるまちとするため、第2次北名古屋市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

総合計画は、市の最上位計画であり、基本理念やめざすまちの姿、各分野の中長期的な方針や基本的な施策を示します。

3 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されています。



① 基本構想

総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針を示したもの

② 基本計画

基本構想に基づき、基本的施策や目標指標を示したもの

③ 実施計画

基本計画に基づき、施策に対応する重点的な事業について、具体的に示したもの

4 計画の期間

基本構想と基本計画は、2018年度から2027年度までの10年間とします。

実施計画は、おおむね3年間とし、本計画書とは別に策定します。

第2章

まちのあゆみ

1 位置と地勢

本市は、愛知県の北西部に位置し、南部は名古屋市、東部は豊山町、西部は清須市、北部は一宮市、小牧市及び岩倉市と接しています。市域は、名古屋市の都心部から10km圏内に位置し、東西約6km、南北約4km、面積は18.37km²となっており、海拔4～8m前後のおおむね平坦な沖積地※で、ほぼ全域が徒歩や自転車による移動が容易な平地となっています。

また、名古屋市近郊にありながら農地が市域の約2割を占めており、都市と田園という二つの景観が共存しています。さらに、市内を新川、五条川、合瀬川、水場川などの河川が流れており、うるおいのある環境を形成しています。

2 沿革

1906年(明治39年)、愛知県西春日井郡師勝村、西春村が誕生しました。1912年(大正元年)に名古屋電気鉄道(現在の名古屋鉄道)の開通と同時に西春駅が置かれ、昭和30年代後半から名古屋都市圏※が拡大するとともに、両村の人口も急増していきました。町制施行により1961年(昭和36年)に師勝町、1963年(昭和38年)に西春町が生まれ、2006年(平成18年)3月20日、さらなる発展のため、師勝町と西春町が合併し北名古屋市として新しいスタートを切り、2016年(平成28年)に市制施行10周年を迎えました。



第3章

まちの特性

1 大都市に隣接する交通利便性の高いまち

本市は、名古屋市の都心部まで約10kmの距離にあり、名古屋鉄道と名古屋市営地下鉄が相互乗り入れしており、名古屋市の都心部まで約10分という利便性が大きな魅力の一つとなっています。

また、名神高速道路や名古屋第二環状自動車道、名古屋高速道路が市域を囲み、名古屋鉄道西春駅が県営名古屋空港への交通アクセス拠点となっているなど、広域交通の利便性にも優れています。

2 多様な産業で支えるまち

2015年(平成27年)国勢調査によると、本市の就業者総数は41,963人であり、産業別の就業者数は、第1次産業※は520人で約1%、第2次産業※は12,804人で約31%、第3次産業※は26,946人と全体の約64%となっています。

2014年度(平成26年度)市町村民所得によると、産業別総生産額の割合は、製造業23.9%に次いで、サービス業、金融・保険業、卸・小売業及び不動産業がそれぞれ10%台となっており、特定の産業に特化しておらず、多様な産業で支えている経済構造となっています。

また、2014年(平成26年)工業統計調査によると、人口当たりの事業所数は愛知県を1とすると1.15と上回っていますが、1事業所当たりの製造品出荷額などでは愛知県を1とすると0.28と下回っており、1事業所当たりの出荷額の規模は小さくなっています。

3 生活利便性の高いうるおいのあるまち

市内全域が坂のない平坦な地形であり、子育て世代や高齢者などの徒歩や自転車での移動が容易で、日常生活に必要な買い物場所、金融機関、病院・診療所などの地域医療が充実しているなど、生活しやすい居住環境が整っています。また、田園や親水空間※などうるおいのある環境が多く残っており、大都市近郊の住宅都市としての魅力を有しています。

4 個性的な地域資源を活かした魅力あるまち

本市には「昭和日常博物館」の愛称で親しまれる歴史民俗資料館があり、昭和時代の生活用具や玩具などを豊富に収蔵し、昭和の生活史を全国へ発信しています。また、昭和日常博物館の豊富な収蔵品を有効な資源として活用し、明治時代に建築された日本家屋であり国の登録有形文化財※でもある「旧加藤家住宅」に併設された「回想法センター」を拠点として、全国で初めて「地域回想法」を地域ケア※の中に取り入れた事業を展開しています。

また、市内に名古屋芸術大学があり、大学の得意分野を活かした市民芸術鑑賞事業、各種行事への学生の参加など、幅広い分野で連携事業を展開しています。

第4章

市民意識調査の結果

市民意識調査は、住民基本台帳を基にして、男女別に15歳以上の方から年齢・大字ごとの人口の比率を考慮して対象者4,000人を無作為抽出のうえ、郵送により配付・回収。

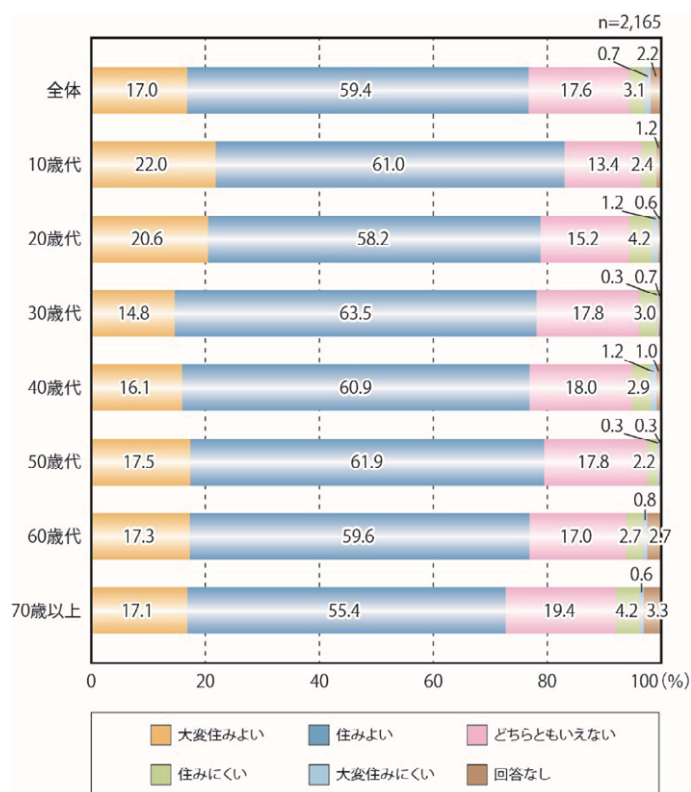
有効回収数は2,165票、有効回収率は54.3%。

(調査実施期間:2016年9月26日(月)から同年10月18日(火)まで)

1 住み心地や今後の居住について

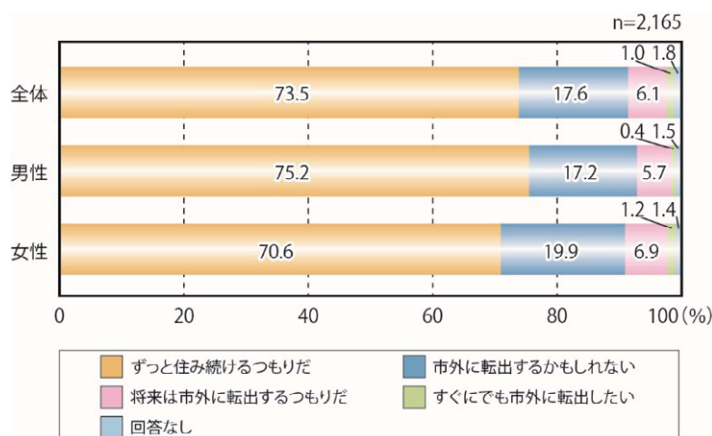
(1) 住み心地

「大変住みよい」が17.0%、「住みよい」が59.4%で、合わせて『住みよい』が76.4%と、住みやすい都市という評価が高くなっています。



(2) 居住意向

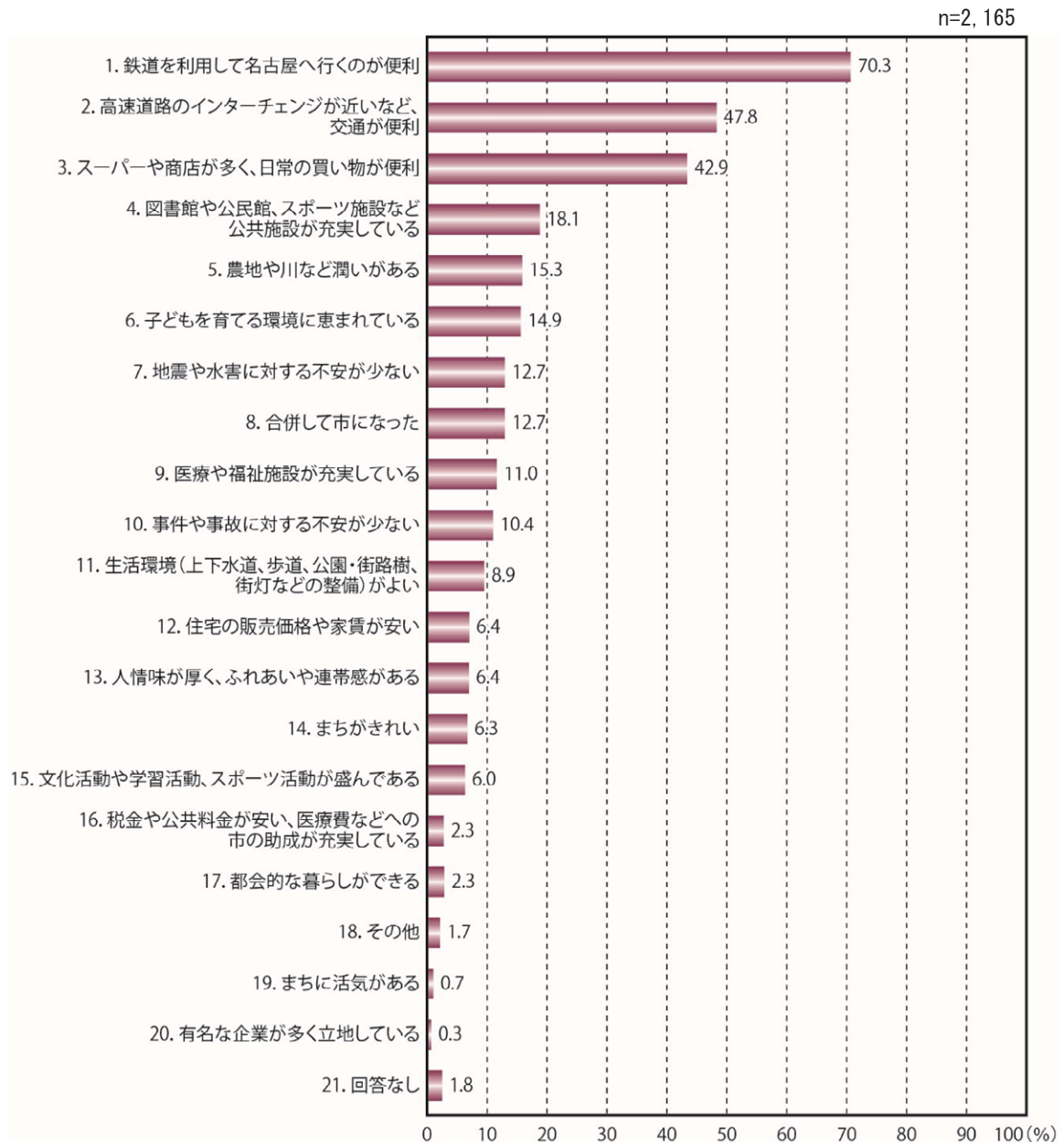
「ずっと住み続けるつもりだ」が73.5%となっています。「市外に転出するかもしれない」が17.6%で、「将来は市外に転出するつもりだ」、「すぐにでも市外に転出したい」も合わせた『転出意向がある』のは24.7%です。



(3) 北名古屋市の良い点や魅力

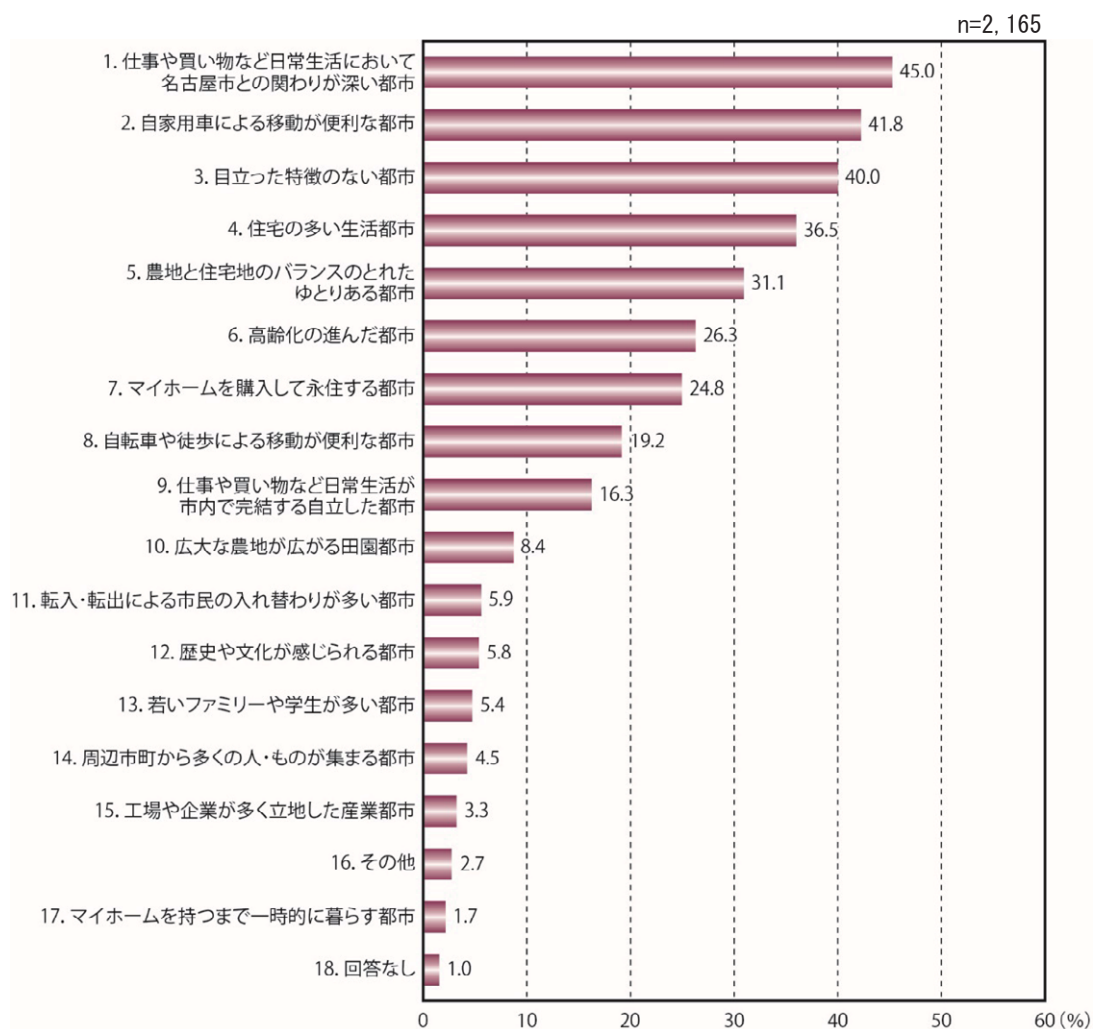
「鉄道を利用して名古屋へ行くのが便利」が70.3%と特に高く、「高速道路のインターチェンジが近いなど、交通が便利」が47.8%、「スーパーや商店が多く、日常の買い物が便利」が42.9%となっており、交通と買い物の利便性の3項目に回答が集まっています。

また、「図書館や公民館、スポーツ施設など公共施設が充実している」18.1%、「農地や川など潤いがある」15.3%、「子どもを育てる環境に恵まれている」14.9%という公共施設、自然環境、子育て環境についても評価されています。



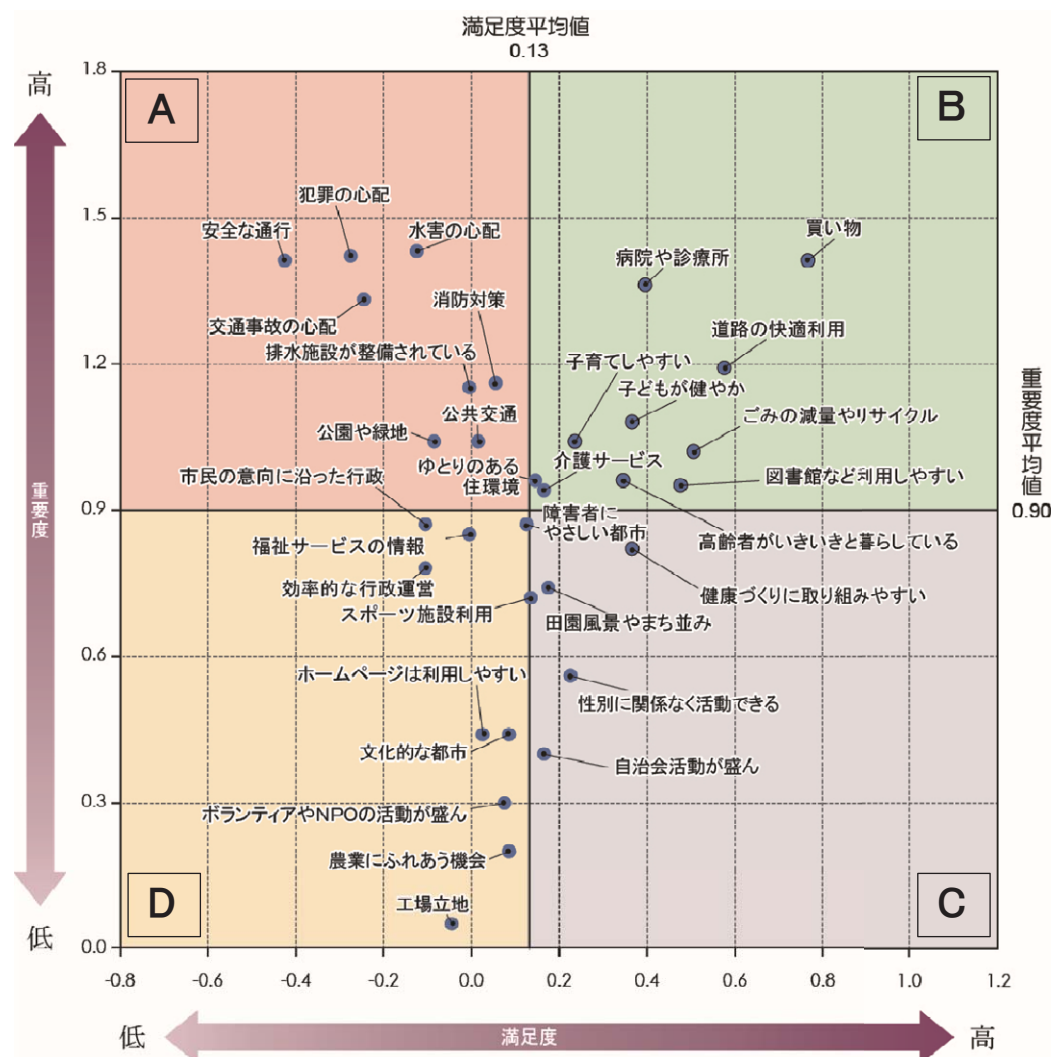
(4) 北名古屋市の特徴

「仕事や買い物など日常生活において名古屋市との関わりが深い都市」が45.0%、「自家用車による移動が便利な都市」が41.8%となっており、生活や交通の利便性が評価されています。



2 北名古屋市の現状の評価について

各施策の「重要度」と「満足度」について回答を次のとおり5段階（満足している・重要である：＋2、やや満足している・やや重要である：＋1、どちらともいえない：0、やや不満である・あまり重要でない：－1、不満である・重要でない：－2）で点数化しました。それぞれの回答者数に点数をかけた合計点を回答者数（「回答なし」を除く。）で割った数値を各項目の「重要度」と「満足度」の評点としてグラフ化し、分析を行いました。



グラフの見方

重要度の平均値0.90を横軸とし、満足度の平均値0.13を縦軸としてグラフ化しています。

重要度と満足度について、それぞれの平均値に対する位置から、次のように4つに分類をすることにより、各施策の相対的な状況を捉えます。

重要度と満足度を分布から、「重要度が高く、満足度が低い」という施策として優先して取り組むべき候補は、防災、防犯及び交通安全にかかわる項目が多くなっています。

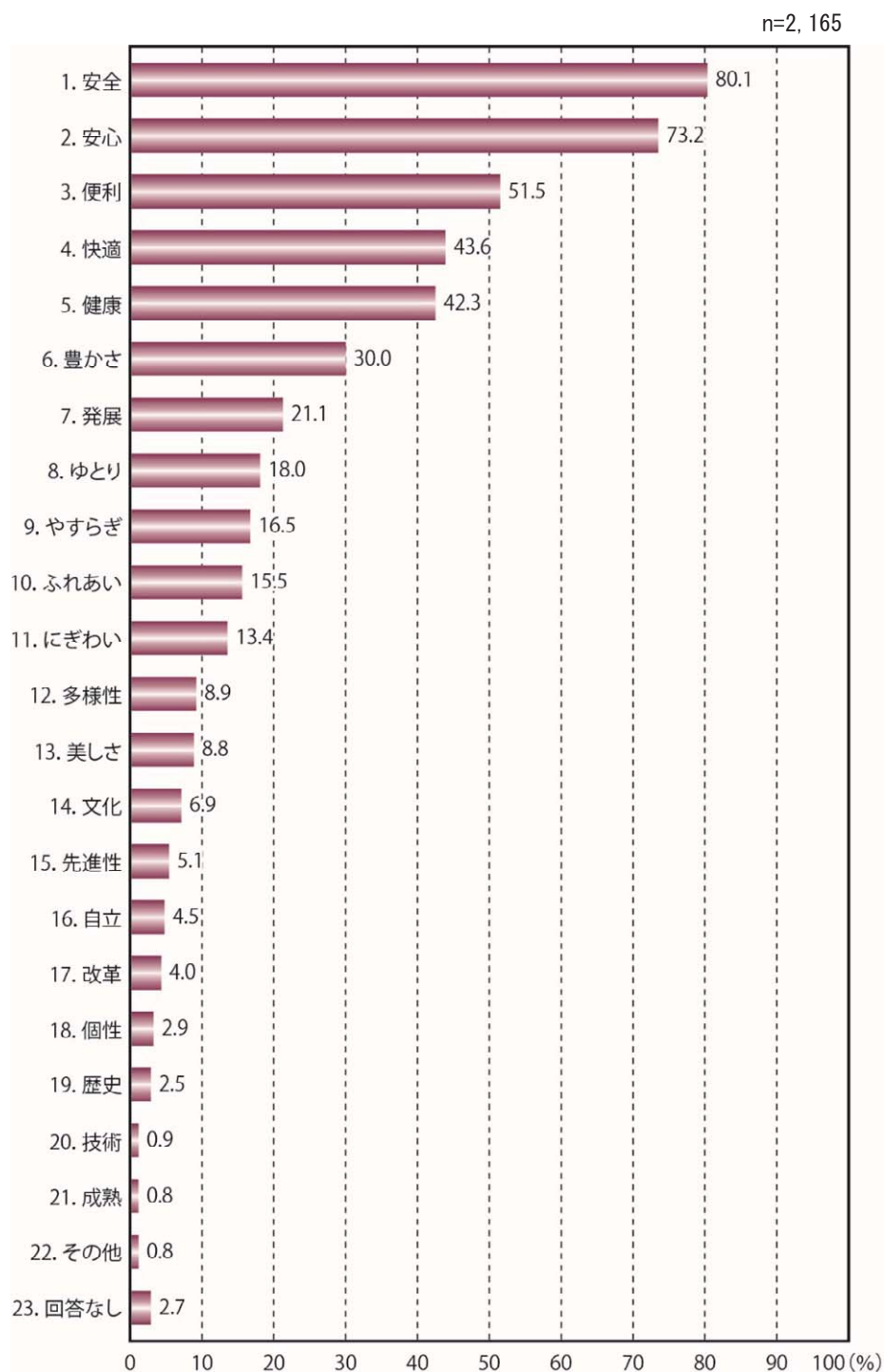
A	Aに含まれる施策は、重要度が高く、満足度が低いことから、施策として優先して取り組むべきであり、従来の施策は、改善を検討する必要があります。
B	Bに含まれる施策は、重要度が高く、満足度も高いことから、現状の水準を維持し、着実な取組を進める必要があります。また、満足度を維持しながら低コスト化を検討する必要があります。
C	Cに含まれる施策は、重要度が低く、満足度が高いことから、施策への関心を高める取組とともに、現状の水準を維持し、着実な取組を進める必要があります。また、満足度を維持しながら低コスト化を検討する必要があります。
D	Dに含まれる施策は、重要度が低く、満足度も低いことから、施策への関心を高める取組とともに、従来の施策の改善を検討する必要があります。

3 これからのまちづくりについて

(1) 将来のまちづくりで大切にしたいこと

「安全」が80.1%、「安心」が73.2%で、この2項目に回答が集まっています。

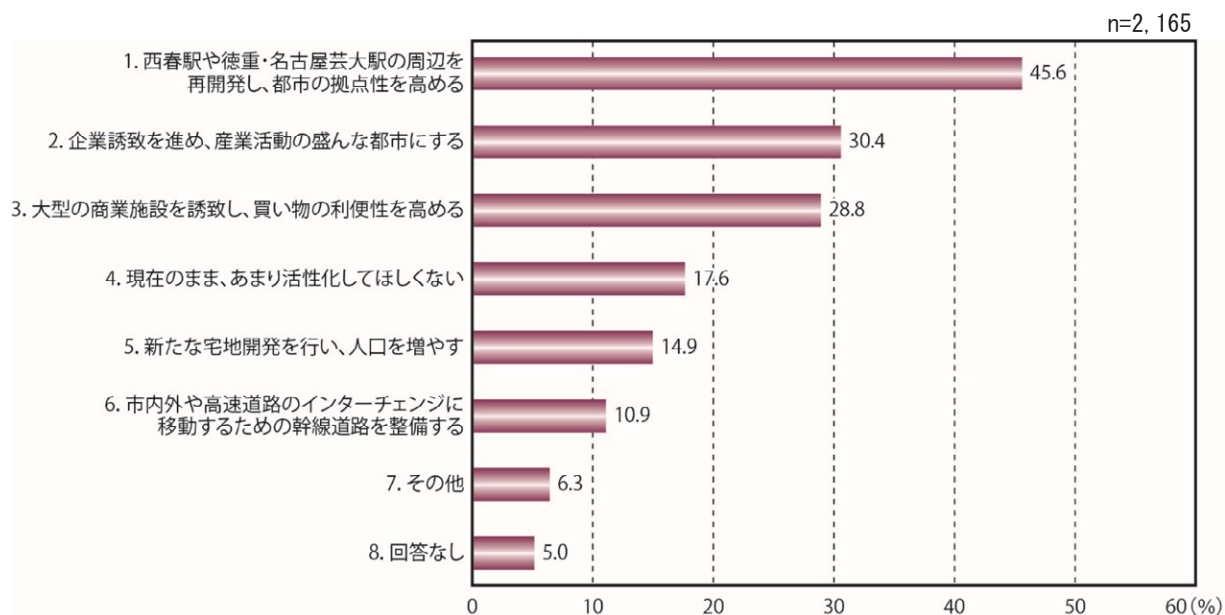
このほかでは、「便利」(51.5%)、「快適」(43.6%)、「健康」(42.3%)、「豊かさ」(30.0%)の割合が比較的高くなっており、安全で安心、さらに利便性、快適性などが大切であると考えられています。



(2) 将来のまちの活性化のために重要なこと

「西春駅や徳重・名古屋芸大駅の周辺を再開発し、都市の拠点性を高める」が 45.6%と最も高く、次いで「企業誘致を進め、産業活動の盛んな都市にする」が 30.4%、「大型の商業施設を誘致し、買い物の利便性を高める」が 28.8%となっています。

一方、「現在のまま、あまり活性化してほしくない」が 17.6%となっています。

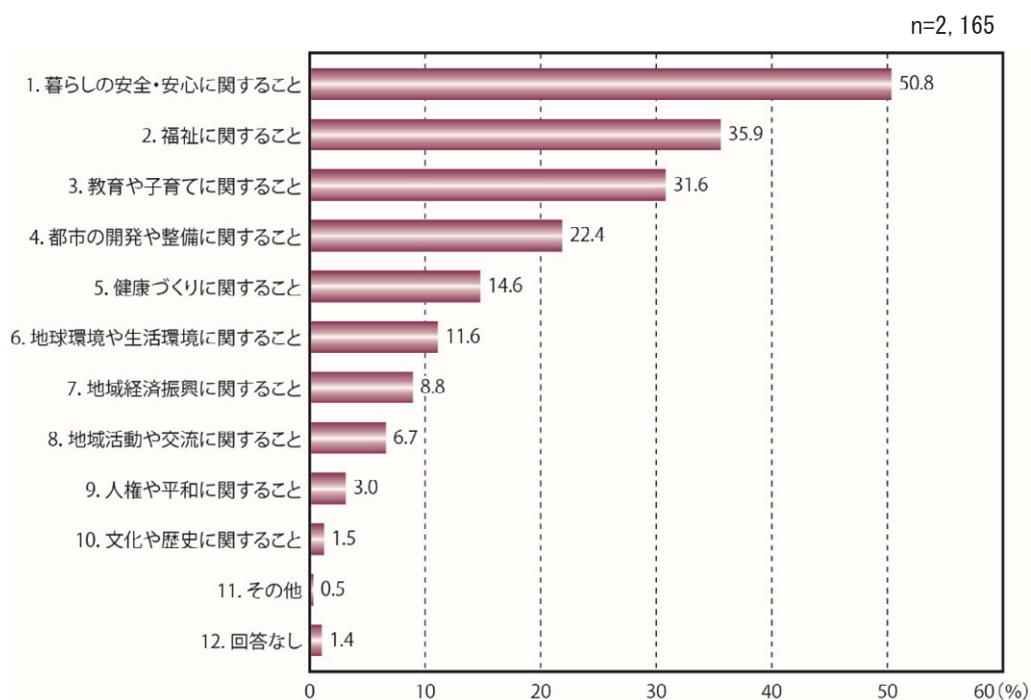


4 地域活動について

市民と行政が協働で取り組むことが必要、または有効であると考えられる分野

「暮らしの安全・安心に関すること」が 50.8%と最も高く、次いで「福祉に関すること」が 35.9%、「教育や子育てに関すること」が 31.6%となっています。

このほか、「都市の開発や整備に関すること」(22.4%)、「健康づくりに関すること」(14.6%)、「地球環境や生活環境に関すること」(11.6%)などに回答が分かれています。



第5章

社会動向

1 少子高齢化に伴う社会構造の変化

我が国は、世界有数の長寿大国となる一方で、世界に類を見ない速さで高齢化が進行し、生産年齢人口[※]の減少と社会保障費の加速度的な増大が進み、このままでは国及び地方の財政をますます圧迫することになります。

人口減少社会に対する国策として、国では「まち・ひと・しごと創生法[※]」を制定し、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する地方創生の取組が行われています。

その一つとして、国の成長戦略は、全員参加型の社会をめざす一億総活躍社会[※]の実現を掲げ、女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げることができるような環境づくりを推進しており、こうした国の動向に対応したまちづくりが求められています。

地域においては、新たな助け合いの仕組みづくりや健康寿命[※]の延伸による医療や介護の負担軽減、子育てしやすい環境づくりが求められます。

計画に求められる視点

少子・長寿社会への対応

- 少子化は、本市においても避けては通れない状況にあり、女性の活躍を支援し、若い世代が子どもを産み育てたくなる子育て環境の整備が必要となっています。このため、多様な労働力が活躍できる魅力的な働き場の創出が必要となります。
- 高齢者が健康で生きがいのある暮らしができるよう、健康づくりや地域で活躍できる場を増やすとともに、医療、福祉、コミュニティ[※]分野などのさまざまな地域資源をつなぎ、地域での暮らしを支える仕組みづくりが必要となります。

2 災害や環境問題への懸念と求められる対策

我が国に甚大な被害をもたらした東日本大震災を始め、自然災害による被災が相次いでおり、この地域においても南海トラフ地震[※]の発生が予想されるほか、地球温暖化の影響と言われている異常気象に伴い、集中豪雨が頻繁に発生するようになっていきます。

国では、2014年(平成26年)6月に国土強靱化基本計画[※]を定めており、その中で、国、地方公共団体、住民、民間事業者などが適切な連携のもと、さまざまな自然災害に際し機能不全に陥ることを避け、いつまでも元気であり続ける強靱な国土をつくりあげることが求められています。

また、2016年(平成28年)5月に策定された地球温暖化対策計画[※]では、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割が定められ、低炭素社会[※]の実現に向けて取組を進めることが求められています。

計画に求められる視点

減災と環境共生の推進

- 市内全域が坂のない平坦な地形で、四方を河川に囲まれており、水害に弱い地形であることから、総合治水対策を推進し、安全性を高める必要があります。
- 東日本大震災を始め、大規模災害の教訓を活かし、南海トラフ地震への備えを着実に進める必要があります。同時に、地域が一体となって、災害時にも対応できるように地域の絆を深める取組が必要となります。
- 地球温暖化対策のために自然環境に配慮した低炭素まちづくり[※]の推進や、環境負荷の少ない生活スタイルの普及を図る必要があります。

3 リニアインパクトへの期待とその活用

2027年に予定されているリニア中央新幹線[※]の開業により、名古屋と東京が約40分で結ばれ、首都圏と一体化した巨大な経済圏域が形成されます。それにより、世界からいわゆる「ヒト、モノ、カネ、情報」などの経営資源を引き付けて経済活動が更に活発になることが期待されます。その中心となる名古屋駅周辺地区は、巨大な経済圏の副都心として、あるいは首都圏のバックアップ拠点として、国際的・広域的なビジネス交流拠点として発展する可能性があります。そのためには、名古屋駅周辺地区における機能強化だけでなく、名古屋大都市圏[※]全体での発展に向けた広域的な取組が必要になります。

一方、リニアインパクト[※]を活かすため、名古屋大都市圏の各都市は産業や住宅を引き込むための取組を活発化させ、都市間競争が厳しくなることが想定されます。

計画に求められる視点

連携の強化と市の魅力向上

- リニアインパクトを名古屋大都市圏全体の発展につなげるため、名古屋市と各都市が連携した取組を進める中で、本市もその一翼を担う必要があります。
- リニア中央新幹線の開業を契機として増加が見込まれる住宅や企業立地の需要の受け皿づくりのために、住宅地や産業用地の整備を進める必要があります。
- 交通の利便性の高さと名古屋市に隣接するという恵まれた立地条件、農地が広がるうるおいのある環境を有しており、それらの優位性を活かして本市の魅力を明確にした上で効果的な発信を行い、名古屋大都市圏の中における存在感のある都市づくりを進める必要があります。

4 変動が大きな経済情勢

経済のグローバル化[※]の進展に伴い、国内外での企業競争が激しくなる中、世界経済の先行き不透明感が高まり、今後の経済変動も懸念されています。また、中国を始めアジア諸国における経済成長の一方で、我が国の成長力や国際競争力の相対的な低下が予想されます。

国や地域の持続的な成長を図るためには、アジア諸国の成長を活用した産業やMRJ[※]を始めとする航空宇宙産業など、新たな成長産業を見いだしていく必要があります。

グローバルに活躍する企業の育成のみならず、地域の特性を活かした魅力ある仕事の創出、地域内での消費の循環を図る産業の創出、地域の産業資源を活かした技術革新の推進など、多様な視点での産業振興が求められます。

計画に求められる視点

地域の持続的発展に必要な産業の活性化

- 今後、経済の柱として期待される航空宇宙産業、健康長寿産業など新たな成長産業を中心に、新規企業の立地を誘導するために沖村西部地区に続く新たな産業用地の整備が必要となります。
- ジェトロ[※]名古屋などの支援機関を活用し、市内企業の海外展開や販路拡大への包括的なサポート体制の強化を行う必要があります。

5 地域運営の重要性

2000年(平成12年)4月の地方分権一括法[※]の施行により地方への権限移譲が進み、市町村において自らの権限と責任のもとで行政運営を行う分野が拡大しており、地域の運営能力をこれまで以上に高めることが求められています。

また、国際化・情報化が進み価値観が多様化する中、男女共同参画やノーマライゼーション[※]の推進など、誰もがお互いを尊重し、いきいきと活躍できる環境の整備が求められます。

地域では、市民一人ひとりが地域に関心と愛着をもち、地域の課題への対応や災害時の助け合いなど、それぞれが担うことができる活動に取り組み、市民、事業所、行政などの協働[※]のもとで地域運営を行う地域の総合力を高める必要があります。

計画に求められる視点

未来を担う人づくりと持続可能な地域づくり

- 多様化する市民ニーズや地域課題に柔軟に対応し、市民自らが主体的に地域運営に取り組む場づくりとして、市民協働[※]を推進する必要があります。
- 次代を担う子どもたちを豊かな人材に育成するためには、家庭、地域、学校が支えあうとともに、地元企業や団体、大学の協力を得て、多様な教育を受けることができる教育力を強化し、教育レベルの向上を図る必要があります。
- 全ての市民が健康で、心のゆとりを実感して暮らせるよう、教育、生涯学習、文化・芸術、スポーツなどさまざまな交流や活動に参加できる取組を推進する必要があります。
- 参加意識の低下や役員の成り手不足などにより自治会・町内会組織の活動力に差がみられるようになっていきます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続け、子育て世帯が定住するため、地域コミュニティ[※]、市民活動団体など市内の多様な団体間の連携を強化し、市民の自主的な活動を促し地域で支えあう社会づくりを進める必要があります。

第2編

基本構想

第1章

基本理念

「こころ」と「からだ」と「まち」が健康で、活力あるまち

「こころ」と「からだ」と「まち」の健康づくりを推進し、全ての市民がいきいきと活躍する活力あるまちをめざします。

便利で安全・安心な質の高いまち

安全・安心な生活環境の整備を進め、誰もが快適に暮らせる質の高いまちをめざします。

やすらぎと愛着を感じ、いつまでも住み続けたいまち

やすらぎある暮らしと市民同士のふれあいを醸成し、子どもから高齢者までがいつまでも住み続けたいまちをめざします。

第2章

めざすまちの姿

「健康快適都市」

～誰もがいきいきと安全・安心に暮らせるまち～

市民の誰もが、快適な生活環境の中で心も体も健康でいきいきと安心して暮らし続けることができるまちをめざすまちの姿とし、その実現に向けて、市民と行政が協働※してまちづくりを進めていきます。

第3編

基本計画 総論

第1章

人口動向

1 人口

84,133人(2015年10月現在)

《年齢3区分による人口の推移》



●各年の値は、国勢調査の数値です。なお、総人口には年齢不詳も含むため、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口※）、65歳以上（老年人口）の合計と総人口とは一致しません。

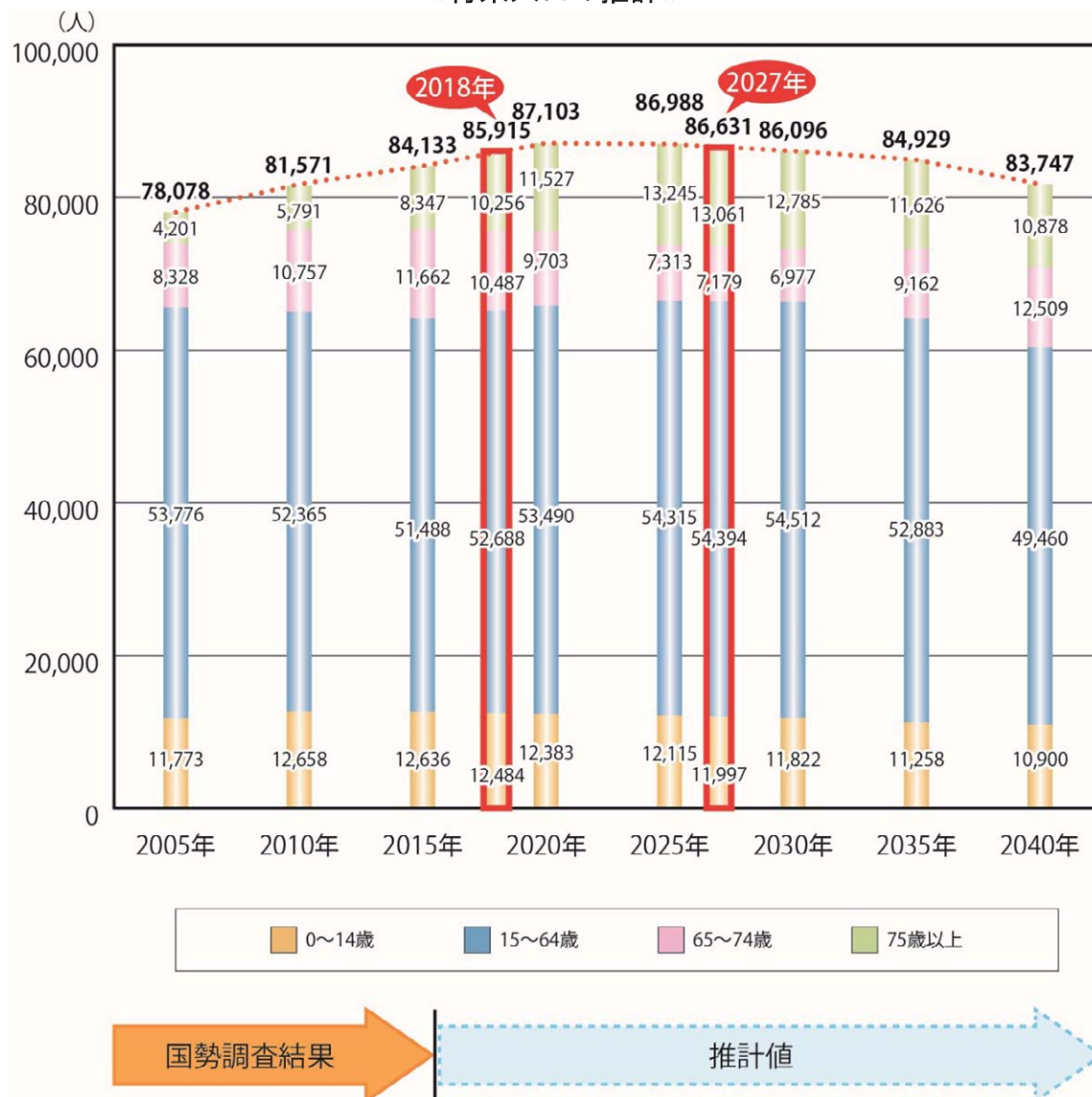
10年間毎の推移

1985年から1995年	2,943人の増加
1995年から2005年	4,208人の増加
2005年から2015年	6,055人の増加

(1) 人口の見通し

本市の人口動向の現状を分析し、将来人口を推計すると、2020年の87,103人をピークとして、その後ゆるやかに減少し、本計画の終了年の2027年には86,631人と予測されます。

《将来人口の推計》



●2018年以降の値は、国立社会保障・人口問題研究所[※]の推計データ及び最新の国勢調査（2015年）データを基に、コーホート要因法[※]により推計しています。

(2) 年齢別人口

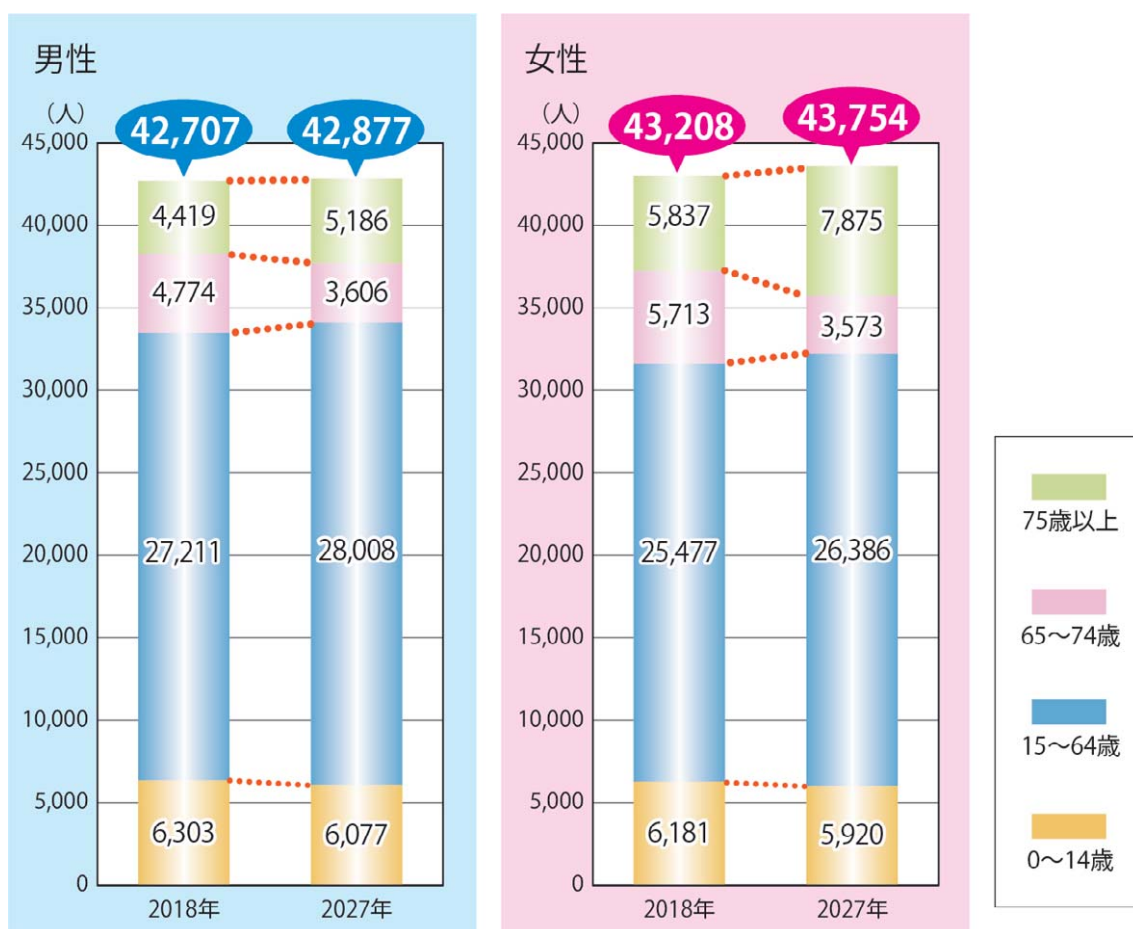
将来人口の推計に基づき、本計画の初年と終了年を比較した次表《将来人口の推計に基づく2018年と2027年の年齢別人口》をみると、人口構成の特徴として、15歳から64歳までの区分である生産年齢人口[※]が増加すると予測されます。その内訳をみると、「15～19歳」と「20～39歳」が減少し、「40～64歳」が大幅に増加することが予測されます。

また、「0～14歳」、「15～64歳」、「65～74歳」、「75～79歳・80歳以上」の年齢の4区分でみると、「75～79歳・80歳以上」が増加すると予測されます。さらに、《男女別の年齢別人口》をみると、75歳以上の女性が大幅に増加することが予測されます。

《将来人口の推計に基づく2018年と2027年の年齢別人口》

区分	年齢区分	2018年				2027年			
年少人口	0～4歳	4,211人	4.90%	12,484人	14.53%	3,860人	4.46%	11,997人	13.85%
	5～14歳	8,273人	9.63%			8,137人	9.39%		
生産年齢人口	15～19歳	4,257人	4.96%	52,688人	61.33%	4,095人	4.73%	54,394人	62.79%
	20～39歳	20,473人	23.83%			19,676人	22.71%		
	40～64歳	27,958人	32.54%			30,623人	35.35%		
老年人口	65～69歳	4,849人	5.64%	10,487人	12.20%	3,564人	4.11%	7,179人	8.28%
	70～74歳	5,638人	6.56%			3,615人	4.17%		
	75～79歳	4,740人	5.52%	10,256人	11.94%	4,428人	5.11%	13,061人	15.08%
	80歳以上	5,516人	6.42%			8,633人	9.97%		
合計		85,915人	100%	85,915人	100%	86,631人	100%	86,631人	100%

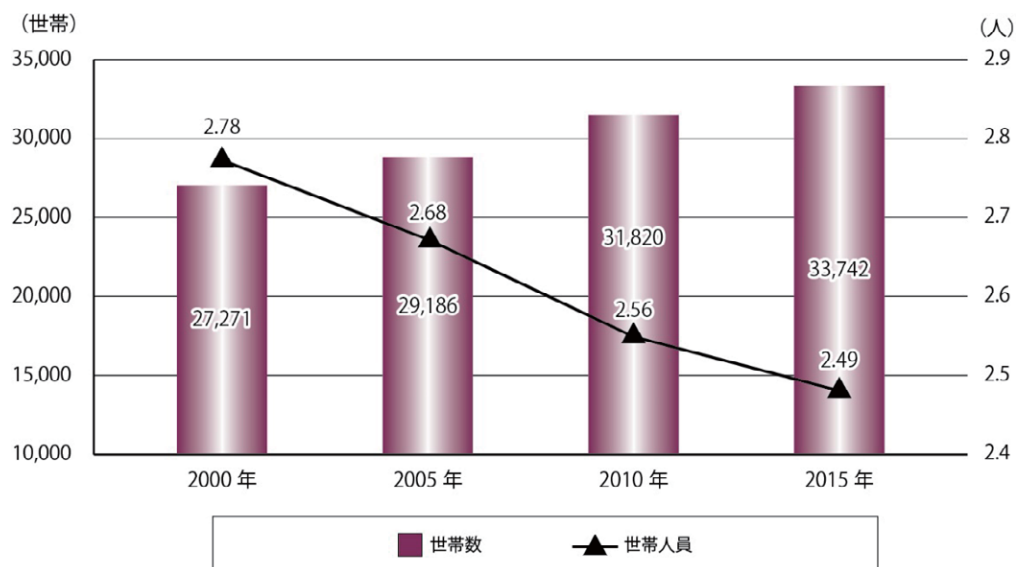
《男女別の年齢別人口》



2 世帯数

33,742世帯(2015年10月現在)

《世帯数の推移》



●各年の値は、国勢調査の数値です。

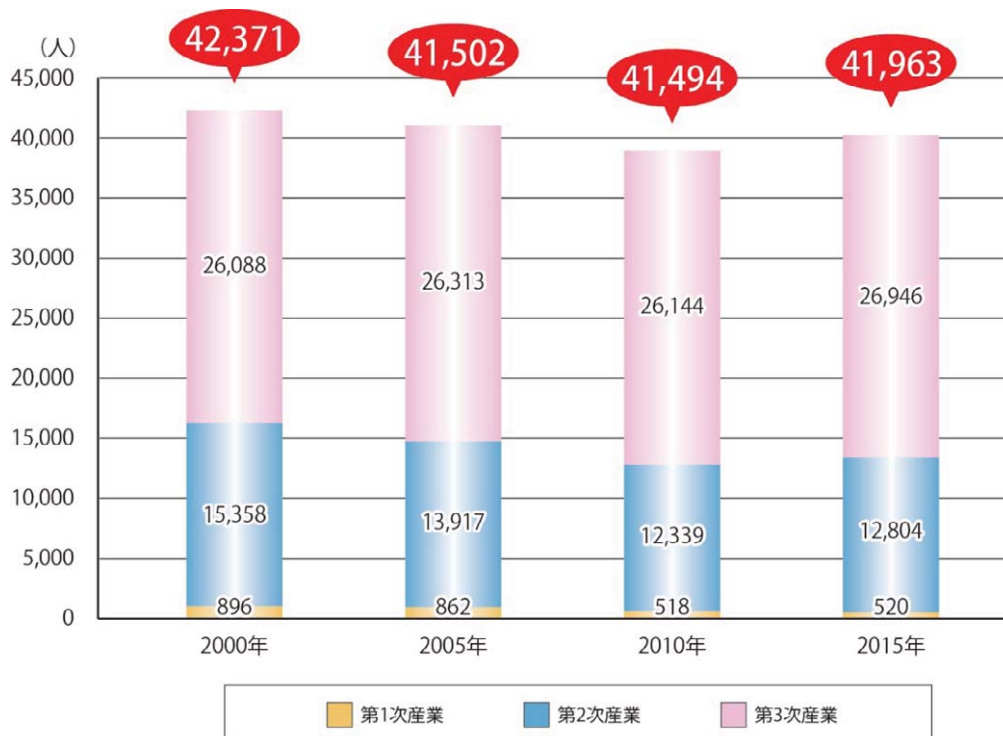
15年間の推移

2000年から2015年 6,471世帯の増加
(世帯人員は、3人以下で減少傾向にあります。)

3 産業別就業者数

41,963人(2015年10月現在)

《産業3部門による就業者数の推移》



●各年の値は、国勢調査の数値です。なお、就業者総数は、分類不能の産業も含むため、第1次産業※、第2次産業※、第3次産業※の合計と就業者総数とは一致しません。

15年間の推移

2000年から2015年 408人の減少

第2章

土地利用方針(基本的考え方)

愛知県は、全国の中でも人口の自然増・社会増を維持しながら人口増加が続く、数少ない県の一つであり、その中の本市も同様に国立社会保障・人口問題研究所[※]の推計では、2020年まで人口増加が続くと予測されています。しかし、愛知県も本市も、2020年頃をピークに人口減少に転換することが予測されており、人口の自然増・社会増を維持するための取組が求められる一方で、将来の人口減少に備える必要もあります。また、リニアインパクト[※]に向けた備えも必要です。このような大きな社会状況の変化に適切に対応するため、土地利用については、おおむね20年後を見据えた考え方や方向性を示します。

1 暮らしやすく魅力ある土地利用(コンパクト&高質住宅地創出)

本市は、東西約6km、南北約4kmという比較的小さな都市ではありますが、人口減少、超高齢社会[※]、リニアインパクトなどに対応するためには、鉄道駅や市役所を中心に、必要な都市機能を集約するとともに、鉄道駅の近隣には質の高い住宅地の創出を図り、高齢者が暮らしやすく、リニアインパクトによる新たな居住を誘導するため、コンパクトで暮らしやすく、魅力ある土地利用を進めます。

併せて、鉄道の高架化と周辺まちづくりを促進します。

2 安全・安心なまちを支える土地利用(治水・防災)

本市は、周囲を河川に囲まれた低平地であるため、浸水被害の危険性が高く、2000年(平成12年)9月の東海豪雨を始め、過去に幾度も被害を受けています。このため、災害危険度の高い地区での都市的土地利用は、雨水貯留施設[※]を整備するなどの必要な対策を講ずるものとし、併せて遊水機能[※]を有する農地の保全に努め、市民生活の安全・安心の向上を図るとともに、持続的な地域経済活動の基盤を支えます。

また、延焼火災の発生など、防災上問題のある市街地については、建物の防火性能の向上の推進や狭隘道路[※]の解消などの改善に努めます。



3 地域の強みを活かし活力を生み出す土地利用（産業集積・企業誘致）

本市は、名古屋市に隣接し、高速道路や国道、主要地方道に囲まれ、県営名古屋空港にも近接するという交通と生活の高い利便性を有しています。

都市間競争が厳しくなる中、本市ではこうした地域の強みを活かし、国道や県道などの既存ストック※が活用できる地域を中心に、周辺環境に配慮しつつ産業集積や企業誘致がしやすい土地利用を促進し、都市の持続的発展を図ります。

併せて、沖村西部土地区画整理事業※による企業立地を推進します。

4 都市と農地が共存する土地利用（都市農地）

本市は、名古屋市に隣接しながら、一定の農地が残っています。人口減少におけるゆとりある住環境、防災意識の高まりなど、大きく時代が変化する中、大都市近郊における農地には多様な機能が期待されています。

そうしたことから、リニアインパクト※や企業誘致などによる都市的土地利用への転換などと併せ、市内に広がる農地の地域バランスを考慮しながら、農地の持つ緑地や保水などの多様な機能を活かし、都市と農地が共存できる土地利用を図ります。



第3章

分野別まちづくり方針

1 6つの分野別目標

めざすまちの姿を実現するため、6つの分野別目標を設定します。

(1) 健康・福祉分野—「健康で生きがいを持って暮らせるまちづくり」

全ての市民が、心も体も健康で生きがいに満ちた幸せな暮らしを送るとともに、子育てがしやすく、高齢者や障害者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるまちづくりが求められています。

そのため、市民自らの健康づくりを支援するとともに、救急医療※体制の充実を図ります。また、子育て支援の施策と環境を整備するとともに、地域で暮らす高齢の方を、健康、医療、介護、福祉などのさまざまな面から包括的に支えます。さらに、障害者や生活困窮者※が自立して生活できるよう支援施策を充実します。

(2) 教育・文化分野—「豊かな学びと心を育み文化の薫るまちづくり」

豊かな人間性と社会性を持ち、国際社会を生き抜く人材が求められています。また、成熟社会※が進むにしたがって、生きがいや心の豊かさを求め、それぞれが志向する生活様式や都市的で文化水準の高い生活の実現に対する期待が高まっています。

そのため、未来を担う子ども一人ひとりの成長を支える教育を充実するとともに、学校と家庭、地域社会の連携を強化し、社会全体で子どもを育みます。また、子どもから高齢者まで、誰もが自主的・主体的に文化活動や学習、スポーツ活動に取り組むことができ、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを進めます。さらに、地域に伝わる伝統や文化、市内の大学を基盤とする芸術活動などの地域資源と日常生活の中で身近にふれあえる取組を進め、本市に対する誇りや愛着を高めます。

(3) 安全・環境分野—「安全・安心で環境にやさしいまちづくり」

水害や発生が予想されている南海トラフ地震※などの災害から生命や財産を守るとともに、交通事故や犯罪のない、安心して暮らせる安全なまちづくりが求められています。また、地球温暖化防止などに対応した環境にやさしいまちづくりが求められています。

そのため、市民や地域と連携して地域の防災、交通安全、防犯体制を強化するとともに、建築物の耐震化や都市基盤整備※と連携して防災対策を推進します。また、省エネ・省資源など地球環境にも配慮した生活様式の普及と身近な自然環境の保全を進め、人と地球に優しい循環型社会※の形成を図ります。

(4) 都市基盤分野—「快適で利便性の高いまちづくり」

定住したいと感じられる魅力的な居住環境と活発な産業活動が展開できる環境が調和した整備が重要です。また、水と緑の空間としての農地を活用して、市民生活にうるおいとやすらぎが感じられる空間を形成することが期待されています。

そのため、駅周辺の整備やにぎわいの創出、土地区画整理事業[※]などによる計画的な市街地や産業用地の整備、開発の誘導、緑の空間としての農地の保全、道路網や下水道の整備など快適で利便性が高く安全な都市環境を整えていきます。また、コンパクトな生活圏を形成し、憩いやレクリエーション[※]の場を身近に充実させるとともに、市を二分している鉄道を高架化し、円滑に移動できる道路環境や公共交通の整備を図ります。

(5) 産業活力分野—「魅力的で活力あるまちづくり」

多様な事業活動による地域の活性化や安定した雇用創出を図り、経済基盤を強化することが求められています。

そのため、既存産業に対する市民の理解を深め、後継者育成や事業承継を図るとともに、農業、商業・サービス業、工業などの振興と地域の産業を支援します。また、名古屋市に隣接し、県営名古屋空港や高速道路への交通アクセスに優れた本市の立地条件を活かし、企業誘致を推進します。さらに、新事業・新産業創出などによる事業者の経営基盤の強化やスモールビジネス[※]などの創業を支援します。

(6) 協働・行財政分野—「協働と連携のまちづくり」

地方分権や社会環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、地域特性に見合った独自性のあるまちづくりが求められています。

そのため、地域コミュニティ[※]や市民活動団体などによる地域自治力の強化を図るとともに、年齢、性別、国籍などにかかわらず誰もが活躍できる環境を整えて、市民の自主的な活動を促進し、市民と行政が情報を共有して、積極的に協働[※]のまちづくりを進めます。また、行政活動における必要性、有効性、重要度を考慮しながら、機構改革、職員の更なる意識改革を進め、効率的でより質の高い行政サービスを提供します。さらに、広域行政[※]を進め、将来を見据えて名古屋市などの合併を含めた施策連携の方策を検討します。

2 施策の体系

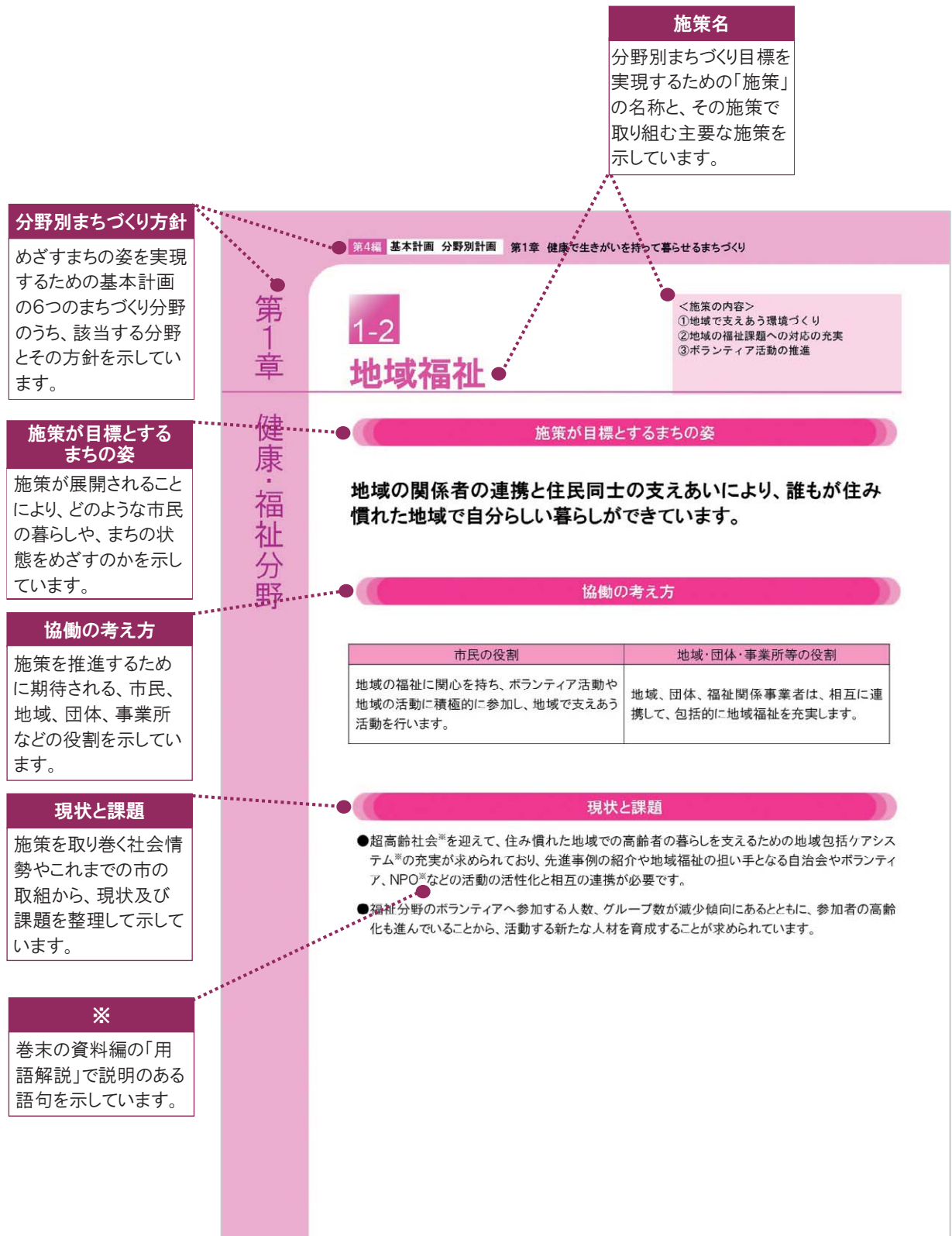
6つのまちづくりの目標を実現するため、28の施策を設定し、推進します。



第4編

基本計画 分野別計画

基本計画の見方





第1章

【健康・福祉分野】

健康で生きがいを持って暮らせるまちづくり

1-1 健康・医療

1-2 地域福祉

1-3 子育て支援

1-4 高齢者福祉

1-5 障害者(児)福祉

1-6 社会保障

1-1

健康・医療

＜施策の内容＞

- ①生活習慣の改善に向けた取組の支援
- ②健康づくりに取り組みやすい環境の充実
- ③母子の健康づくりの支援
- ④かかりつけ医・薬剤師の普及
- ⑤救急医療体制の充実

施策が目標とするまちの姿

全ての市民が健康の維持増進を意識して暮らしています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
自らの健康管理に関する知識と意識を高め、自主的に健康づくりに取り組みます。	地域、団体、医療機関、保健事業者は、相互に連携し地域の健康づくりを進めます。

現状と課題

- 市民一人ひとりが自分の健康状態を自覚し、主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。
- 健康づくりに取り組みやすい環境整備を進め、生活習慣の改善と生活習慣病※の予防を推進し、健康寿命※の延伸をめざすことが求められています。
- 特定健診・特定保健指導※など、成人を対象とした生活習慣の改善に関する事業は、受診率や実施率が伸び悩んでおり、参加者数を増やすことが必要です。
- 赤ちゃん訪問、乳幼児の健康相談、食育※の啓発、歯科保健、思春期保健※などの取組を進めており、今後も母子保健の充実が求められています。
- 医療に関しては、市民一人ひとりの日常的な健康管理を支えるために、かかりつけ医※・薬剤師の普及が求められています。
- 地域医療の拠点となる休日急病診療所※の老朽化が懸念されているため、関係機関との協議を進める必要があります。

主要施策

①生活習慣の改善に向けた取組の支援

- 「けんこうプラン21[※]」の普及啓発を図り、市民の健康づくりへの意識を高めます。
- 生活習慣の改善の必要性について啓発します。
- 食に関する正しい情報を提供し、健全な食生活の実践を促します。
- 運動に関する正しい情報を提供し、運動実践を促します。
- ライフステージ[※]に合わせた歯科指導を行います。
- 一人ひとりに合った適切な健康相談や健康講座を開催します。

<主な取組>

○健康講座の開催 ○ヘルスアップ教室の開催 ○歯科健診 ○8020 運動の推進 ○成人健康相談、心の健康相談

②健康づくりに取り組みやすい環境の充実

- 各種がん検診や特定健診の受診率を高め、早期発見・早期治療につなげます。
- 特定保健指導を始めとする各種健康講座を魅力あるものとし、参加を促します。
- 健康づくりの拠点として健康ドームの機能の充実を図ります。
- 日常的な運動習慣の定着を図るために、手軽に参加できる運動機会の充実を図ります。
- 健康づくりのボランティア団体の活動を支援します。
- ライフステージに合わせた心の健康づくりを推進します。

<主な取組>

○がん検診・特定健診 ○健康講座の開催 ○ラジオ体操の推進、ウォーキングイベントの実施 ○健康マイレージ事業 ○うつ・自殺予防対策事業

③母子の健康づくりの支援

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子に対する総合的な支援を充実します。
- 育児相談や健診事後教室、他機関と連携した専門的な相談・療育体制の充実など、早期療育指導[※]を充実します。
- 不妊治療に対する支援を継続します。
- 年長児、小学生のフッ化物洗口[※]を実施するなど、歯科保健の充実を図ります。
- 思春期保健[※]の充実を図ります。
- 感染症[※]から命を守るために、予防接種の正しい知識の普及と接種率の向上に努めます。

<主な取組>

○妊産婦・乳幼児健診 ○育児相談 ○赤ちゃん訪問 ○赤ちゃん訪問員の養成 ○歯科健診 ○不妊治療費助成 ○思春期教室 ○予防接種の勧奨

④かかりつけ医・薬剤師の普及

- 日常的な健康管理によって疾病予防や病気の早期発見・早期治療を的確に行うため、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、かかりつけ医[※]・薬剤師の普及を図ります。

<主な取組>

○かかりつけ医等の推進

⑤救急医療体制の充実

- 清須市、豊山町及び民間医療施設と連携して、第2次救急医療※の充実を図ります。
- 医師会や歯科医師会の協力のもとで、休日救急医療※の充実に努めます。
- 救急医療情報システムを活用し、適切に医療情報を提供し、第1次・第2次救急医療体制を充実します。

<主な取組>

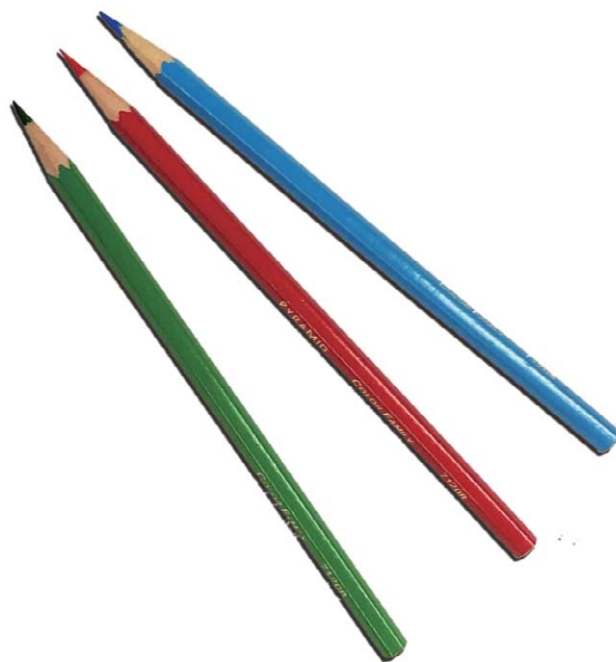
○休日救急医療

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査指標	<現状や活動状況> 「日ごろから健康づくりを実践している」市民の割合	47.8%	65%	80%
	<現状や活動状況> 「かかりつけ医がいる」市民の割合	59.7%	65%	70%
	<満足度> 「北名古屋市は健康づくりに取り組みやすい環境である」と思っている市民の割合	36.1%	41%	46%
	<満足度> 「北名古屋市は病院や診療所が充実している」と思っている市民の割合	50.3%	51%	51%
取組指標	3 歳児健康診査受診率	97.9%	100%	100%
	生活習慣病の保有率	33.3%	31%	29%

◆関連する計画

- 北名古屋市けんこうプラン21
- 北名古屋市食育推進計画
- 北名古屋市特定健康診査等実施計画
- 国民健康保険データヘルス計画



1-2

地域福祉

＜施策の内容＞

- ①地域で支えあう環境づくり
- ②地域の福祉課題への対応の充実
- ③ボランティア活動の推進

施策が目標とするまちの姿

地域の関係者の連携と住民同士の支えあいにより、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしができています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
地域の福祉に関心を持ち、ボランティア活動や地域の活動に積極的に参加し、地域で支えあう活動を行います。	地域、団体、福祉関係事業者は、相互に連携して、包括的に地域福祉を充実します。

現状と課題

- 超高齢社会※を迎えて、住み慣れた地域での高齢者の暮らしを支えるための地域包括ケアシステム※の充実が求められており、先進事例の紹介や地域福祉の担い手となる自治会やボランティア、NPO※などの活動の活性化と相互の連携が必要です。
- 福祉分野のボランティアへ参加する人数、グループ数が減少傾向にあるとともに、参加者の高齢化も進んでいることから、活動する新たな人材を育成することが求められています。

主要施策

①地域で支えあう環境づくり

- 福祉に関する役立つ情報を分かりやすく提供し、支援サービスに対する認知度を高め、利用を促進します。
- 多様な情報発信ツールを効果的に活用し、役立つ情報を発信します。
- 日頃からの交流を深め、活動しやすい環境を形成するために、交流・見守り活動を推進します。
- いざという時に助け合えるよう、「向こう三軒両隣の精神」を活かした支援体制を整備します。

<主な取組>

- 広報紙、パンフレット、SNS等による広報事業
- 地域ふれあいサロン
- 各小中学校のあいさつ運動
- 災害時要援護者支援対策システム構築

②地域の福祉課題への対応の充実

- さまざまな福祉サービス・相談に対応する「総合窓口」の周知を図り、窓口の利用を促進します。
- 必要な支援をコーディネートするために、関係機関との連携を強化します。
- 支援を必要とする人のニーズと地域で支援が可能なことをマッチングして、必要な支援サービスを増やします。

<主な取組>

- 総合窓口のPR
- 傾聴ボランティア派遣
- 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター、協議体)

③ボランティア活動の推進

- 社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、ボランティアのコーディネート機能を強化します。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアを養成します。
- ボランティア活動団体を支援し、活動を促進します。

<主な取組>

- 社会福祉協議会のボランティア事業
- ボランティア養成講座
- ボランティアの体験活動

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査	<現状や活動状況> 「お住まいの地域でお互いに助け合う意識が強い」市民の割合	33.9%	40%	50%
	<満足度> 「北名古屋は福祉サービスの情報が分かりやすい」と思っている市民の割合	15.8%	20%	30%
取組指標	社会福祉協議会のボランティアセンター登録団体数	25 団体	27 団体	29 団体
	社会福祉協議会のボランティア登録人数	433 人	440 人	450 人
	心配ごと相談事業の認知度	32.9% (2014 年度)	40%	50%

◆関連する計画

●北名古屋地域福祉計画

1-3

子育て支援

＜施策の内容＞

- ①家庭における子育ての支援
- ②子育てと社会参加の両立支援
- ③子育てを支えあう地域づくり
- ④健やかな青少年を育む活動の推進

施策が目標とするまちの姿

保護者と地域が連携し、市全体で子どもをいきいきと健やかに育てています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
保護者は、子どもを愛情と責任を持って育てます。市民は社会全体で子どもを育てるという意識を持ちます。	地域、団体は、連携して子育てを支援し、子どもの成長を見守ります。企業は、仕事と子育てが両立できる働き方ができるようにします。

現状と課題

- 少子高齢社会が進む中で、子育て世帯が定住したくなる魅力的な子育て環境をつくることが地域の持続的発展に不可欠です。
- ひとり親世帯の子育ての経済的負担を解消するための支援の充実が求められています。
- 待機児童※ゼロを維持していますが、保育ニーズはますます多様化していることから、ニーズの変化を踏まえて保育サービスの充実を図る必要があります。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育ての担い手が家庭や地域社会での孤立が顕著になっていることから、親の子育てに対する不安の解消や児童虐待の早期発見に向けて、関係機関との連携体制を更に強化する必要があります。
- 設備の老朽化が進む保育園などの施設については、計画的な改修や修繕を進め、施設の新設や運営に当たり、民間の活力を活かす検討が必要です。
- ひきこもり、ニート※、不登校傾向の子ども・若者やその家族が、子ども・若者総合相談窓口※に来てもらいやすい体制づくりが求められています。
- 青少年センター※の子ども・若者総合相談窓口は浸透してきているものの、今後は相談が途切れた案件の追跡調査や相談の勧奨など積極的にアプローチしていく必要があります。

主要施策

①家庭における子育ての支援

- 子ども及びその保護者が適切な支援やサービスを受けられるよう情報を提供します。
- 子育て家庭が必要とする情報を提供し、子育ての不安や悩みに対応できる相談体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭の経済的負担の軽減や自立を推進するために支援を進めます。
- 発達障害※を有する児童への総合的な支援体制の整備を進めます。

<主な取組>

○子育てコンシェルジュ ○子育て支援センター ○養育支援家庭訪問 ○子育て支援サイト ○ひとり親等日常生活支援 ○家庭相談員、臨床心理士、言語聴覚士等による子育て相談

②子育てと社会参加の両立支援

- 柔軟で多様な保育サービスの提供に努めます。
- 仕事と子育ての両立を支援するために、放課後児童の居場所づくりの充実を図ります。
- 障害を有する子どもの成長を支援するために、障害児保育や障害児と健常児がともに育ちあえる統合保育を引き続き実施します。
- 耐震性の低い施設の建替えなど、安心して利用できるように施設の整備を進めます。

<主な取組>

○3歳未満児保育の拡大 ○病児保育 ○一時預かり事業 ○休日保育等 ○子育て短期支援(ショートステイ)
○児童クラブと放課後子ども教室との連携 ○ファミリー・サポート・センター

③子育てを支えあう地域づくり

- 地域で子育てを応援する機運を盛り上げるために、子育てに関わる関係機関が連携して取り組む体制を強化します。
- 子育て家庭の交流活動を促進します。
- 地域と関係機関との連携を強化し、虐待予防及び早期発見・早期対応に努めます。
- 虐待が疑われる場合の通報義務や通告先の周知に努めます。

<主な取組>

○地域ふれあい会 ○異世代交流活動 ○子育てサークル活動 ○保育園開放 ○児童センター事業
○要保護児童対策地域協議会

④健やかな青少年を育む活動の推進

- ひきこもり、ニート※、不登校傾向の子ども・若者やその家族を支援するために、青少年センター※の啓発活動と相談体制の充実を図ります。
- ひきこもり、ニート、不登校傾向及び問題行動歴のある子ども・若者の社会参加を促すための学習・体験の場を提供します。
- 青少年の健全育成を図るために、学校、生涯学習団体、ボランティア団体などの関係団体と連携を図り、地域ぐるみのネットワークを形成します。

<主な取組>

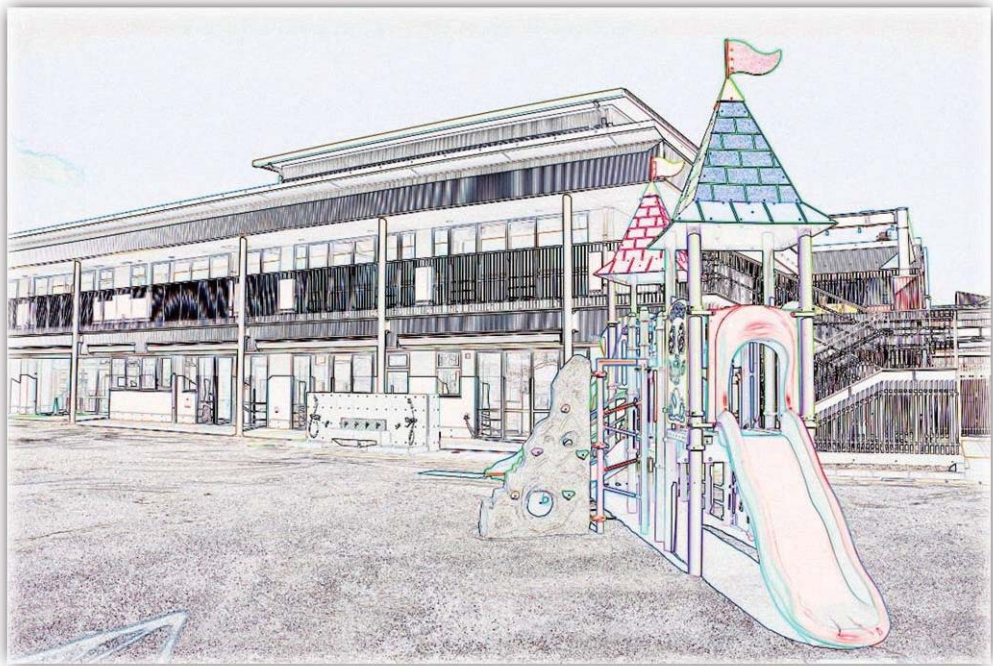
○非行防止啓発活動 ○夜のはいかい巡視活動 ○各小中学校のあいさつ運動 ○居場所支援事業
○青少年センター

第1章 健康・福祉分野

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査 指標	<現状や活動状況> 「お住まいの地域で子どもを育む活動に参加している」市民の割合	13.4%	15%	20%
	<満足度> 「北名古屋市は子育てしやすい都市である」と思っている市民の割合	32.0%	37%	42%
取組指標	3 歳未満児の保育所待機児童数	0 人	0 人	0 人
	民営化する保育園の数	0 園	1 園	2 園

- ◆関連する計画
- 北名古屋市子ども・子育て支援事業計画
 - 北名古屋市次世代育成支援行動計画



1-4

高齢者福祉

＜施策の内容＞

- ①高齢者の社会参加の促進
- ②総合的な介護予防体制の充実
- ③地域包括ケアシステムの構築

施策が目標とするまちの姿

高齢者が積極的に社会参加し、健康で生きがいのある生活を送っています。また、一人ひとりにあった介護サービスや地域住民による支えあいによって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
高齢者は自らが生きがいを持ち、積極的に社会参加するとともに、元気な高齢者は生活支援の担い手となります。	高齢者が地域で活躍できる場を増やすとともに、地域、団体、事業者などが連携して、見守り、助け合える仕組みの構築に努めます。

現状と課題

- 本市の年齢別人口構成では、60歳代後半から70歳代前半の人口が多いため、今後、後期高齢者※の大幅な増加が予想され、介護予防対策がますます必要になります。
- 2025年には、団塊の世代※が後期高齢者となることから、介護予防対策とともに、在宅で必要な医療や介護を受けられる体制を整備する必要があります。
- 高齢者自身の生きがいづくり、健康づくりとともに、地域を支える力として高齢者が地域で活躍する機会をつくることが求められています。
- 介護費用の抑制を図るために、総合的な介護予防対策がますます重要になることから、地域包括支援センター※の相談機能の拡充や専門職員の確保などの体制づくりが必要です。
- 今後増え続ける高齢者数に合わせて、介護サービスや介護保険外サービス※の充実を図るため、地域組織や市民グループなどの自主的な支えあい活動を促進する必要があります。
- 医療・介護・住まい・介護予防・生活支援サービスのネットワーク化による支援体制の充実が求められています。
- 認知症※の方の増加に対応するために、早期診断、治療につながる体制を整備するとともに、認知症予防については、運動や回想法※などを啓発することが必要です。
- 認知症の方やその家族、地域の人々の認知症への理解を深め、交流できる場づくりや安心して住み続けられる環境づくりが求められています。

主要施策

①高齢者の社会参加の促進

- 高齢者が知識や経験を活かして社会参加できるように、活動参加のきっかけづくりと活動の場づくりを進めます。
- 高齢者のニーズに即した事業を支援します。
- 高齢者福祉施設の利用を促進するため、利用しやすい設備の整備や管理方法の見直しなどを進めます。
- 道路や公共施設のバリアフリー化[※]など、高齢者が外出しやすい環境の充実を図ります。

＜主な取組＞

○老人クラブの活動支援 ○シルバー人材センターの活動支援 ○高齢者の就職先情報の収集・提供

②総合的な介護予防体制の充実

- 介護予防サービスの利用を促進するために、引き続き利用方法の周知に努めます。
- 増加する相談件数の中でも多くの問題を抱えた方への相談に対応するために、地域包括支援センター[※]の相談体制の強化を図ります。
- 高齢者の生活機能[※]の低下を防ぐために、運動、栄養、口腔機能[※]向上、認知症[※]予防などの介護予防教室を開催します。
- 高齢者が気軽に参加でき、地域の人との交流ができるような場を、市民とともに拡充します。
- 認知症予防のために、予防効果が検証されている運動を紹介し、高齢者の参加を促します。

＜主な取組＞

○介護予防ケアマネジメント ○介護予防・日常生活支援総合事業 ○一般介護予防事業（サロン、運動、栄養教室、回想法事業等） ○ケアマネジャー・介護事業者向け研修 ○総合相談 ○地域ケア会議

③地域包括ケアシステムの構築

- 介護が必要となっても、住み慣れた地域で医療・介護・住まい・介護予防・生活支援サービスが受けられる地域包括ケアシステム[※]の構築をめざします。
- 地域包括ケアシステムの促進のため、医療や介護を始めとする多職種を結ぶネットワークの強化を図ります。
- 今後増加が見込まれる要支援・要介護者[※]に対応した介護保険サービス・保険外サービスの確保に努めます。
- 住み慣れた自宅での暮らしが継続できるように、地域密着型サービス[※]の提供を進めます。
- 在宅介護家族の身体的・精神的負担の軽減と認知症の理解を促進し、できる限り在宅で生活できるように在宅医療・介護の充実や地域づくりを進めます。
- 高齢者の虐待を防止するために、高齢者虐待の対応に関する研修会の開催や地域のネットワークの強化を図ります。
- 要介護高齢者[※]や認知症高齢者の権利擁護を図ります。

＜主な取組＞

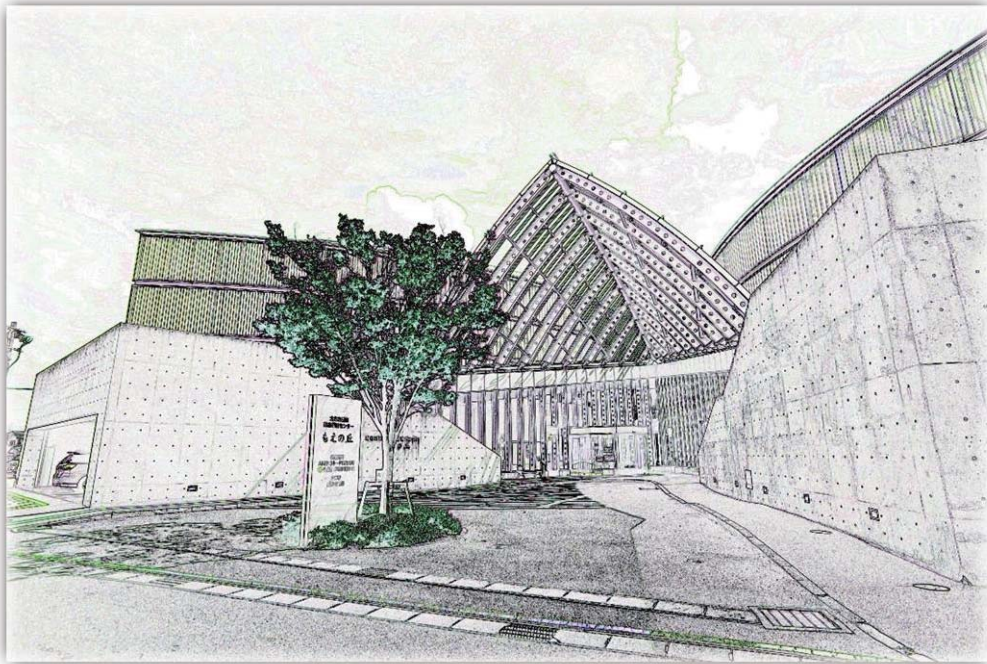
○介護保険制度の運営 ○福祉ガイドブックの配布 ○認知症施策の推進（認知症カフェ、介護者リフレッシュ事業等） ○高齢者見守り活動 ○在宅での自立生活支援サービス ○権利擁護業務 ○消費者被害防止 ○在宅医療・介護の連携 ○生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター、協議体） ○家族介護支援

第1章 健康・福祉分野

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査 指標	<現状や活動状況> 「お住まいの地域で異世代との交流に参加している」市民の割合	13.2%	20%	25%
	<満足度> 「北名古屋市は高齢者がいきいきと暮らしている」と思っている市民の割合	32.3%	35%	40%
取組指標	シルバー人材センター加入率	2.9%	3.0%	3.1%
	老人クラブ加入率	16.1%	18%	20%
	75歳到達時に自分を健康であると思う人の割合	34.6%	38%	41%
	レインボーネット市内事業所登録率	76%	80%	90%

◆関連する計画 ●北名古屋市介護保険事業計画・高齢者福祉計画



1-5

障害者(児)福祉

＜施策の内容＞

- ①自立に向けた環境づくり
- ②生活支援の充実

施策が目標とするまちの姿

障害者の社会参加が進み、障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会となっています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
障害者に対する理解を深め、ノーマライゼーション※のまちづくりに努めます。障害者自身も自らの能力を発揮し、積極的に社会参加します。	障害者と地域住民が交流できる場をつくるとともに、障害者の社会参加や生活を支えるボランティア活動を進めます。

現状と課題

- 障害を有する人は増加傾向にあり、日中を支えるサービスなどの利用は着実に増加していることから、今後もニーズの拡大に対応していく必要があります。
- 児童発達支援事業所※を設置して、児童及び保護者を支援していますが、支援が必要な児童が増加していることから、受入れ体制を更に充実する必要があります。
- 障害者就労施設※の進出により、障害者の就労は進展していますが、障害者数が増加していることから、ニーズの多様化に対応し、更に事業所の進出を促進する必要があります。
- 障害者が自立して生活するための必要な支援やサービスの利用を促進するために、相談窓口を周知して、相談支援を利用する人を増やす必要があります。
- 2016年施行の障害者差別解消法※を受けて、各分野での差別解消対策を検討することが求められており、障害者の虐待防止に向けた関係機関の連携を強化する必要があります。

主要施策

① 自立に向けた環境づくり

- 福祉や生活支援の制度、サービスなどの情報について、分かりやすい提供方法や情報内容の改善に努めます。
- 障害者の情報収集やコミュニケーションを支援する取組を充実します。
- 保健センター、児童発達支援事業所※、保育園・幼稚園などの関係機関の連携により、支援が必要な児童の健全な発達を促進するとともに、早期療育体制の充実を図ります。
- 障害の有無にかかわらず、ともに教育が受けられる就学指導や教育体制の充実を図ります。
- 障害者の雇用の場を確保するために、企業や関係事業所に働きかけるとともに、各種助成金制度や雇用する場合の必要な配慮について周知を図ります。
- 職業安定所や障害者就業・生活支援センター※などの関係機関と連携し、就労促進と継続雇用につながる支援の充実を図ります。
- 障害者優先調達推進法※に基づいて、障害者就労施設※などからの物品調達に努めます。

<主な取組>

○広報紙の点字化・音声化 ○手話通訳者の設置 ○インクルーシブ教育システム ○要約筆記入門講座・手話奉仕員養成講座 ○特別支援員の配置 ○就学奨励事業 ○尾張中部障害者就業・生活支援センターとの連携

② 生活支援の充実

- 障害者の権利擁護を支援するとともに、福祉サービスの利用を促進するために、相談体制の強化を図ります。
- 相談窓口などに専門職を配置し、専門性の高い相談に対応できるようにします。
- 成年後見制度※の活用を促進するための支援を行います。
- 経済的な自立支援、日中活動の場の充実など、総合的な生活支援サービスなどの充実を図ります。
- 施設入所者の地域生活への移行と安定を支援します。
- 民間賃貸住宅、グループホーム※など、本人の希望や障害の程度、家庭環境に応じて住まいが選択できるように居住の場の確保を図ります。
- 障害者の生きがいづくりや人間関係を広げるため、身近な地域でスポーツや文化活動に参加するきっかけや環境づくりに努めます。
- 災害時の障害者の安全を確保するために、地域における避難支援の体制づくりを進めます。

<主な取組>

○虐待防止センター ○障害者福祉サービス ○地域生活支援事業 ○特別障害者手当等の支援 ○グループホーム設置支援

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査 指標	<現状や活動状況> 「障害者等が地域で生きがいを持って暮らせるように支援したい」市民の割合	44.0%	48%	50%
	<満足度> 「北名古屋市は障害者にやさしい都市である」と思っている市民の割合	18.8%	20%	25%
取組 指標	手話通訳者・要約筆記者派遣数	153 件	168 件	185 件

◆関連する計画

●北名古屋市障害者計画・障害福祉計画

1-6

社会保障

＜施策の内容＞

- ①低所得者の経済的自立の支援
- ②社会保障の適正な運営

施策が目標とするまちの姿

低所得者の経済的な自立が促進され、生活意欲が向上しています。
各種の社会保障制度が健全に運営されています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
相互扶助の精神を理解し、制度を適正に利用します。	事業所は社会保障制度を理解し、制度の安定した運営を支えます。

現状と課題

- 景気の回復によって雇用の需要が回復していることから、生活困窮者※からの生活保護※の新規申請は減少傾向にありますが、生活困窮者や生活保護を受給している世帯の自立のために、就労などの支援を強化する必要があります。
- 2018年度から愛知県が国民健康保険※の財政運営の主体を担うことから、医療費の適正化を図るとともに、制度運営の効率化や保険財政の健全化に努める必要があります。
- 国民健康保険は、年々一人当たりの医療費が増加しており、健全な運営を維持するために、特定健診・特定保健指導※の推進、重複・頻回受診者※への指導などにより、医療費の増加を抑制する必要があります。
- 福祉医療※については、制度を維持するための適正な負担について理解を進める必要があります。
- 国民年金については、将来の不安から保険料の未納者が存在することから、納付を促進するための啓発が求められています。
- 介護保険制度※の安定した運営を図るためには、介護保険料の納付の確保と介護給付の適正化を進める必要があります。

主要施策

①低所得者の経済的自立の支援

- 生活実態を把握し、自立のための相談、指導援助を強化します。
- 就労支援員を中心とした就業支援を強化し、就労による自立を促進します。

<主な取組>

○就労支援事業 ○生活困窮者自立支援事業

②社会保障の適正な運営

- 特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率向上のために、特定健診の未受診者及び特定保健指導の未実施者に対する啓発活動を強化します。
- 保険給付を適正に実施するとともに、医療費の適正化を図ります。
- 福祉医療[※]は、社会情勢に合わせて制度の充実を図るとともに、受益と負担のバランスについて市民の理解を深めます。
- 国民年金の制度を周知し、保険料の納付を促進します。
- 介護給付の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する指導・監査の充実や介護従事者向けの研修を実施します。

<主な取組>

○特定健診未受診者への勧奨 ○保健指導対象者への個別勧奨 ○レセプト点検の充実強化 ○第三者求償及び過誤調整等の取組強化 ○ジェネリック医薬品差額通知・医療費通知の送付 ○後期高齢者福祉医療費扶助 ○障害者医療費扶助 ○母子・父子家庭医療費扶助 ○子ども医療費扶助 ○介護保険制度 ○介護保険料の納付の確保 ○介護サービス事業者への指導・監査 ○介護従事者の研修

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査	<現状や活動状況> 「医療保険制度を理解している」市民の割合	42.5%	46%	50%
	<満足度> 「北名古屋市の介護サービスが充実している」と思っている市民の割合	20.7%	25%	30%
取組指標	特定健康診査受診率	33.3% (2015 年度)	60%	60%
	特定保健指導実施率	7.9% (2015 年度)	60%	60%

◆関連する計画 ●北名古屋市介護保険事業計画

第2章

【教育・文化分野】

豊かな学びと心を育み文化の薫るまちづくり

2-1 学校教育

2-2 生涯学習

2-3 文化・芸術

2-4 スポーツ・レクリエーション

第2章

教育・文化分野

2-1

学校教育

＜施策の内容＞

- ①社会を生き抜く力の育成
- ②未来への飛躍を実現する人材の育成
- ③学びのセーフティネットの充実
- ④地域とともにある学校づくり

施策が目標とするまちの姿

子どもたちに、夢と生き抜く力を育む教育が行われ、次代を担う人材が育っています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
住んでいる地域の学校運営に積極的に協力します。	学校と連携して、子どもが学び、子どもの可能性を伸ばす環境づくりに努めます。

現状と課題

- 2015年度に策定した教育大綱※に基づき、教育委員会基本方針を定めていることから、この方針のもと、着実に事業を実施する必要があります。
- 自然体験、福祉体験、職業体験など多様な学習、社会貢献や道徳心を養う活動などを実施しているものの、今後も社会が激しく変化する中で、児童・生徒が将来自立し、他者と協力して課題の解決や目的を達成することができるようになるために、能動的・主体的な力である「社会を生き抜く力」を誰もが身につけられるような教育指導の充実が必要です。
- 社会のグローバル化※の進展に伴い、イノベーション※を実現し、各分野を牽引できるような人材を育成するために、英語を始めとした教育の更なる充実が必要です。
- 児童・生徒、保護者が抱えるさまざまな課題に対しては、スクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※の配置により、全ての児童・生徒が安心して教育機会が得られるように「学びのセーフティネット※」を更に充実することが求められています。
- 全小中学校でコミュニティスクール※を実施し、地域とともにある学校づくりを進めています。活動の継続や参画する人々の当事者意識の差などの課題があることから、解決に向けて学校と地域が協働※で取り組む体制を構築する必要があります。

主要施策

①社会を生き抜く力の育成

- 学習指導要領※の内容を確実に習得できるように、学習指導内容を工夫し、教育の質を高めめます。
- 多様な学習機会を充実し、豊かな心、健やかな体を育成します。
- 障害のある児童・生徒の自立と社会参加に向けた支援の充実を図ります。
- 学習の質を保証するために、継続的な検証改善サイクル※を確立して、学習成果の評価・活用を推進します。
- 将来の生き方や働き方を考える機会をつくるために、キャリア教育※や社会につながる活動を推進します。
- 教員の資質能力を高めるために、教員の研修の充実を図ります。

<主な取組>

- 各種体験学習 ○特別支援学級 ○特別支援員の配置 ○アフタースクール教室 ○職場体験
- ボランティア活動 ○独自講師の確保 ○ゲートキーパーの養成 ○教員研修

②未来への飛躍を実現する人材の育成

- 優れた才能や個性を伸ばすために、多様で高度な学習機会を提供します。
- 英語教育を充実し、英語によるコミュニケーション力の向上を図ります。
- 国際理解を深める学習機会を充実し、広い視野を持った人材を育成します。

<主な取組>

- ALTの派遣

③学びのセーフティネットの充実

- 全ての児童・生徒が同じ教育を受けられるように、教育費負担の軽減に向けた経済的支援を充実します。
- 不登校や悩みを抱えているなど、学習や社会生活に困難を有する児童・生徒への教育支援の充実を図ります。
- 学校施設の地震対策を強化し、災害時の児童・生徒の安全を確保します。
- 学校の防犯対策を強化します。

<主な取組>

- 就学支援 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 ○家庭訪問相談員による訪問相談
- いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題専門委員会 ○不登校対策協議会 ○校舎の補修 ○防犯カメラの設置

④地域とともにある学校づくり

- 子どもたちをともに見守り、ともに育む地域社会をつくり「教育」を「共育※」へと発展させます。
- 学校と地域との協働※を推進するため、地域の人材を発掘し、地域の協力体制を強化します。
- 地域との協働に向けて、子どもたちの豊かな育ちを確保するため、校長のリーダーシップを基にマネジメントを進めます。
- 子どもがさまざまな大人とふれあう中で、学ぶ意欲やたくましく生きる力が身に付くように、家庭や地域の教育力の向上を支援します。
- 学校と地域との連携・協働を円滑に進めるために、地域学校協働活動※の充実を図ります。

<主な取組>

- コミュニティスクール ○学校運営協議会 ○学校評価制度 ○地域学校協働本部 ○学校情報の公開

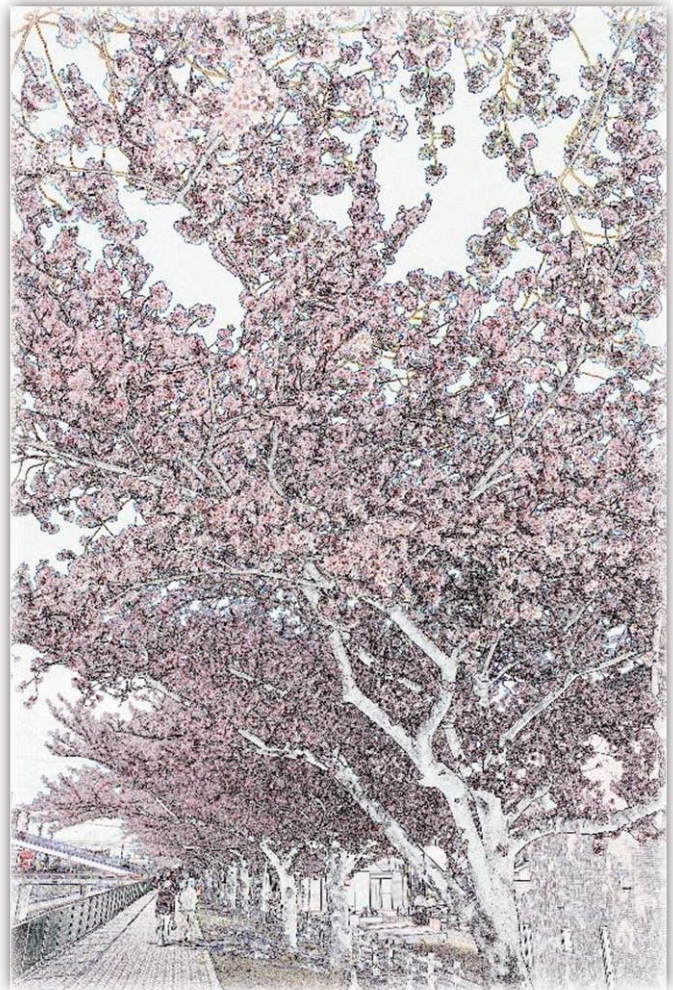
第2章 教育・文化分野

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査 指標	<現状や活動状況> 「小中学校の行事に参加したり協力している」市民の割合	27.6%	35%	40%
	<満足度> 「北名古屋市の子どもは健やかである」と思っている市民の割合	35.8%	40%	50%
取組指標	学校が楽しいと感じている児童・生徒の割合	88.1%	90%	95%
	保護者・地域住民による学校支援参加者数	1,510 人	3,000 人	7,000 人

◆関連する計画

- 北名古屋市教育大綱
- 北名古屋教育推進スキーム
- 北名古屋市教育委員会基本方針



第2章

教育・文化分野

2-2

生涯学習

＜施策の内容＞

- ①学習機会の充実
- ②生涯学習の基盤整備
- ③読書活動の推進
- ④家庭教育力の向上

施策が目標とするまちの姿

全ての市民が、自主的な学習活動を活発に行い、生きがいや学習意欲を持ち続けています。

家庭、地域、学校、行政などが連携し、青少年が健やかに成長できる環境を形成しています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
自主的に学習活動や社会活動に取り組みます。また、基本的な生活習慣や社会の基本ルールなどを身に付けさせる家庭教育を実施します。	地域や団体は、市民の学習の成果を地域に還元できる場をつくり、学習意欲を喚起します。 教育資源を有する大学や企業などは、学習機会の提供に協力します。また、青少年の見守り活動や交流活動など、地域で健やかに成長できる環境をつくれます。

現状と課題

- 生涯学習推進スキーム※を策定することで、生涯学習を推進する体制を整備してきたものの、今後も市民の学習ニーズの変化を把握し、必要に応じて見直しを行うなど、迅速かつ適切に新たな課題への対応を行っていく必要があります。
- 高齢者が生きがいを持って元気に生活を送ることができるよう、学習機会を充実するとともに、地域社会で活躍できる仕組みの構築が求められています。
- 社会教育分野にとどまらず、健康・福祉などの他分野との連携により、多様な学習機会の提供が求められています。
- 図書館の利用率は上昇し、来館者へのアンケート調査では高い満足度を得ているものの、登録者数は人口の約25%にとどまっており、新たなニーズを把握したサービス提供のあり方を検討する必要があります。
- 多様な学習活動の実施に必要な指導者の確保、育成を図る必要があります。

主要施策

①学習機会の充実

- 各世代の学習課題やニーズを的確に把握し、ライフステージ※に応じた学習プログラムの充実を図ります。
- 名古屋芸術大学や地元企業などとの連携により、高度化・多様化する学習ニーズに対応した講座を開設します。
- 講座の終了後のサークルづくりを支援するなど、自主的な学習グループの育成を図ります。
- 市民が必要とする学習関連情報の提供の充実を図ります。

<主な取組>

○児童生徒英語力推進事業 ○放課後子ども教室 ○土曜学習 ○少年少女発明クラブ ○生涯学習講座
○生涯学習大学公開講座 ○企業との連携 ○講座参加者アンケート調査 ○社会教育団体への活動助成

②生涯学習の基盤整備

- 老朽化が進んでいる施設の改修計画を検討し、持続的に利用できるよう計画的に改修を進めます。
- 使いやすく利便性の高い図書館をめざし、東・西図書館の機能の多様化及び強化を検討します。
- 名古屋芸術大学との協力により、図書館の相互利用を継続します。
- サービスの質の向上を図るために、市民や大学との連携による生涯学習施設の運営を検討します。

<主な取組>

○施設の改修 ○名古屋芸術大学図書館との協定

③読書活動の推進

- 地域のボランティアなどと連携・協力し、子どもの読書活動の機会の充実を図ります。
- 児童館や学校図書館などと連携を図り、児童・青少年用図書などの整備に努めます。

<主な取組>

○読み聞かせ ○子どもの読書活動

④家庭教育力の向上

- 家庭教育を見つめ直す機会を提供します。
- 親と子のふれあい実践活動を展開するなど、家庭教育の充実を図ります。

<主な取組>

○保育園講演会 ○家庭教育推進講演会 ○いきいき子育て講座

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査	<現状や活動状況> 「自己に適した生涯学習の活動を行っている」市民の割合	17.1%	20%	25%
	<満足度> 「市内の図書館や公民館は利用しやすい」と思っている市民の割合	46.0%	48%	50%
指標組	図書館入館者数	461,796 人	480,000 人	500,000 人
	生涯学習講座受講者充足率	94.6%	100%	100%

◆関連する計画

- 北名古屋市教育大綱
- 北名古屋生涯学習推進スキーム
- 北名古屋子ども読書活動推進スキーム
- 北名古屋市教育委員会基本方針

第2章

教育・文化分野

2-3

文化・芸術

＜施策の内容＞

- ①文化・芸術の推進
- ②歴史民俗資料館の充実・活用
- ③文化財の保存・活用

施策が目標とするまちの姿

日常生活の中で、文化・芸術活動に親しむ機会が多く、歴史や文化が薫るまちとなっています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
文化・芸術の鑑賞や活動に関わりを持って、地域に根ざした文化・芸術活動を支えます。	主体的に文化・芸術関連事業やイベントを開催します。

現状と課題

- 多様な文化資源をネットワーク化し、個性豊かな文化・芸術活動へと発展させていくことが求められています。
- 名古屋芸術大学との連携により各種事業が展開され、まちづくりが進められてきたことから、更に大学の有する機能が地域で発揮される環境の整備が求められています。
- 歴史民俗資料館「昭和日常博物館」の活動は、市内外に知られ、回想法[※]に関する取組は全国からの注目を集めていますが、市の特徴ある施設として新たな事業展開が必要です。

主要施策

①文化・芸術の推進

- 市民の文化・芸術活動の発表機会を拡充し、市民の活動意欲を喚起します。
- 名古屋芸術大学との連携を強化し、芸術文化事業を推進します。
- 地域に根ざした文化・芸術活動を担う団体の育成と活動を支援します。

<主な取組>

○パペットフェスタ ○市民音楽祭 ○名古屋芸術大学連携事業

②歴史民俗資料館の充実・活用

- 常設展の充実を図るとともに、展示の魅力づくりを進めます。
- 収蔵品を活用し、高齢者施策との連携により回想法※事業を推進します。
- 小中学校及び名古屋芸術大学と連携して出前事業などを実施します。

<主な取組>

○特別展・企画展 ○回想法ワークショップ ○出前事業

③文化財の保存・活用

- 国・県・市の指定文化財など、歴史ある文化資源を保存し、活用します。
- 文化財に対する市民の理解と地域に対する愛着を深めるために、啓発資料の作成や文化財を活用したイベントなどを開催します。
- 不足している無形民俗文化財※の継承者の育成を支援します。

<主な取組>

○文化財マップ ○文化財・遺跡の見学会、ウォークラリー ○無形文化財保存会と小学校との連携

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査 指標	<現状や活動状況> 「文化・芸術活動に親しむ機会がある」市民の割合	26.7%	30%	35%
	<満足度> 「北名古屋市は文化的な都市である」と思っている市民の割合	19.0%	22%	25%
取組 指標	歴史民俗資料館入館者数	46,895 人	50,000 人	55,000 人

◆関連する計画

- 北名古屋市教育大綱
- 北名古屋生涯学習推進スキーム
- 北名古屋市教育委員会基本方針

2-4

スポーツ・レクリエーション

＜施策の内容＞

- ①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ②地域のスポーツ環境の整備
- ③スポーツ団体等の支援

施策が目標とするまちの姿

市民一人ひとりが生涯にわたって自主的・主体的にスポーツやレクリエーション活動に親しみ、健康とふれあいの喜びを感じています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
自身の能力・体力に応じたスポーツ活動に積極的に参加します。	地域で市民が気軽にスポーツに参加できる環境づくりに努めます。

現状と課題

- スポーツ基本法※の理念の実現に向け、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージ※や興味、関心などに応じて、自主的・主体的にスポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。
- 社会体育施設の老朽化が進んでおり、計画的な改修が必要です。
- スポーツ団体の会員数が減少傾向にあり、市民総スポーツをめざし、魅力ある団体となるよう支援する必要があります。

主要施策

①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- 地域全体で連携・協働※して、子どものスポーツ機会を拡充します。
- 年齢、性別を問わずスポーツ活動に参加できるような多様なスポーツ機会の充実を図ります。
- いつまでも健康でいられるよう気軽に楽しくできるスポーツ・レクリエーション※の普及を図ります。

<主な取組>

○スポーツ教室 ○市民体育祭 ○北なごやふるさとマラソン ○スポーツ競技全国大会等出場者への激励費の支給

②地域のスポーツ環境の整備

- スポーツ推進委員及びスポーツ地域委員を確保するとともに、資質の向上を図るために研修の充実を図ります。
- 老朽化が進んでいる社会体育施設を持続的に利用できるよう、計画的に改修を進めます。
- 学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲内で広く市民に開放します。

<主な取組>

○スポーツ推進委員 ○スポーツ地域委員 ○社会体育施設改修 ○学校開放

③スポーツ団体等の支援

- ふれあいスポーツクラブ※、体育協会、レクリエーション協会などの団体の活動を支援します。
- スポーツ団体の透明性の高い運営体制の整備を促進します。

<主な取組>

○スポーツ団体等への活動支援

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査 指標	<現状や活動状況> 「日ごろから体を動かすことに取り組んでいる」市民の割合	48.4%	55%	65%
	<満足度> 「市内のスポーツ施設は利用しやすい」と思っている市民の割合	27.1%	32%	37%
取組指標	市内スポーツ施設利用者数	323,215 人	339,000 人	355,000 人
	スポーツ団体会員数	4,620 人	4,850 人	5,100 人

◆関連する計画

- 北名古屋市教育大綱
- 北名古屋市民スポーツ推進スキーム
- 北名古屋市教育委員会基本方針

第3章

【安全・環境分野】 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

3-1 防災・消防

3-2 交通安全

3-3 防犯

3-4 ごみ処理・資源循環

3-5 環境保全

3-1

防災・消防

＜施策の内容＞

- ①地域防災力の強化
- ②大規模災害に備えた施設整備
- ③消防体制の充実

施策が目標とするまちの姿

大規模な災害による被害を最小限に留めるため、防災対策の強化を図るとともに市民や地域が主体的に防災力を高めています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
防災意識を高め、生活必需品の備蓄など災害への備えを十分に行うとともに、地域における防災活動に積極的に参加します。	災害時に助け合う地域づくりを進め、地域、団体、事業所が連携して防災訓練などの活動に参加します。

現状と課題

- 河川の氾濫や南海トラフ地震※などの大規模な災害発生に対しては、日ごろから市民の一人ひとりが自ら備えるとともに、地域で市民同士が連携して災害対応ができる体制づくりが求められています。
- 自主防災会※の活動に人的支援をするとともに、自主防災会保有の防災資器材の充実への財政的支援をしていますが、市民一人ひとりの防災意識の向上が求められています。
- 各自主防災会の防災意識に温度差があり、非常食料などの備蓄や防災訓練を実施していない地域も見受けられることから、一層の啓発活動が必要です。
- 住宅の無料耐震診断の利用は進んでいますが、耐震改修や耐震シェルター設置費補助制度の利用が進んでいないため、これら補助制度の利用促進を図り、震災に強い都市を築くことが重要です。
- 国際情勢や社会環境の変化に伴い、自然災害だけでなくテロや事故などさまざまな危機発生が懸念されることから、これらの情報を市民が早期に収集し、迅速な初期行動が取れるよう情報伝達手段の確保することが求められています。

主要施策

①地域防災力の強化

- 消防団組織の充実に取り組みます。
- 自主防災組織の活動及び活性化を支援します。
- 避難行動要支援者※を含む要配慮者の避難を円滑かつ迅速にするため、避難行動要支援者名簿などを活用し、実効性のある支援を図ります。
- 災害関連ボランティアへの支援や、災害発生時の企業・大学との連携を充実します。
- 地域の防災訓練への人的支援、防災リーダー養成講習会の開催を通じて、防災意識の向上を図ります。
- 住宅の耐震化やシェルターの設置を促進します。
- 災害情報伝達体制を充実します。

<主な取組>

- 消防団員の確保と活動の充実 ○防災訓練等の開催 ○自主防災会の活動や資機材確保の支援
- 防災リーダー養成講習会の開催 ○住宅の耐震化、シェルター設置費用の助成及び無料相談会の実施
- 同報系防災行政無線、防災ほっとメール等による情報提供

②大規模災害に備えた施設整備

- 防災拠点の整備を進めます。
- 公共施設の耐震化と避難場所の充実に図ります。
- 災害時のボランティアセンター設置場所を確保します。
- 防災備蓄倉庫の整備を進めます。

<主な取組>

- 健康ドーム周辺の防災拠点の整備 ○公共施設の耐震化率の向上 ○避難場所の確保 ○防災備蓄倉庫の整備促進

③消防体制の充実

- 広域で取り組む常備消防※、救急体制の充実に図ります。
- 消防施設、消防設備の充実に図ります。

<主な取組>

- 常備消防と非常備消防との連携 ○消火栓、耐震防火水槽の維持管理 ○消防団詰所の整備

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査 指標	<現状や活動状況> 「北名古屋市の指定する避難所の場所を知っている」市民の割合	72.9%	80%	90%
	<満足度> 「お住まいの地域では防災対策や消防対策が充実している」と思っている市民の割合	22.5%	25%	50%
取組指標	防災リーダー育成人数	450 人	750 人	1,000 人
	防災ほっとメール登録アドレス件数	2,500 件	2,700 件	3,000 件

◆関連する計画

- 北名古屋市地域防災計画
- 北名古屋市国民保護計画
- 北名古屋市水防計画
- 北名古屋市業務継続計画
- 北名古屋市耐震改修促進計画

3-2

交通安全

＜施策の内容＞

- ①交通安全意識の高揚
- ②交通安全環境の向上

施策が目標とするまちの姿

市民の交通安全意識が高く、子どもや高齢者など、誰もが安心して外出できる環境が整い、交通事故が減少しています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
交通マナーを守り、交通安全意識を高めます。	地域、団体は、交通安全運動に積極的に参加します。事業所は交通安全教育を徹底します。

現状と課題

- 市民が交通事故の被害者や加害者とならないために、交通安全意識を常に持つことや、交通事故が発生しにくい道路環境などを整備する必要があります。
- 北名古屋市交通安全協会や西枇杷島警察署と連携して、交通ルールの順守や交通マナーの向上を図るとともに、子どもから高齢者まで交通事故減少のための幅広い啓発活動を継続して実施する必要があります。
- 高齢者への啓発は、高齢者団体などに属さない方もあり、団体を通じるだけでなく、商業施設などに出向く方法でも実施していますが、交通安全思想※を広く普及させるための更なる手法が必要です。
- 交通法規遵守や交通マナー向上のための啓発活動など、ソフト面での対策のほか、安全に通行できる道路とするため、適切な維持管理と道路反射鏡や道路照明灯など、道路附属設備の整備が必要です。

主要施策

①交通安全意識の高揚

- 子どもや高齢者の交通安全意識を高めるため、効果的な啓発活動を実施します。
- 警察や近隣市町の交通安全団体などとも連携し、広域的な交通安全運動を展開します。

<主な取組>

○交通安全教室の開催 ○安全なまちづくり決起大会の開催 ○高齢者運転免許証返納支援

②交通安全環境の向上

- 道路附属物の適切な配置により、道路を安全に通行できる環境を整えます。
- 通学路の表示を明確にし、子どもたちの安全を確保します。

<主な取組>

○危険箇所の調査 ○道路反射鏡や道路照明灯の設置 ○路上駐車パトロール

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査 指標	<現状や活動状況> 「交通ルールを守り交通安全に気を付けている」市民の割合	94.1%	95%	95%
	<満足度> 「お住まいの地域は交通事故の心配が少ない」と思っている市民の割合	21.2%	25%	30%
取組指標	交通安全啓発活動等の回数	88 回	100 回	110 回
	交通事故件数(人身)	498 件	400 件	300 件

◆関連する計画 ●北名古屋市交通安全実施計画

第3章

安全・環境分野

3-3

防犯

＜施策の内容＞

- ①地域の防犯力の向上
- ②防犯に向けた施設整備

施策が目標とするまちの姿

誰もが防犯意識を強く持ち、地域ぐるみで犯罪抑止に取り組んでいます。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
防犯情報に関心を持ち、犯罪にあわないよう心がけます。	地域、団体、事業所が連携して、犯罪者に狙われない地域づくりを進め、防犯パトロールや地域での防犯活動を進めます。

現状と課題

- 市民が安全に暮らすため、自治会への防犯カメラ設置費補助や各家庭で進める一戸一灯運動※の推進などにより、犯罪の発生しにくい地域づくりをするとともに、犯罪情報の共有化を図るなど、地域が連携して防犯力を高める必要があります。
- 防犯協会、警察とともに、防犯のための啓発活動や、保育園・小中学校における防犯教室を開催していますが、防犯ボランティアによるパトロールなど地域の防犯活動を活性化することが重要です。
- 高齢者を狙う特殊詐欺※の手口の変化に対応した啓発活動を強化する必要があります。

主要施策

①地域の防犯力の向上

- 市民の防犯意識を高めるとともに、子どもの防犯教育を推進します。
- 犯罪の手口などについて、情報を発信します。
- 防犯ボランティア団体を育成するとともに、その活動を支援します。
- 警察や防犯関係機関、地域、ボランティア団体などとの連携を強化します。

<主な取組>

○防犯啓発やパトロール等の防犯活動の推進 ○防犯教室の開催 ○防犯ボランティア活動の支援

②防犯に向けた施設整備

- 防犯灯の設置、一戸一灯運動※の推進により、犯罪抑止に努めます。
- 公共の場所への防犯カメラの設置を推進するとともに、自治会の防犯カメラの設置を促進します。

<主な取組>

○防犯灯の新設と適切な維持管理 ○自治会に対する防犯カメラの設置支援

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査 指標	<現状や活動状況> 「侵入盗などを防ぐため自宅の防犯対策をしている」市民の割合	59.4%	60%	70%
	<満足度> 「お住まいの地域は犯罪の心配が少ない」と思っている市民の割合	19.0%	25%	30%
取組指標	防犯ボランティア人数	253 人	300 人	400 人
	自治会の防犯カメラ設置件数(累計)	12 台	48 台	78 台
	犯罪発生件数	999 件 (2016 年)	950 件 (2022 年)	940 件 (2027 年)

3-4

ごみ処理・資源循環

<施策の内容>

- ①循環型社会の形成
- ②廃棄物の適正処理の推進

施策が目標とするまちの姿

市民や事業所がごみの排出を抑え、資源を大切にし、循環型社会を構築しています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
ごみを減らす生活様式を心がけ、ごみを出す場合はルールを守ります。	地域においてごみの分別収集を徹底します。 事業所は、ごみの減量化・資源化や、法令を順守した排出を徹底します。

現状と課題

- 市民生活が多様化し産業活動が高度化している中で、できるだけごみを出さないような生活様式や産業活動、ごみの分別収集の拡充やニーズに合わせたルールづくりなどの一層の対策が求められています。
- プラスチック製容器包装や小型家電※の分別収集を行うなどの資源化に結び付け、リサイクルを推進することにより可燃・不燃ごみの減量を進め、最終処分量を抑制する必要があります。
- 事業系一般廃棄物※の分別指導の徹底により、ごみの減量化を進める必要があります。
- 事業活動によって生じた廃棄物は、大量に排出され、処理に特別な技術を要するものが多いため、適正処理を愛知県と連携して働きかけていく必要があります。
- 第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画※に基づいて、ごみの排出抑制を前提とした名古屋市との広域化の推進とごみ処理施設の集約化を進めています。

主要施策

①循環型社会の形成

- 小型家電[※]の資源化を図るため、回収ボックスの利用促進を図ります。
- ごみ分別収集を徹底して、家庭系ごみの排出を抑制します。

<主な取組>

○小型家電等資源ごみの回収 ○ごみの分別収集

②廃棄物の適正処理の推進

- 北名古屋衛生組合[※]と名古屋市により、ごみ処理施設の建設を推進します。
- 事業系一般廃棄物[※]や産業廃棄物の減量化、適正処理を促進します。

<主な取組>

○(仮称)北名古屋清掃工場の建設と余熱を利用した温水プールの整備促進

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
調査指標 市民意識	<現状や活動状況> 「日ごろからごみの減量やリサイクルに取り組んでいる」市民の割合	74.8%	75%	80%
取組指標	市民 1 人 1 日 当たり 家庭系ごみ排出量	540g	530g	510g
	市民 1 人 1 日 当たり 資源量	130g	150g	160g

◆関連する計画

- 北名古屋市環境基本計画
- 北名古屋市一般廃棄物処理基本計画
- 北名古屋市分別収集計画

3-5

環境保全

＜施策の内容＞

- ①環境保全活動の推進
- ②地球温暖化対策の推進

施策が目標とするまちの姿

エネルギーの節約や再生可能エネルギーの活用などが進められ、市民や事業者が温室効果ガスの排出を抑制し、公害のない衛生的な環境になっています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
省エネルギーや温暖化防止を意識したエコライフの実践を心がけます。	事業所は、事業活動において省エネルギーに向けたシステムや再生可能エネルギー※を導入するとともに、公害などを出さないように、環境に配慮した事業活動に留意します。

現状と課題

- 本市は、2009年に北名古屋市環境基本条例を制定し、良好な環境を保全し、創造していくとともに、将来の世代に引き継いでいくため、市、市民、市民団体、事業所が協働※して取組を進めています。
- 地球温暖化に伴う異常気象が懸念されており、個人、家庭、事業所におけるストップ温暖化に向けた啓発事業の実施や、小学生への環境教育を進めるなど、環境にやさしいまちづくりが求められています。
- 住宅における太陽光発電システム※などの設置費支援や公共施設への導入、食用油を回収して活用する鴨田エコパーク※における発電、低公害車※の公用車への導入などを進めています。
- 公害を防止するため、騒音、大気汚染、水質などの環境調査を実施して公表するとともに、発生源となっている家庭や事業所の指導を実施し、し尿処理については、下水道の整備促進とともに、浄化槽の適正管理を啓発する必要があります。
- 家庭や事業所の環境保全に対する意識を高める必要があります。

主要施策

①環境保全活動の推進

- 環境基本計画に基づいて、総合的な環境対策を推進します。
- 学校や家庭などにおいて、環境教育・学習を推進します。
- 環境関連のボランティア、市民活動を支援します。
- 環境美化推進委員会の活動を支援します。

<主な取組>

- 環境基本計画の推進
- ストップ温暖化教室の開催
- 環境関連活動の支援
- ごみゼロ運動の実施
- 花の苗の配布

②地球温暖化対策の推進

- 太陽光発電システム※に加え、災害時にも活用できる蓄電池などの設置費用を補助し、エネルギー消費量の削減を促進します。
- 低公害車※への転換や公共交通の利用など、エコモビリティライフ※の実現を図ります。
- 食用油の回収を進めて、エネルギー資源としての活用を図ります。
- 緑のカーテンを家庭、団体、事業所、公共施設に拡大し、温室効果ガス※の排出削減に努めます。

<主な取組>

- 住宅用地球温暖化対策設備の設置費補助
- 公共施設における新エネルギーの活用
- 食用油の回収
- 緑のカーテンコンテスト

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
調査指標 市民意識	<満足度> 「北名古屋市はごみの減量やリサイクルに熱心である」と思っている市民の割合	45.3%	50%	60%
取組指標	住宅用地球温暖化対策設備の設置世帯数 (累計)	1,106 件	1,900 件	2,600 件
	小学生ストップ温暖化教室の受講者数 (累計)	764 名	1,300 名	1,700 名
	緑のカーテンコンテスト参加件数	87 件	100 件	130 件
	市役所公用車の低公害車の割合	26%	75%	91%

◆関連する計画

- 北名古屋市環境基本計画
- 北名古屋市地球温暖化対策実行計画

第4章

【都市基盤分野】

快適で利便性の高いまちづくり

4-1 道路基盤

4-2 市街地・下水道

4-3 公園・緑地・緑化・景観

4-4 河川・雨水処理

4-5 公共交通

4-1

道路基盤

＜施策の内容＞

- ①安全で快適な道路環境の整備
- ②道路網の整備

施策が目標とするまちの姿

安全で快適に移動できる道路環境が整っています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
道路の安全に関心を持ち、安全で快適な道路づくりに参加するよう努めます。	道路環境の保全に協力します。

現状と課題

- 道路は安全で快適に移動するための基盤であり、誰もが快適に移動できるように、歩道整備など、歩車道の分離や道路の段差をなくすバリアフリー化[※]を進めることが求められています。
- 幹線道路[※]は広域の交通アクセスの確保にとって重要であり、都市計画道路[※]の延伸は沿線住民の協力が不可欠なことから、必要度や緊急度などにより優先順位を決めながら整備を進める必要があります。
- 道路や橋りょう[※]は老朽化が進んでいくため、陥没などの早期発見や、橋りょうの5年に一度義務付けられている定期点検を行い、的確に修繕などの維持管理を行う必要があります。
- 市街地内に農業用基盤整備[※]のままで残っている側溝のない道路や柵のない水路については、市街地としてふさわしい改良・安全対策を進める必要があります。

主要施策

①安全で快適な道路環境の整備

- 歩道と車道の分離を進めて、通行の安全性や利便性を高めます。
- 道路の段差を解消するなど、高齢者・障害者などの移動の円滑化を推進します。
- 橋りょう[※]の定期点検と維持管理、修繕を進めます。
- 右折レーン設置など交差点改良を進めます。
- 道水路の改良・安全対策を推進します。
- 歩行者に優しい基盤整備[※]を進めます。
- 生活道路[※]における機能分担や速度抑制対策などを市民と協働[※]しながらハード・ソフト両面から進めます。
- 景観や住環境に配慮した基盤整備を推進します。

＜主な取組＞

○歩道のカラー舗装 ○主要交差点のカラー舗装 ○道路の段差解消 ○橋りょうの定期点検 ○橋りょうの維持管理修繕 ○交差点の右折レーンの設置 ○道水路の改良・安全対策 ○生活道路の交通安全対策

②道路網の整備

- 南北と東西方向の移動の利便性を高めるために、都市計画道路[※]の整備を進めます。
- 名古屋鉄道犬山線の鉄道連続立体交差[※]化について関係機関と検討を進めます。
- コンパクトで暮らしやすい心温まるまちの形成に向けて、駅や市役所などを中心とした公共空間[※]における公共交通、自転車、徒歩などによる移動の円滑化を推進します。
- 都市計画道路の整備に合わせ、自転車通行空間の整備について検討します。

＜主な取組＞

○高田寺久地野線や豊山西春線など未整備な都市計画道路の整備 ○名古屋豊山稲沢線など県道の整備・改良の促進 ○鉄道連続立体交差と周辺まちづくりの事業化

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査指標	＜現状や活動状況＞ 「お住まいの地域の道路は安全に通行することができる」市民の割合	56.4%	60%	65%
	＜現状や活動状況＞ 「高速道路や都市部への交通アクセスが容易である」市民の割合	74.5%	77%	80%
	＜満足度＞ 「お住まいの地域の道路は歩行者や自転車が安全に通行できる」と思っている市民の割合	19.5%	25%	30%
	＜満足度＞ 「北名古屋市から周辺市町へ行くための主要な道路は快適に利用できる」と思っている市民の割合	55.9%	60%	65%
指 取 標 組	橋りょう修繕箇所(累計)	11 橋	35 橋	55 橋

◆関連する計画

- 北名古屋市都市計画マスタープラン
- 北名古屋市橋梁長寿命化修繕計画

4-2

市街地・下水道

＜施策の内容＞

- ①豊かで快適な住環境の形成
- ②魅力があり心温まる都市基盤づくり
- ③下水道整備の推進

施策が目標とするまちの姿

計画的で有効な土地利用や基盤整備が進み、快適な住環境が整備され、魅力があり心温まる拠点機能を持つ市街地を形成しています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
地域の土地利用や環境について関心を持つとともに、下水道への接続を進めます。	快適な都市環境について関心を高めて、地域の価値を高めるための土地利用の実現や下水道整備に協力します。

現状と課題

- 快適に住み続けることができる都市づくりのためには、適切な土地利用を実現することと基盤整備※を進めることが不可欠であり、今後も定住人口を確保するために、良好な住宅地を形成していくことが求められています。
- 名古屋鉄道徳重・名古屋芸大駅周辺のまちづくりに合わせた、名古屋鉄道犬山線の高架化事業の事業化に向け、関係機関との協力及び関係機関への継続的な要望が必要です。
- 市街化区域※の低未利用地※を有効に活用するため、地区計画※の導入などについて検討が必要です。
- 下水道の整備面積及び普及率は順次拡大しており、供用開始区域※内の接続率も良好なものの、比較的新しい家屋では下水道への切り替えについて抵抗感があるため、下水道による環境改善効果の理解を促進していく必要があります。
- 管きよ※やマンホール(point)の点検調査を行い、機能低下を未然に防ぐとともに、施設の延命化が必要となります。

主要施策

①豊かで快適な住環境の形成

- 都市計画マスタープラン※に基づいて、適正な土地利用の誘導を図ります。
- 地区計画※の導入を促すなど質の高い住宅地の形成を図ります。
- 土地需要の高い地域の土地利用を図るため、地区計画の導入や用途地域※の変更を検討します。
- 住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空家などの対策を進めます。
- 田園風景と調和した市街地形成を図ります。

<主な取組>

○都市計画マスタープランの推進 ○地区計画の導入促進 ○用途地域変更の検討 ○空家等対策計画の推進

②魅力があり心温まる都市基盤づくり

- 鉄道の高架化を推進します。
- 名古屋鉄道徳重・名古屋芸大駅周辺地区の市街地整備を図ります。
- 企業誘致に向けて土地区画整理事業※など基盤整備※を進めます。
- 土地区画整理事業の推進と、開発ポテンシャル※の高い地区についての整備を検討します。

<主な取組>

○連続立体交差事業 ○名古屋鉄道徳重・名古屋芸大駅周辺地区の整備 ○沖村西部土地区画整理事業の推進

③下水道整備の推進

- 新川流域関連公共下水道の整備を促進します。
- 公共用水域※の水質改善を図っていきます。
- 下水道整備による環境改善効果について市民の理解を促します。
- 下水道への接続について個別訪問などにより理解を促します。
- 供用開始区域※内の浄化槽を下水道へ切り替える接続支援を行います。

<主な取組>

○新川流域関連公共下水道の整備 ○下水道接続の奨励・融資あっせん

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査指標	<現状や活動状況> 「北名古屋市の豊かで便利な住環境に関心を持っている」市民の割合	44.8%	58%	69%
	<現状や活動状況> 「下水道による環境改善効果を理解している」市民の割合	44.7%	58%	69%
	<満足度> 「北名古屋市の市街地は快適でゆとりのある住環境が形成されている」と思っている市民の割合	29.4%	35%	40%
取組指標	下水道普及率	42.6%	57%	69%
	下水道整備面積	483.3ha	647ha (2020 年度)	770ha (2025 年度)

◆関連する計画

- 北名古屋市都市計画マスタープラン
- 北名古屋市一般廃棄物処理基本計画
- 北名古屋市污水適正処理構想
- 北名古屋市空家等対策計画

4-3

公園・緑地・緑化・景観

＜施策の内容＞

- ①魅力ある公園や緑地の整備
- ②公共空間・市街地の緑化の推進
- ③やすらぎある景観の形成

施策が目標とするまちの姿

市民が公園や緑地を快適に利用しており、市街地や郊外の緑豊かな景観に温もりやうるおいを感じています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
公共空間※や自宅にある花や樹木を大切に、公園や緑地の美化に努めます。	公共空間やその植栽を管理するアダプトプログラム※へ積極的に参加します。 河川や公共空間などを美化する活動、農業体験や耕作支援などの活動を行います。

現状と課題

- 憩いの空間として公園や緑のある居住環境の中で暮らすことに価値が求められ、更なる美しいまち並みや田畑が形成されている環境が必要となります。
- 市内に約90箇所ある身近な児童遊園は適正に管理されており、児童に安全な遊び場を提供するとともに、通学のための集合場所、ごみの集積所など多目的に利用されています。
- 歩道整備に合わせた街路樹の植栽や、公共空間の植栽は順次進めてきたことから、公園やポケットパーク※、歩道などにおいては、アダプトプログラムによる管理を進めることが求められています。
- アダプトプログラムに参加しているグループ員の高齢化が進んでいるため、より多くの参加者が求められています。
- 良好なまち並みと景観の形成のために、市街地の歩道などに設置されている彫刻等モニュメントや郊外における田園風景の保全が求められています。
- 都市公園※の市民一人当たりの面積は少ない状況となっており、量的な課題とともに、魅力や特色など質的な課題も重視されるようになってきています。

主要施策

①魅力ある公園や緑地の整備

- 大規模公園や緑地の整備を進めます。
- 小学校区ごとに特色のある都市公園※を整備し、魅力あるまちづくりを推進します。
- 河川を利用した遊歩道の整備などによる緑や関連する既存の緑地などによる緑のネットワークの形成を図ります。
- 水辺公園やビオトープ※など、親水公園※を整備します。
- 児童遊園の適切な維持管理を進めます。
- 避難場所などの防災機能や雨水貯留機能※も備えた公園や緑地の整備を進めます。
- 民間による市民緑地※の整備を検討します。
- 民間と連携した公園の管理・運営を検討します。

<主な取組>

○緑の基本計画の推進 ○五条川プロムナード計画の推進 ○大規模公園、緑地の整備 ○街区公園の整備
○児童遊園の適切な維持管理

②公共空間・市街地の緑化の推進

- 歩道の整備に合わせて街路樹を植栽します。
- 公共空間※において樹木や花の植栽を進めます。
- 生産緑地地区※を適正に保全するとともに、都市農地※のあり方を検討します。
- アダプトプログラム※を活用して公共空間の緑化やその管理を進めます。

<主な取組>

○街路樹の植栽 ○樹木や花の植栽 ○生産緑地地区 ○アダプトプログラムの活用

③やすらぎある景観の形成

- 耕作放棄地※の発生を抑制し、農地としての活用を図ります。
- 市街化調整区域※における乱開発を防止します。
- 景観デザインのガイドラインを検討します。
- 愛知県屋外広告物条例※に基づいて屋外広告物について適正な指導を行います。
- 名古屋芸術大学との連携により良好な景観形成に努めます。

<主な取組>

○農地パトロールの強化 ○景観計画の策定 ○屋外広告物の規制 ○緑地の保全 ○彫刻等モニュメントの維持管理

第4章 都市基盤分野

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査指標	＜現状や活動状況＞ 「自宅やお住まいの地域の緑化に取り組んでいる」市民の割合	32.5%	38%	43%
	＜現状や活動状況＞ 「田園風景や街路の彫刻によりうるおいを感じる」市民の割合	44.6%	47%	50%
	＜満足度＞ 「市内に心安らぐ公園や緑地がある」と思っている市民の割合	30.2%	35%	40%
	＜満足度＞ 「市内にきれいだと感じる田園風景やまち並みがある」と思っている市民の割合	33.4%	35%	40%
取組指標	市民一人当たりの都市公園面積	0.46 m ² /人	0.64 m ² /人	0.76 m ² /人
	アダプトプログラム登録団体数	12 団体	15 団体	20 団体

◆関連する計画

- 北名古屋市都市計画マスタープラン
- 北名古屋市緑の基本計画
- 五条川プロムナード計画



4-4

河川・雨水処理

＜施策の内容＞

- ①治水対策の推進
- ②魅力的な水辺環境の整備

施策が目標とするまちの姿

河川改修や下水道整備が着実に進み、浸水被害や河川の決壊などの水害のリスクが少なくなっています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
自宅において雨水の一時的な貯留に努めます。	河川や排水路などの清掃を行うことや、雨水の保水ができる農地の保全に協力します。

現状と課題

- 集中豪雨や大型台風による災害が全国的に多発し、被害の発生が懸念されていますが、本市では、新川流域水害対策計画※に基づく県との連携した河川改修や、浸水対策のために雨水ポンプ場※や雨水管きょ※の整備を進めるなど総合的な対策が求められています。
- 排水機※や樋門※の整備が不十分で水はけの悪い地域があるため、施設の維持管理と計画的な修繕が必要です。
- 貯留機能を高めるために、学校グラウンドや公園などに雨水貯留施設※を設置していますが、都市化が進み農地が減少し保水・遊水機能※が低下しているため、農地の保全が求められています。
- 河川空間は貴重な自然資源であり、水辺公園や遊歩道の整備を進めてきており、今後も親しまれる水辺空間を広げることが必要です。

主要施策

①治水対策の推進

- 河川管理者である県と連携し、河川改修を進めます。
- 雨水ポンプ場※や雨水管きよ※、排水路などの整備を行い、排水能力の拡充を図ります。
- 雨水貯留施設※、雨水浸透施設※を整備するとともに、適切な維持管理を進めます。
- 雨水の貯留・浸透機能を有する水田や畑の保全を図ります。

<主な取組>

- 新川流域水害対策計画の推進
- 河川改修事業
- 片場ポンプ場の整備
- 排水機場の維持管理
- 鹿田雨水調整池の整備
- 生産緑地地区の保全
- 遊休農地の発生抑制
- 民間による一時貯留の推進

②魅力的な水辺環境の整備

- 合瀬川遊歩道の整備推進とともに、五条川、鴨田川、水場川などの河川整備に合わせた水辺公園などの自然とふれあえる場の整備を推進します。
- 水辺を楽しむ散策することができる河川遊歩道を整備します。

<主な取組>

- 水辺公園の整備
- 河川遊歩道の整備

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査指標	<現状や活動状況> 「雨水貯留施設や地下浸透柵を設置している」市民の割合	10.7%	13%	15%
	<満足度> 「お住まいの地域では大雨による水害の心配が少ない」と思っている市民の割合	29.8%	35%	40%
	<満足度> 「お住まいの地域は排水施設が整備されている」と思っている市民の割合	27.0%	32%	37%
指 取 標 組	雨水貯留施設整備量	20.6%	25%	30%

◆関連する計画

●新川流域水害対策計画

4-5

公共交通

＜施策の内容＞

- ①市内交通の充実
- ②市外への交通アクセス

施策が目標とするまちの姿

主要鉄道駅までの交通手段が確保され、高齢者などの交通弱者が気軽に市内を移動できる公共交通が提供されています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
地域公共交通※の役割を認識し、積極的に利用するとともに、過度に自動車に依存しないライフスタイルに心がけます。	団体、事業所は通勤などに際して、市内循環バスなど公共交通を利用するよう促します。

現状と課題

- 超高齢社会※を迎え、車を運転しない高齢者は、更に増加していくものと予想され、子どもや高齢者など車を利用できない交通弱者にとって、公共交通は暮らしを支える社会基盤施設※の一つであり、地域公共交通の充実を図る必要があります。
- 市内循環バスの利用者数は年間19万人を超えていますが、更なる市民ニーズの把握に努め、利便性の向上を図ることが必要です。
- 本市は、名古屋鉄道犬山線の西春駅を拠点に、名古屋市都心部※や県営名古屋空港と結ばれており、西春駅への交通アクセスの手段として、名鉄バスや市内循環バスが運行していますが、今後は、リニアインパクト※を見据え、更に近隣市町との共同による広域的な公共バス路線運行も検討する必要があります。

主要施策

①市内交通の充実

- 利用者のニーズを踏まえて市内循環バスの路線や運行を充実します。
- 朝夕の通勤・通学者と高齢者などの交通弱者の移動手段という運行目的を持つ市内循環バスの利便性が更に高まるよう、効率化を進めます。
- 民間交通の活用を図ります。

<主な取組>

○市内循環バスの充実 ○地域公共交通としてのタクシーの利用

②市外への交通アクセス

- 鉄道利用の促進を図ります。
- 広域的公共バス路線運行の可能性を検討します。

<主な取組>

○主要鉄道駅までの交通手段の確保 ○名古屋市営バスの延伸 ○近隣市町のバス交通との広域連携

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査指標	<現状や活動状況> 「公共交通機関を利用するようにしている」市民の割合	46.3%	50%	60%
	<満足度> 「お住まいの地域から市内各所に公共交通を利用していくことができる」と思っている市民の割合	34.3%	40%	40%
指標 取組	市内循環バス利用者数	196,946 人	200,000 人	210,000 人

第5章

【産業活力分野】

魅力的で活力あるまちづくり

5-1 農業

5-2 商業・サービス業

5-3 工業

5-1

農業

＜施策の内容＞

- ①農業生産の強化のための支援
- ②身近に土とふれあえる機会の充実

施策が目標とするまちの姿

新規就農者や事業者、後継者が安定した農業を経営しています。

市民が農業に親しみ、食の大切さを実感しています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
地域にとっての農地の重要性を理解し、農業に親しむ機会を持ちます。	農業関係者を中心に農業者の育成や優良農地の保全に努め、地域の飲食店や販売店などは、地元農産物の使用に努めます。

現状と課題

- 農家の高齢化や後継者不足が進んでいることから、遊休農地[※]の増加が懸念されているため、農業の担い手として、農業法人や新規就農者の育成が求められています。
- レジャー農園は、市民が農業に親しむ場として重要であることから、より多くの市民による利用促進が必要です。
- 認定農業者[※]は1家族1法人にとどまっており、新規就農者、農業法人への支援が必要です。
- 市内においてはJA[※]などの直売場があり、地元農産物の消費拡大が期待されますが、地産地消[※]を推進するためには生産・出荷体制が重要となります。
- 農業用水施設は老朽化した施設を更新しているものの、補修などが必要な箇所が多く、計画的かつ予防保全的な修繕が必要です。

主要施策

① 農業生産の強化のための支援

- 優良農地を保全するため、効率的な農業を支援します。
- 新規就農者の支援と育成を行います。
- 認定農業者[※]の確保に努めます。
- 有機栽培[※]の振興を図ります。
- 農業法人や新規参入企業などへの遊休農地[※]の貸付けを促進します。
- 飲食店や販売店と連携して、農産物の生産や販路確保を支援します。
- 農産物の加工、販売など農業の6次産業化を支援します。
- 農業用水施設の整備を着実に進めます。

＜主な取組＞

○ 農業塾の開催 ○ 遊休農地の活用促進 ○ 農産物のブランド化の支援 ○ 農業の6次産業化の支援
○ 農業用水施設の整備

② 身近に土とふれあえる機会の充実

- 市民が農業に親しむ場として、レジャー農園を適切に維持管理します。
- 直売場の拡大や学校給食への地元農産物の利用を促し、地産地消[※]を推進します。

＜主な取組＞

○ レジャー農園の整備 ○ 地産地消の支援 ○ 遊休農地対策

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査 指標	＜現状や活動状況＞ 「北名古屋市の農産物を購入したことがある」市民の割合	55.7%	58%	60%
	＜満足度＞ 「北名古屋市では農業にふれあう機会が提供されている」と思っている市民の割合	16.0%	20%	25%
取組 指標	レジャー農園利用率	94.5%	97%	100%

5-2

商業・サービス業

<施策の内容>

- ①暮らしに役立つ中小商業の発展
- ②にぎわいのある商店街づくり
- ③消費者を守る体制づくり
- ④就業支援

施策が目標とするまちの姿

地元の中小商業者が店舗や事業の魅力を高めて販路の拡大や顧客数の増加により、地域が活性化しています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
地域の店舗や事業所を積極的に利用するよう努めます。	事業者は店舗や事業の魅力づくりと拡大に努め、地域の活性化に貢献します。

現状と課題

- 更なる商業の発展に向けて、本市の地域商業の振興の先導役としての商工会と連携を強化する必要があります。
- 空き店舗を活用する需要がなく、店舗閉鎖後に貸駐車場への転用が急激に進んでいるため、魅力ある商店街づくりや、中小商業者の経営安定を図るため支援していく必要があります。
- 清須市、豊山町、各市町の商工会、金融機関と締結した創業者支援のための連携協定を活かし、更なる創業しやすい地域づくりに取り組む必要があります。
- 消費生活相談は、相談機会や情報提供を増やすことにより、消費者トラブルの未然防止を更に進める必要があります。
- 高齢者などの買い物弱者の増加や市民のライフスタイルの変化に対応した、身近で便利な商業施設や生活サービスが求められています。
- 地域職業相談室※を活用して情報提供を進め、地元での雇用機会を拡大し、就業を支援していく必要があります。
- 市内企業の実情に合わせた企業情報の発信方法の充実や、後継者不足による廃業の増加の対策に向けた効果的な取組を促進することが求められています。

主要施策

①暮らしに役立つ中小商業の発展

- 中小事業者の経営安定や創業支援を図ります。
- 融資制度を充実し、中小事業者の利用促進に努めます。

<主な取組>

- 商工会への支援 ○清須市、豊山町、各市町の商工会、金融機関との連携による創業支援
- 小規模企業等振興資金制度・中小企業組織強化資金制度の利用促進

②にぎわいのある商店街づくり

- 西春駅前商店街協同組合による催しなどを支援します。
- 商店街の空き店舗対策を図ります。
- 集客力の向上と消費の流出防止のためカード事業協同組合※を支援します。

<主な取組>

- 西春駅前商店街協同組合の催し等の支援 ○空き店舗の活用 ○ポイントカードの利用促進

③消費者を守る体制づくり

- 相談機会の拡充に努め、消費生活相談の充実を図ります。
- 詐欺や購入トラブルを未然に防ぐため情報提供の充実を図ります。

<主な取組>

- 消費生活相談の充実 ○消費者生活情報の提供

④就業支援

- 関係機関と連携して求人情報の提供を充実します。

<主な取組>

- 求人情報の提供

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査 指標	<現状や活動状況> 「北名古屋市の商店や事業者を積極的に利用している」市民の割合	44.4%	45%	47%
	<満足度> 「お住まいの地域は買い物に便利である」と思っている市民の割合	66.7%	68%	70%
指標 取組	商工業者の商工会会員組織率	55.6%	56%	57%

5-3

工業

＜施策の内容＞

- ①企業立地に向けた活動強化
- ②元気な地元企業の育成

施策が目標とするまちの姿

地元企業が活躍し、地域に新たな産業が生まれています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
地域経済における地元企業の重要性を理解し、関心を深めます。	事業所は事業の活性化に努めるとともに、積極的に地域とのつながりを持ち、地域の活性化に貢献します。

現状と課題

- 新規進出情報の収集の体制強化や企業訪問など、新規雇用につながる企業誘致に向けての取組を進めており、企業立地のための受け皿づくりが必要です。
- 商工会と協力し地元企業の交流などを進めるとともに、展示会・商談会への出展に対する支援など、地元企業の販路拡大、雇用の維持などを継続的に図っていく必要があります。
- 交通利便性が高く、企業活動にとっては有利な地域という本市の利点を活かし、地域経済基盤の安定に向けた企業誘致が求められています。
- 国内市場の縮小、少子高齢化による人材不足、原材料の高騰などが懸念され、今後、雇用確保や人材育成などに対する支援が必要です。
- 出産・育児で職場を離れた女性、高齢者などの働く場の確保に向けた施策検討が必要となります。

主要施策

①企業立地に向けた活動強化

- 新規進出企業についての情報収集を多様なチャンネルで進めます。
- 本市のPRと積極的な交流や訪問活動などにより企業誘致を進めます。
- 企業立地の受け皿として沖村西部地区を整備します。

<主な取組>

○進出企業の情報収集 ○企業誘致活動の推進 ○沖村西部地区への企業誘致

②元気な地元企業の育成

- 商工会と連携し、展示会・商談会への参加支援など、地元企業の市外へのPR活動を支援します。
- ジェトロ[※]名古屋などの支援機関活用による地元企業の販路拡大を促進します。
- 融資制度を充実するとともに、その利用を促進します。

<主な取組>

○展示会等への参加支援 ○国内外への販路拡大 ○小規模企業等振興資金制度・中小企業組織強化資金制度の利用促進

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査 指標	<現状や活動状況> 「雇用機会の増加につながる企業誘致に関心を持っている」市民の割合	27.5%	33%	39%
	<満足度> 「北名古屋市では工業立地が進んでいる」と思っている市民の割合	9.0%	10%	13%
指 取 標 組	市支援制度活用による新規企業の立地件数(累計)	0 件	5 件	8 件

◆関連する計画

●北名古屋市企業立地戦略ビジョン

第6章

【協働・行財政分野】

協働と連携のまちづくり

6-1 コミュニティ・市民活動

6-2 人権・共生・男女共同参画

6-3 広報広聴・情報管理

6-4 行政経営

6-5 多様な連携

6-1

コミュニティ・市民活動

＜施策の内容＞

- ①地域コミュニティ活動の推進
- ②市民活動団体の育成
- ③市民協働の推進
- ④地域自治の充実

施策が目標とするまちの姿

市民が地域活動や市民活動に積極的に参加し、地域コミュニティ、市民活動団体、事業所、行政がともにまちづくりを進めています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
地域や市の課題を自分のこととして捉え、地域活動や市民活動に積極的に参加します。	地域活動が活発になるように参加者を増やし、公益的な活動に積極的に取り組みます。また、地域、団体、事業所がお互いに連携するとともに、行政との協働※を進めます。

現状と課題

- 地域でまちづくりを主体的に進めることが必要であり、地域コミュニティ※の役割を見直し、市民が自らの力を活かして、福祉、環境、文化などで社会貢献を行うことが求められています。
- 市民活動団体の中心的な役割を担ってきたリーダーの高齢化が進んでおり、地域活動活性化へ向けた仕掛けづくりが必要です。
- ライフスタイルの多様化や家族形態の変化により、自治会への関心が低下し、加入者が減少しています。
- 市民協働指針※の周知を図ることや市民活動のモチベーションの持続と新たな取組への関心を引き出すことが必要です。
- 集会施設などの整備を促進するなど地域コミュニティの活性化を支援していますが、組織の高齢化や加入者の減少などの問題が顕在化しています。
- NPO※の資金調達の支援を充実することが必要です。
- 市民協働※の視点を活かしながら、行政の取組を見直す時期となっており、職員の育成とともに、地域の現場で市民と行政が一緒に学び、市民協働を実践できる環境づくりが必要です。
- 地域コミュニティ、市民活動団体、事業所、行政が具体的な協働※の取組を進めるとともに、活動を支える担い手を増やすことにより、組織や活動を活性化することが求められています。

主要施策

①地域コミュニティ活動の推進

- 地域コミュニティ※活動の拠点などの環境整備の支援とともに、誰もが参加することができる仕組みをつくります。
- 地域コミュニティにおける自主的・先進的な活動を支援します。
- 地域活動や組織の活性化を図るため、地域コミュニティと市民活動団体との連携を推進します。

<主な取組>

○自治会推進事業補助 ○自治会集会施設建設補助 ○自治会活動総合保険・自治会長損害保険への加入

②市民活動団体の育成

- ボランティアやNPO※などの市民活動の育成を図ります。
- 市民活動団体の活動に関する情報発信を強化します。

<主な取組>

○市民活動相談事業 ○市民活動団体向け講座 ○ホームページ、メールマガジン、SNS等による情報発信

③市民協働の推進

- 市民協働指針※に基づいて、地域コミュニティや市民活動団体の活動を支援します。
- 地域コミュニティ、市民活動団体、事業所、行政の協働※を推進します。

<主な取組>

○市民協働推進事業 ○平和夏まつり ○協働カフェの実施

④地域自治の充実

- 地域における自治力を高めるために、自主的に地域を運営することができる地域コミュニティのあり方を検討します。

<主な取組>

○地域コミュニティ検討組織の設置

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査指標	<現状や活動状況> 「自治会活動に参加している」市民の割合	31.6%	35%	40%
	<現状や活動状況> 「ボランティアやNPOなど市民活動グループで活動している」市民の割合	7.8%	10%	15%
	<満足度> 「お住まいの地域は自治会活動が盛んである」と思っている市民の割合	22.1%	30%	40%
	<満足度> 「北名古屋市はボランティアやNPOの活動が盛んである」と思っている市民の割合	12.4%	20%	25%

◆関連する計画

●北名古屋市市民協働指針

6-2

人権・共生・男女共同参画

＜施策の内容＞

- ①人権・平和の尊重
- ②国際交流・多文化共生の推進
- ③男女共同参画の推進

施策が目標とするまちの姿

市民や地域、事業所などが人権を尊重し、多様な価値観を認め合い誰もがともに活躍しています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
人権や多文化共生※、男女共同参画について理解を深め、人権を尊重し、ともに支えあうことができるように努めます。	地域や団体では、性別や国籍にかかわらず誰もが社会活動に参画できるよう努めます。また、企業は従業員のワーク・ライフ・バランス※の実現をめざします。

現状と課題

- 日本国憲法においては基本的人権の尊重と法の下での平等がうたわれており、それを保障するとともに、全ての市民が互いに尊重し合い、明るい社会を築いていく必要があります。
- 人権の尊重のためには、感染症※の患者、性的少数者※、婚外子への偏見や差別、インターネットの普及に伴う問題など、新たな人権問題についての市民の理解促進が必要です。
- グローバル化※が進む中、市民の異文化に対する理解を深める必要があります。
- 男女共同参画プラン※に基づいて各種の取組を進めてきましたが、より効果の高い具体的な行動が求められています。

主要施策

①人権・平和の尊重

- 人権尊重についての啓発を強化します。
- 小中学校における人権教育を推進します。
- 北名古屋市平和都市宣言についての啓発を図ります。

＜主な取組＞

○人権尊重についての啓発の推進 ○人権教育の推進 ○北名古屋市平和都市宣言の啓発

②国際交流・多文化共生の推進

- 北名古屋市国際交流協会※を中心に、外国人と交流する事業を開催します。
- 市民主体の国際交流の機会を充実します。
- 外国人住民の相談の受入れなどの生活支援を進めます。
- 外国人住民が安心して生活できるように、母国語での生活情報の提供を充実します。
- 多文化共生※について啓発を進めます。

＜主な取組＞

○友好都市交流の推進 ○多文化共生の啓発 ○アジア太平洋フェスティバル ○国際理解講演会 ○語学講座
○外国人のためのスタディツアー

③男女共同参画の推進

- 男女共同参画意識を高めるために、教育や啓発を行います。
- 女性や子どもなどに対する人権を脅かす暴力を根絶します。
- 行政や地域における政策方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。
- 男女共同参画を阻害する社会制度や慣行を改善します。
- 仕事と家庭、地域の両立を図るワーク・ライフ・バランス※の実現を推進します。
- 男女共同参画を推進するための取組を市民とともに検討していきます。
- 性的少数者※に対する理解を推進します。

＜主な取組＞

○男女共同参画プランの推進 ○男女共同参画推進セミナー・研修等の啓発の実施 ○家庭児童相談の実施
○DV対策の推進 ○男女共同参画情報紙の発行 ○ワーク・ライフ・バランスの促進

施策の進捗を多角的に測るもの

指標	指標	現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査指標	＜現状や活動状況＞ 「性別による不公平を感じることはない」市民の割合	50.5%	55%	60%
	＜満足度＞ 「お住まいの地域では、男性、女性など、性別による役割に関係なく活動できる」と思っている市民の割合	22.1%	28%	33%
指 取 標 組	審議会等の女性登用率	30.4%	35%	37%

◆関連する計画 ●北名古屋市男女共同参画プラン

6-3

広報広聴・情報管理

＜施策の内容＞

- ①広報広聴活動の充実
- ②情報化の推進と情報管理

施策が目標とするまちの姿

市民が行政情報や生活情報を活用し、市政について高い関心を持ち、快適な生活を送っています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
市の提供する情報に関心を持つとともに、各種調査などに積極的に協力して意見を出します。	地域、団体、事業所などが互いに情報を発信し、共有します。また、まちの魅力について情報発信に努めます。

現状と課題

- さまざまな情報伝達手段を組み合わせる市民生活にとって必要な情報を的確に提供することにより、行政の公平性・透明性を高めて、市民と行政との信頼関係を一層深めていくことが必要です。
- パブリックコメント※やご意見箱、各種アンケートなどにより市民の意見を集約し、市政に反映することが求められています。
- 情報公開請求及び個人情報の開示請求に適切に対応する必要があります。
- 広報紙を始めとする各種の媒体を活用して行政情報をより積極的に提供するとともに、双方向で情報を共有することができる仕組みづくりが求められています。
- 住民情報システムを始めとする基幹業務システム※やネットワークなどの行政の電子化を進めてきたものの、今後はサイバー攻撃※などに対するセキュリティ対策の強化と併せて、更なる電子化による行政サービスの向上を図ることが必要です。

主要施策

① 広報広聴活動の充実

- 多様な広報媒体を活用して行政情報や生活情報を発信するとともに、迅速な情報発信と情報更新、市民の意見の把握に努めます。
- 市民意見を反映するために政策づくりの段階から情報提供を行うとともに、市民と情報を共有します。

<主な取組>

○ 広報紙等の発行 ○ ホームページ等の活用 ○ 広聴活動の実施 ○ パブリックコメントの実施 ○ 情報公開
○ 市政インターネットモニター

② 情報化の推進と情報管理

- IoT※社会の進展とその課題への対応に努めます。
- 情報公開と個人情報保護を法令などに基づいて的確に行うために職員研修を実施します。
- 情報システムを充実して行政サービスの向上や効率的な業務を進めるとともに、情報のセキュリティ対策を強化します。

<主な取組>

○ 情報システムの充実 ○ 個人情報保護についての職員研修 ○ 電子自治体の推進 ○ 情報セキュリティ対策の強化

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査指標	<現状や活動状況> 「広報紙における市政情報は分かりやすく伝わっている」市民の割合	42.9%	55%	65%
	<満足度> 「北名古屋市のホームページは利用しやすい」と思っている市民の割合	16.1%	33%	48%
取組指標	年間ホームページアクセス件数	2,726,949 件	3,400,000 件	4,100,000 件
	自治体情報アプリによる「北名古屋市」登録者数	340 人	1,000 人	1,600 人

6-4

行政経営

＜施策の内容＞

- ①行政サービスの充実・適正化
- ②健全で効率的な行財政運営
- ③事務事業の見直しと職員の適正配置
- ④市の魅力の発信

施策が目標とするまちの姿

適正で質の高い行政サービスが提供されており、市民の市政に対する関心や信頼が高まっています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
市政に関心を持ち、協働※のまちづくりに積極的に参加します。	地域の問題をできるだけ自分たちで解決するとともに、行政などとの協働を積極的に進めます。

現状と課題

- 少子高齢化や市民のライフスタイルの変化などに伴い、高度かつ多様な行政サービスが求められており、地方分権の進展を踏まえ、より自立的な行財政運営が必要です。
- 人口構成や行政ニーズの変化に対応した、公共施設の適正配置を含めたファシリティマネジメント※の推進が必要です。
- 指定管理者制度は、一定の成果を上げていますが、新規参入機会の拡大と地域コミュニティ※の醸成などを重視した施設運営のバランスを再考する必要があります。
- 経営的視点からの行政運営の改善を進めてきたものの、今後の行財政事情が予断を許さないことから、一層の行政改革の取組が求められています。
- 今後も人口減少や社会情勢の変化による課題が顕在化するにつれ、新たな市民ニーズや国の政策に対応できる効率的な行政組織を構築することが必要です。
- 職員の能力開発や資質の向上を図るとともに、知識・技術の継承や人材確保が求められています。
- 人事評価制度の運用による職員のキャリア※に応じた評価が、職員のモチベーションアップにつながるよう評価者のスキルを高める必要があります。
- 定住促進、企業誘致、交流人口の増加を図るために、シティプロモーション※の観点により効果的な手法によって情報発信することが求められています。

主要施策

①行政サービスの充実・適正化

- 市民目線に立った窓口サービスの充実を図ります。
- 公共施設の計画的・総合的な管理を進めます。
- 市民満足度が高まる行政サービスを提供します。
- 民間活力を活用して行政サービスの質を高めます。

<主な取組>

○ファシリティマネジメントの推進 ○公共施設の使用料の適正化 ○指定管理者制度

②健全で効率的な行財政運営

- 限られた財源を有効活用するために、経費の節減と予算の重点配分を行います。
- 協働※による効率的な施策・事業の推進を図るとともに、企業誘致や国などの支援を得ることにより財源の確保を強化します。
- 市民の納税意識を高めるとともに、納税しやすい環境を整備します。

<主な取組>

○予算の重点配分 ○財政的に有利な起債の活用 ○財源の確保 ○納付機会の拡大

③事務事業の見直しと職員の適正配置

- 事務事業の見直しや適正な職員配置、組織・機構改革を進めます。
- 職員の人材育成や人事評価の運用を通じて、意識改革や資質向上を図ります。

<主な取組>

○組織・機構改革 ○職員研修の充実

④市の魅力の発信

- 本市の魅力について、マスコミなどへの情報発信を充実します。
- 定住の促進を図るために、本市の魅力を高めるブランディング※を行いシティプロモーション※の方向性を検討します。

<主な取組>

○市内外への情報発信の充実

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
市民意識調査指標	<現状や活動状況> 「北名古屋市の職員に親しみを感じている」市民の割合	20.5%	25%	30%
	<現状や活動状況> 「北名古屋市の行財政運営や財政状況に関心を持っている」市民の割合	31.1%	35%	40%
	<満足度> 「北名古屋市中では市民の意向に沿った行政が進められている」と思っている市民の割合	14.3%	21%	28%
	<満足度> 「北名古屋市中では効率的な行政運営が進められている」と思っている市民の割合	11.4%	17%	22%

◆関連する計画

- 北名古屋公共施設等総合管理計画
- 公共施設の使用料適正化計画

6-5

多様な連携

<施策の内容>

- ①大学・企業との連携
- ②都市間連携
- ③広域行政の推進

施策が目標とするまちの姿

多様な主体との連携により、市民がより高度で多様な行政サービスを受けています。

協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
広域連携※に関心を高めるとともに、大学や連携する都市との交流事業に積極的に参加します。	地域、団体、事業所などがそれぞれ主体的に連携し、公益的な活動を行います。

現状と課題

- 名古屋大都市圏※の中心である名古屋市に隣接しており、リニア中央新幹線※の開業などにより高まる地理的優位性を活用することが求められています。
- 国際交流、文化交流や災害時の相互応援を目的に、国内外の都市との提携を結んでいることから、今後は市民主体レベルの交流を促進することが求められています。
- 市民の多様化する行政サービス需要を整理し効率的に対応するとともに、防災対策など広域的な課題に対応するため、広域行政※の充実や周辺市町との連携手法の研究、名古屋市などとの合併の検討が必要です。

主要施策

①大学・企業との連携

- 大学と連携した芸術文化振興、福祉・医療の向上を図ります。
- 市内外の企業と連携して公益的な活動を行います。

<主な取組>

○名古屋芸術大学、愛知医科大学との連携に関する協定の推進 ○企業との連携の推進

②都市間連携

- 市民が主役となって、連携する都市との地域間交流を充実します。
- 大規模災害時の相互応援に備えるため、遠隔地との都市間提携を推進します。

<主な取組>

○各種協定締結都市との交流の推進 ○災害時相互応援協定の締結都市との交流の推進

③広域行政の推進

- 名古屋大都市圏※としての長期的な展望を持ち、広域行政※や連携を充実します。
- 防災・消防を始め、道路、河川、環境などについて周辺市町との協力・連携を充実します。

<主な取組>

○広域行政の充実 ○連携手法の調査研究 ○将来を見据えた名古屋市等との合併の検討

施策の進捗を多角的に測るもの

指標		現状値 (2016 年度)	目標値	
			2022 年度	2027 年度
取組指標	連携協定する大学・企業との連携事業数	32 件	36 件	40 件
	名古屋芸術大学教授等の市委員会等への参画人数	16 人	18 人	20 人



資料編

1 用語解説

用 語		説 明
あ	愛知県屋外広告物条例	無秩序な屋外広告物による落下、倒壊などの事故発生や景観が損なわれることを防止するため、屋外広告物の表示の仕方や屋外広告物を掲出する物件の場所などに関するルールを定めた条例
	愛知県ごみ焼却処理広域化計画	国が1997年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定したことを受け、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の削減対策を最優先で行う必要があるとの認識のもとに愛知県で1998年度から策定されている計画
	アダプトプログラム	道路、公園、街路樹の清掃美化活動などを地域のボランティア団体などに行ってもらい、自治体がそれらの活動を支援する制度
い	一億総活躍社会	少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持するために、家庭・職場・地域で一人ひとりが個性と多様性を尊重され、誰もが活躍できる社会をめざすというプラン
	一戸一灯運動	地域や家の防犯のために、門灯や玄関灯を朝まで点灯したり、道路に面した部屋の灯りを遅くまで点灯する運動
	イノベーション	新しいものを生産すること、または既存のものを新しい方法で生産すること
う	雨水浸透施設	雨水が貯留される「ます」や「排水管」の側面などに穴が空いているもので、そこから雨水を地中に浸透させることにより、河川などに流れ込む雨水の量を抑制させる施設
	雨水貯留施設（機能）	「ます」などの施設に雨水を貯留し、河川などへの流出を一時的に抑制する施設（機能）
	雨水ポンプ場	自然排水でできない雨水をポンプで汲み上げて、河川に排水するための施設
え	エコモビリティライフ	クルマ（自家用車）と電車・バスなどの公共交通、自転車、徒歩などを使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイル
お	温室効果ガス	地球をくるむ毛布のように太陽からの熱を閉じ込めて保温する働きがあり、地球温暖化の原因となる二酸化炭素やメタンなどの気体
か	カード事業協同組合	市内の登録店舗で買い物をすることでポイントが付与され、買い物券に交換できたり、抽選により商品が当たる事業を行う組合
	介護保険外サービス	介護保険の対象にならない内容をカバーする自費の生活支援サービス
	介護保険制度	高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された社会保険制度
	回想法	昔懐かしい生活道具などを用いて、かつて自分が体験したことを語り合ったり、過去のことに思いをめぐらしたりすることにより、脳を活性化させ、心を元気にする心理的・社会的アプローチ
	かかりつけ医	住む地域の病院などで、日常的に体調管理や病気の診断などを行う医師
	学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法などに基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたもの
	鴨田エコパーク	北名古屋市と豊山町から搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処理などを行う北名古屋衛生組合のし尿処理施設
	管さよ	給水・排水を目的として作られる路面に埋設した水路の総称
	感染症	寄生虫、細菌、真菌などの病原性微生物やウイルスなどの病原体が体の中に侵入し、感染して増殖し発病する病気の総称
	幹線道路	都市の主要な骨格を形成する道路で、地域間相互の交通を担う重要な道路
き	基幹業務システム	業務を遂行するために不可欠な主要業務を処理するために用いられているシステム
	既存ストック	これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物などの都市施設のこと
	北名古屋衛生組合	ごみ処理施設及びし尿処理施設の運営などに関する事務を進めるために北名古屋市と豊山町で構成された一部事務組合
	基盤整備	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの都市施設や学校、病院、公園などの公共施設といった市民の生活や産業活動を支える施設を整えること
	キャリア	職業的経験。積み重ねた実地の経験
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、基盤として必要な能力や態度を育てる教育
	救急医療	外傷を負った人や急病になった人、救急車で搬送される傷病者に対する医療
	休日急病診療所	日曜・祝日・年末年始などに診療を受けられる場所
	狹隘道路	幅員4メートル未満の狭い道路
	共育	学校、家庭、地域の立場から、子どもたちをともに見守り、ともに育むこと
	教育大綱	市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの
	協働	同じ目的のために、様々な立場の者が対等な立場で協力して共に働くこと
	供用開始区域	下水道へ接続することのできる区域
	橋りょう	道路・鉄道・水路などが障害物などの上空を通過するための構造物の総称。橋
	グループホーム	病気や障害などで生活に困難を抱えた方が、世話人や生活支援員などの援助を受けながら共同生活を行う場
く	グローバル化	政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること
	健康寿命	人生の中で、元気で活動的に暮らすことができる期間
け	けんこうプラン21	市民の健康寿命の延伸をめざす健康づくりや運動の総合的な指針として策定された計画
	検証改善サイクル	全国学力・学習状況調査の結果などを分析・活用し、教育委員会や学校における効果的な取組や課題を明らかにし、改善につなげること
こ	広域行政	二つ以上の地方公共団体が区域を越えて行政事務を共同で処理すること
	広域連携	地方公共団体が他の地方公共団体と連携すること
	後期高齢者	医療保険制度における75歳以上の高齢者の区分
	公共空間	個人に属さない一般に開放された公の空間
	公共用水域	河川その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路
	口腔機能	食べる、話す、感情表現、呼吸するなどの機能
	耕作放棄地	過去1年以上作付けされておらず、この数年の間に再び作付けする予定のない農地
	交通安全思想	自他の生命尊重という理念を持ち、交通マナーの向上に努め、一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉える意識。高齢者、障害者などの交通弱者に関する知識や思いやる考え
	コーホート要因法	人口の社会移動（転入、転出）を考慮しつつ、年齢別の生残率と出生率から将来の総人口及び年齢階層別人口を予測する方法
	小型家電	電気・電池で動く小型の家電製品。携帯電話、デジタルカメラなどの使用済み小型電子機器

用 語		説 明
こ	国際交流協会	市民と諸外国の都市市民との交流事業を行うことにより、国際親善、国際理解、地域の発展、文化の向上などを図るとともに、多文化社会における市民間の相互理解と市の国際化を図り、地域の連携と世界に開かれたまちづくりの推進に寄与することを目的とする協会
	国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画などの指針となるもの
	国民健康保険	自営業の方や会社を退職した方など、職場の健康保険の適用を受けない方が加入する保険制度
	国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向をとらえるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う機関
	子ども・若者総合相談窓口	青少年センター内に設置された相談窓口をいい、相談員がひきこもり、ニート、不登校傾向などの子ども・若者とその家族が抱える悩みに対する相談を受け、支援が必要な場合は関係機関へつなぎ、就労へと導くとともに、家族のケアを行う
	コミュニティ	市町村、都市、地方など共通の意識や行動の仕方を持つ人々によって作られる、地域的な集団、地域社会
	コミュニティスクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み
さ	再生可能エネルギー	太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など地球環境に対して負荷の少ない自然界のエネルギー
	サイバー攻撃	インターネットの通信機能を悪用し、情報技術関連のインフラの破壊など、甚大な被害を社会にもたらす犯罪行為
し	ジェトロ	日本貿易振興機構。貿易・投資促進と開発途上国研究を通じ、日本の経済・社会の更なる発展に貢献することを目指している組織
	市街化区域	都市計画法に基づき決定された区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域
	市街化調整区域	都市の健全な発展と計画的なまちづくりを図るため、市街化を抑制する区域
	事業系一般廃棄物	事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外のもので、一般的には紙や木、繊維製のごみ、生ごみなどの廃棄物
	自主防災会	自治会などを母体とし、災害に対して住民が自主的に防災活動を行う任意団体
	思春期保健	精神的・身体的に成長・発育していく思春期の悩みに対する身体と心の成長をサポートすること
	シティプロモーション	市民協働やそこに住む地域住民の愛着の形成や地域再生、観光振興など、地域の売り込みや自治体の知名度の向上などをめざす取組
	児童クラブ	保護者が労働などにより昼間家庭にいない市立小学校に在籍する児童に対し、授業の終了後及び放課後子ども教室終了後から保護者が迎えに来るまでの間、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図るところ
	児童発達支援事業所	園児と保護者が一緒に通園し、日常生活の基本的動作の取得や集団生活に適應することなどができるよう保護者と共に子育てのあり方を考えながらより良い親子関係を作る事業所
	市民協働	行政、市民、自治会、市民活動団体、事業者などがその役割と責任を担い、信頼関係のもと、地域社会の課題を共有し、その課題解決のために協力して行動すること
	市民協働指針	協働のまちづくりを進めていくために、協働についての考え方や協働を実施する上でのルールなど基本的な事項を示したもの
	市民緑地	一定期間住民の利用に供するために、土地などの所有者と管理予定者が契約を締結し、設置・管理する緑地
	社会基盤施設	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共的な施設
	循環型社会	大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロをめざす社会
	障害者差別解消法	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的な配慮の提供を求め障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
	障害者就業・生活支援センター	職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者の教育などを行う関係機関との連携の拠点となっており、併設施設での基礎訓練の実施や事業主などによる職業準備訓練のあっせんなどの就業支援及び就業に伴う生活に関する指導・助言などの生活支援を実施する公益法人、社会福祉法人など
	障害者就労施設	一般企業などでの就労が困難な障害者に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設
	障害者優先調達推進法	国、地方公共団体、独立行政法人が障害者のかかわる製品やサービスを優先的に購入するように努力義務を規定した法律。正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」
	常備消防	市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している
	食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識を習得させるための取組
	新川流域水害対策計画	特定都市河川である新川流域の総合的な浸水被害対策を推進するため、河川管理者、下水道管理者、県知事及び市町の首長が共同して策定する計画
	新市建設計画	合併に際し、合併協議会が作成した新市の将来的ビジョン（基本方針）を示したもの。新市のまちづくり計画のマスタープラン（基本計画）
	親水空間（公園）	河川や海岸などの水辺で、人々が遊んだり散策するなど、水に親しむ機能を持った場所（公園）
す	スキーム	枠組みを伴った計画
	スクールカウンセラー	いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために、小中学校に配置された臨床心理士などカウンセリングの専門家
	スクールソーシャルワーカー	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家
	スポーツ基本法	スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めた法律
	スモールビジネス	中小企業やベンチャー企業の中に存在する、規模は小さいものの優良な企業
せ	生活機能	食事・排泄・歩行などの基本的な身体機能など、人が日常生活を営むための能力
	生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

用 語		説 明
せ	生活習慣病	特に食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの習慣が、発病や病気の進行に深く関与している病気。脳卒中、がん、心臓病、糖尿病、高血圧、高脂血症など
	生活道路	周辺住民が日常生活に使用する道路
	生活保護	資産や能力などすべてを活用しても、なお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度
	生産年齢人口	生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口
	生産緑地地区	市街化区域内にある農地などで、公害や災害の防止などに役立つ一定の要件を満たした地区
	成熟社会	必要な物やサービスが満たされた中で、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する平和で自由な社会
	青少年センター	ひきこもり、ニート、不登校傾向などの子ども・若者とその家族が抱える悩みに対する相談をはじめ、街頭補導活動や広報啓発活動など、青少年育成を目的として全国の市町村を中心に設置されている機関
	性的少数者	性自認、性的指向、性表現のあり方が非典型的である人の総称
	成年後見制度	判断能力が不十分な方を、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度
	セーフティネット	網の目の様に救済策を整えることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み
そ	早期療育指導	発達の遅れがみられる乳幼児に対し、伸びようとする発達過程を援助するかかわり
た	第1次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、農業、林業、漁業などの産業部門
	第1次・第2次救急医療	第1次救急医療は、入院治療の必要がなく、外来で対処できる帰宅可能な救急医療。第2次救急医療は、手術や入院を必要とする重傷者に対する救急医療
	待機児童	保育所への入所申請がなされており入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童
	第3次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、第1次産業、第2次産業以外の産業で、電気・ガス・水道業、通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食業、サービス業などの産業部門
	第2次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、鉱業、建設業、製造業などの産業部門
	太陽光発電システム	太陽光エネルギーを受けて太陽電池が発電した電力を、家庭内のさまざまな家電製品に供給するシステム
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくこと
	団塊の世代	第二次大戦直後数年間のベビーブーム時に生まれた世代。一般的に、1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）にかけての生まれをいう
	男女共同参画プラン	すべての人が、互いにその人格を尊重しつつ相互に協力し、性別にかかわらず、個性と能力を発揮することにより、多様性に富んだ活力ある社会を実現するためのプラン
	地域学校協働活動	地域住民、保護者、団体、ボランティアなどと学校との連携により、「地域とともにある学校」をめざす様々な活動
ち	地域ケア	地域のニーズを踏まえた高齢者保健福祉や少子化対策・子育て支援施策
	地域公共交通	地域内の日常的な移動に利用される公共交通
	地域コミュニティ	自治会や地域協議会など、住み良い地域社会を築くことを目的として、地域住民が参加し地域のまちづくりを実践する集まり
	地域職業相談室	公共職業安定所が設置されていない市町村において、職業相談・職業紹介などを行うために、国と市町村が共同で運営する機関
	地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを包括的に受けられる支援体制
	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関
	地域密着型サービス	高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう創設された介護保険制度上のサービス類型
	地球温暖化対策計画	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が地球温暖化対策法に基づいて策定した、地球温暖化に関する総合計画
	地区計画	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画
	地産地消	地元で生産されたものを地元で消費すること
て	地方分権一括法	地方分権を推進するために、地方自治法など475件の法律について必要な改正を行うことを定めた法律。正式名称は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」
	沖積地	主に河川による堆積作用によって形成される平野の一種
	超高齢社会	高齢化率が一段と高い社会。一般的に、高齢化率7%～14%を「高齢化社会」、同14%～21%を「高齢社会」、同21%以上が「超高齢社会」とされる
	重複・頻回受診者	重複受診者は、3か月連続して、1か月に同一疾病で医療機関を3箇所以上受診している方。頻回受診者は、3か月連続して、1か月に同一医療機関で15回以上受診している方
	低公害車	電気自動車、ハイブリット車など、大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車
と	低炭素社会	現状の産業構造やライフスタイルを変えることで、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの排出を低く抑えた社会
	低炭素まちづくり	都市における二酸化炭素などの排出を抑制するため、都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、建築物の低炭素化などに配慮したまちづくり
	低未利用地	市街地内に残る空き地など、その土地の立地条件に対し効果的な利用がなされていない土地
	鉄道連続立体交差	鉄道の一定区間を高架化または地下化した後、その一定区間内にある複数の踏切を撤去して、交通渋滞や踏切事故の解消を図ること
と	特殊詐欺	面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者から現金などを騙し取る詐欺
	特定健診・特定保健指導	特定健康診査（特定健診）は、40歳以上の方を対象に生活習慣病の発症や重症化を予防するために実施する健診。特定保健指導は、特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が行う指導
	都市計画道路	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路であり、道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4種類に区分される

用 語		説 明
と	都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、都市の将来像や土地利用を明らかにするとともに、各地区におけるまちづくりの方針を定めた計画
	都市公園	都市計画法に基づき、国、都道府県、市区町村が設置管理している公園
	都市農地	市街化区域内またはその周辺における農地
	土地区画整理事業	道路・公園・河川などの公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るためなどに行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更などを行う事業
な	名古屋市中心部	名古屋市中村区名駅周辺や中区栄周辺を指す
	名古屋大都市圏	おおむね名古屋市の都心から30kmの範囲と、それに隣接する四日市市、大垣市、岐阜市、豊田市、岡崎市などの諸都市からなる地域を指す
	名古屋都市圏	名古屋を中心とする社会的・経済的なつながりを持った地域
	南海トラフ地震	静岡県駿河湾から宮城県の日向灘沖までの太平洋沿岸に延びる海溝である南海トラフを震源とする地震
に	ニート	どの学校にも通学しておらず、普段収入を伴う仕事をしていない15歳から34歳までの未婚の者
	認知症	正常に働いていた脳の機能が低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業経営者
の	ノーマライゼーション	障害を有する方など、社会的な制限を受ける方を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方
は	排水機	水害を防止するためにポンプを運転して、雨水を川や海に排水するための設備
	発達障害	脳機能の障害であり、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語や協調運動などの障害
	パブリックコメント	行政が政策や計画などを立案する際に、市民の方からの意見を求める機会を設け、その内容を考慮して政策などを決定する制度
	バリアフリー化	段差の解消など、社会生活をしていく上での障害（バリア）を取り除くこと
ひ	ビオトープ	都市の中に植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる場所を造成または復元した空間
	避難行動要支援者	災害対策基本法に規定する災害発生時の避難などに特に支援を要する方
	樋門	用水の取り入れや内水の排水などのため、または洪水の時に支川や水路への逆流を防ぐための施設
ふ	ファシリティマネジメント	業務用不動産を経営にとって最適な状態で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法
	福祉医療	医療保険加入者のうち、一定の条件に該当する方が診療を受けた際の自己負担分を公費で助成する制度
	フッ化物洗口	フッ化ナトリウム溶液でうがいをすることにより、永久歯のむし歯を予防する手段
	ブランディング	ブランドとして認知されていないものをブランドに育て上げること、またはブランド構成要素を強化し、活性・維持管理していくこと
	ふれあいスポーツクラブ	誰もが身近な地域で気軽にスポーツを楽しめるよう、地域の方たちが自主的・主体的に運営するスポーツクラブ
ほ	ポケットパーク	道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園
	ポテンシャル	本来持っているが現れていない潜在的な能力
ま	まち・ひと・しごと創生法	人口減少や東京圏への人口集中を食い止め、地方を活性化するための基本理念を定めた法律
む	無形民俗文化財	人々が日常生活の中で生み出し継承してきた文化的価値の高いわざそのもの
ゆ	有機栽培	化学肥料や農薬に頼らず、動植物質の有機肥料で食糧を栽培する方法
	遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
	有形文化財	有形の文化的所産で、歴史上、芸術上、学術上価値の高いものの総称
	遊水機能	河川沿いの田畑などにおいて、雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能
よ	要援護高齢者	寝たきりや虚弱となって介護や支援を必要とし、自立した生活の継続が困難な65歳以上の方
	要支援・要介護者	介護保険制度における認定区分。要支援者とは、身体または精神に障害があるために、日常生活を営むのに支障があり、支援の必要があると見込まれる方。要介護者とは、日常生活における基本的な動作について、常時介護を要する状態の方
	用途地域	都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域
	ライフステージ	人間の一生を段階的に区分したもの。一般的に、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分けられる
り	リニアインパクト	リニア中央新幹線の開業が、社会・経済に及ぼす影響
	リニア中央新幹線	東京都から大阪市までの約438kmを超電導リニアによって結ぶ新たな新幹線
れ	レクリエーション	仕事や勉強などの疲れを回復するために行う休養や楽しみ
わ	ワーク・ライフ・バランス	誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態
英 字	I o T	【Internet of Things】 世の中の様々な「モノ」がインターネットに接続することによって制御できたり、情報を取得できたりする仕組み
	J A	【Japan Agricultural cooperatives】 農業協同組合
	M R J	【Mitsubishi Regional Jet】 三菱重工業及び三菱航空機が開発・製造している小型ジェット旅客機
	N P O	【Non Profit Organization】 非営利活動法人。社会貢献活動を行う営利を目的としない団体
	S N S	【Social Networking Service】 登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス

2 指標一覧

1 健康・福祉分野

1-1 健康・医療

指 標	内 容
「日ごろから健康づくりを実践している」市民の割合	市民意識調査で「日ごろから健康づくりを実践している」と答えた市民の割合
「かかりつけ医がいる」市民の割合	市民意識調査で「かかりつけ医がいる」と答えた市民の割合
「北名古屋市は健康づくりに取り組みやすい環境である」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市は健康づくりに取り組みやすい環境である」と思っていると答えた市民の割合
「北名古屋市は病院や診療所が充実している」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市は病院や診療所が充実している」と思っていると答えた市民の割合
3歳児健康診査受診率	調査対象年度の3歳児健康診査対象者数のうち受診者の割合
生活習慣病の保有率	国民健康保険被保険者のうち、生活習慣病保有者の割合

1-2 地域福祉

指 標	内 容
「お住まいの地域でお互いに助け合う意識が強い」市民の割合	市民意識調査で「お住まいの地域でお互いに助け合う意識が強い」と答えた市民の割合
「北名古屋市は福祉サービスの情報が分かりやすい」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市は福祉サービスの情報が分かりやすい」と思っていると答えた市民の割合
社会福祉協議会のボランティアセンター登録団体数	調査対象年度の社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している団体数
社会福祉協議会のボランティア登録人数	調査対象年度の社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している人数
心配ごと相談事業の認知度	地域福祉計画策定時のアンケート調査で、調査対象年度に心配ごと相談事業を知っていると答えた市民の割合

1-3 子育て支援

指 標	内 容
「お住まいの地域で子どもを育む活動に参加している」市民の割合	市民意識調査で「お住まいの地域で子どもを育む活動に参加している」と答えた市民の割合
「北名古屋市は子育てしやすい都市である」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市は子育てしやすい都市である」と思っていると答えた市民の割合
3歳未満児の保育所待機児童数	調査対象年度の4月1日現在の3歳未満児の保育所待機児童数
民営化する保育園の数	調査対象年度に民営化されている保育園の数

1-4 高齢者福祉

指 標	内 容
「お住まいの地域で異世代との交流に参加している」市民の割合	市民意識調査で「お住まいの地域で異世代との交流に参加している」と答えた市民の割合
「北名古屋市は高齢者がいきいきと暮らしている」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市は高齢者がいきいきと暮らしている」と思っていると答えた市民の割合
シルバー人材センター加入率	調査対象年度に60歳以上の市民のうち、シルバー人材センターに登録している人の割合
老人クラブ加入率	調査対象年度に65歳以上の市民のうち、老人クラブに加入している人の割合
75歳到達時に自分を健康であると思う人の割合	調査対象年度に75歳到達時に送っているアンケート調査で自分を健康であると思う人の割合
レインボーネット市内事業所登録率	調査対象年度に医療・福祉・介護などの在宅医療に関わる事業所などのうち、レインボーネットに登録している事業所の割合

1-5 障害者（児）福祉

指 標	内 容
「障害者等が地域で生きがいを持って暮らせるように支援したい」市民の割合	市民意識調査で「障害者等が地域で生きがいを持って暮らせるように支援したい」と答えた市民の割合
「北名古屋市は障害者にやさしい都市である」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市は障害者にやさしい都市である」と思っていると答えた市民の割合
手話通訳者・要約筆記者派遣数	調査対象年度に手話通訳者・要約筆記者を派遣した件数

1-6 社会保障

指 標	内 容
「医療保険制度を理解している」市民の割合	市民意識調査で「医療保険制度を理解している」と答えた市民の割合
「北名古屋市の介護サービスが充実している」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市の介護サービスが充実している」と思っていると答えた市民の割合
特定健康診査受診率	40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者のうち、特定健康診査を受診した者の割合

指 標	内 容
特定保健指導実施率	特定健康診査受診者で、生活習慣病の兆候が見られた者のうち、医師や保健師などの専門家が行う特定保健指導を受けた者の割合

2 教育・文化分野

2-1 学校教育

指 標	内 容
「小中学校の行事に参加したり協力している」市民の割合	市民意識調査で「小中学校の行事に参加したり協力している」と答えた市民の割合
「北名古屋市の子どもは健やかである」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市の子どもは健やかである」と思っていると答えた市民の割合
学校が楽しいと感じている児童・生徒の割合	調査対象年度の国の学力テストでのアンケートで、学校が楽しいと感じている児童・生徒の割合
保護者・地域住民による学校支援参加者数	調査対象年度に学校支援活動に参加した保護者・地域住民の人数

2-2 生涯学習

指 標	内 容
「自己に適した生涯学習の活動を行っている」市民の割合	市民意識調査で「自己に適した生涯学習の活動を行っている」と答えた市民の割合
「市内の図書館や公民館は利用しやすい」と思っている市民の割合	市民意識調査で「市内の図書館や公民館は利用しやすい」と思っていると答えた市民の割合
図書館入館者数	調査対象年度の東西図書館の入館者数
生涯学習講座受講者充足率	調査対象年度に開講した生涯学習講座の定員の充足率

2-3 文化・芸術

指 標	内 容
「文化・芸術活動に親しむ機会がある」市民の割合	市民意識調査で「文化・芸術活動に親しむ機会がある」と答えた市民の割合
「北名古屋市は文化的な都市である」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市は文化的な都市である」と思っていると答えた市民の割合
歴史民俗資料館入館者数	調査対象年度の歴史民俗資料館の入館者数

2-4 スポーツ・レクリエーション

指 標	内 容
「日ごろから体を動かすことに取り組んでいる」市民の割合	市民意識調査で「日ごろから体を動かすことに取り組んでいる」と答えた市民の割合
「市内のスポーツ施設は利用しやすい」と思っている市民の割合	市民意識調査で「市内のスポーツ施設は利用しやすい」と思っていると答えた市民の割合
市内スポーツ施設利用者数	調査対象年度の公共スポーツ施設の利用者数
スポーツ団体会員数	調査対象年度の体育協会、ふれあいスポーツクラブの会員数

3 安全・環境分野

3-1 防災・消防

指 標	内 容
「北名古屋市の指定する避難所の場所を知っている」市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市の指定する避難所の場所を知っている」と答えた市民の割合
「お住まいの地域では防災対策や消防対策が充実している」と思っている市民の割合	市民意識調査で「お住まいの地域では防災対策や消防対策が充実している」と思っていると答えた市民の割合
防災リーダー育成人数	調査対象年度までに防災リーダー講座を受講した人数（累計）
防災ほっとメール登録アドレス件数	調査対象年度の防災ほっとメールの登録アドレス件数

3-2 交通安全

指 標	内 容
「交通ルールを守り交通安全に気を付けている」市民の割合	市民意識調査で「交通ルールを守り交通安全に気を付けている」と答えた市民の割合
「お住まいの地域は交通事故の心配が少ない」と思っている市民の割合	市民意識調査で「お住まいの地域は交通事故の心配が少ない」と思っていると答えた市民の割合
交通安全啓発活動の回数	調査対象年度の交通安全啓発活動の実施回数
交通事故件数（人身）	調査対象年度の交通事故（人身）の件数

3-3 防犯

指 標	内 容
「侵入盗などを防ぐため自宅の防犯対策をしている」市民の割合	市民意識調査で「侵入盗などを防ぐため自宅の防犯対策をしている」と答えた市民の割合
「お住まいの地域は犯罪の心配が少ない」と思っている市民の割合	市民意識調査で「お住まいの地域は犯罪の心配が少ない」と思っていると答えた市民の割合
防犯ボランティア人数	調査対象年度の防犯ボランティア人数
自治会の防犯カメラ設置件数（累計）	調査対象年度までに設置された自治会の防犯カメラの件数（累計）
犯罪発生件数	調査対象年に発生した刑法犯罪の件数

3-4 ごみ処理・資源循環

指 標	内 容
「日ごろからごみの減量やリサイクルに取り組んでいる」市民の割合	市民意識調査で「日ごろからごみの減量やリサイクルに取り組んでいる」と答えた市民の割合
市民1人1日当たり家庭系ごみ排出量	調査対象年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量
市民1人1日当たり資源量	調査対象年度の市民1人1日当たりの資源量

3-5 環境保全

指 標	内 容
「北名古屋市はごみの減量やリサイクルに熱心である」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市はごみの減量やリサイクルに熱心である」と思っていると答えた市民の割合
住宅用地球温暖化対策設備の設置世帯数（累計）	調査対象年度までに住宅地球温暖化対策設備を設置した世帯数（累計）
小学生ストップ温暖化教室の受講者数（累計）	調査対象年度までの小学生ストップ温暖化教室の受講者数（累計）
緑のカーテンコンテスト参加件数	調査対象年度の緑のカーテンコンテストへの参加件数
市役所公用車の低公害車の割合	調査対象年度の市役所公用車のうちの低公害車の割合

4 都市基盤分野

4-1 道路基盤

指 標	内 容
「お住まいの地域の道路は安全に通行することができる」市民の割合	市民意識調査で「お住まいの地域の道路は安全に通行することができる」と答えた市民の割合
「高速道路や都市部への交通アクセスが容易である」市民の割合	市民意識調査で「高速道路や都市部への交通アクセスが容易である」と答えた市民の割合
「お住まいの地域の道路は歩行者や自転車が安全に通行できる」と思っている市民の割合	市民意識調査で「お住まいの地域の道路は歩行者や自転車が安全に通行できる」と思っていると答えた市民の割合
「北名古屋市から周辺市町へ行くための主要な道路は快適に利用できる」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市から周辺市町へ行くための主要な道路は快適に利用できる」と思っていると答えた市民の割合
橋りょう修繕箇所（累計）	調査対象年度までに修繕した橋りょうの箇所数（累計）

4-2 市街地・下水道

指 標	内 容
「北名古屋市の豊かで便利な住環境に関心を持っている」市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市の豊かで便利な住環境に関心を持っている」と答えた市民の割合
「下水道による環境改善効果を理解している」市民の割合	市民意識調査で「下水道による環境改善効果を理解している」と答えた市民の割合
「北名古屋市の市街地は快適でゆとりのある住環境が形成されている」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市の市街地は快適でゆとりのある住環境が形成されている」と思っていると答えた市民の割合
下水道普及率	調査対象年度の市の人口のうち、下水道を使用することができる人口の割合
下水道整備面積	調査対象年度における下水道事業の認可区域の整備面積

4-3 公園・緑地・緑化・景観

指 標	内 容
「自宅やお住まいの地域の緑化に取り組んでいる」市民の割合	市民意識調査で「自宅やお住まいの地域の緑化に取り組んでいる」と答えた市民の割合
「田園風景や街路の彫刻によりうるおいを感じる」市民の割合	市民意識調査で「田園風景や街路の彫刻によりうるおいを感じる」と答えた市民の割合
「市内に心安らぐ公園や緑地がある」と思っている市民の割合	市民意識調査で「市内に心安らぐ公園や緑地がある」と思っていると答えた市民の割合

指 標	内 容
「市内にきれいだと感じる田園風景やまち並みがある」と思っている市民の割合	市民意識調査で「市内にきれいだと感じる田園風景やまち並みがある」と思っていると答えた市民の割合
市民 1 人当たりの都市公園面積	調査対象年度の市民 1 人当たりの都市公園面積
アダプトプログラム登録団体数	調査対象年度にアダプトプログラムに登録している団体の数

4-4 河川・雨水処理

指 標	内 容
「雨水貯留施設や地下浸透柵を設置している」市民の割合	市民意識調査で「雨水貯留施設や地下浸透柵を設置している」と答えた市民の割合
「お住まいの地域では大雨による水害の心配が少ない」と思っている市民の割合	市民意識調査で「お住まいの地域では大雨による水害の心配が少ない」と思っていると答えた市民の割合
「お住まいの地域は排水施設が整備されている」と思っている市民の割合	市民意識調査で「お住まいの地域は排水施設が整備されている」と思っている市民の割合
雨水貯留施設整備量	新川流域水害対策計画のうち、調査対象年度の雨水貯留施設の整備率

4-5 公共交通

指 標	内 容
「公共交通機関を利用するようにしている」市民の割合	市民意識調査で「公共交通機関を利用するようにしている」と答えた市民の割合
「お住まいの地域から市内各所に公共交通を利用していくことができる」と思っている市民の割合	市民意識調査で「お住まいの地域から市内各所に公共交通を利用していくことができる」と思っていると答えた市民の割合
市内循環バス利用者数	調査対象年度の市内循環バスの利用者数

5 産業活力分野

5-1 農業

指 標	内 容
「北名古屋市の農産物を購入したことがある」市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市の農産物を購入したことがある」と答えた市民の割合
「北名古屋市では農業にふれあう機会が提供されている」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市では農業にふれあう機会が提供されている」と思っていると答えた市民の割合
レジャー農園利用率	調査対象年度にレジャー農園が利用された割合

5-2 商業・サービス業

指 標	内 容
「北名古屋市の商店や事業者を積極的に利用している」市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市の商店や事業者を積極的に利用している」と答えた市民の割合
「お住まいの地域は買い物に便利である」と思っている市民の割合	市民意識調査で「お住まいの地域は買い物に便利である」と思っていると答えた市民の割合
商工業者の商工会会員組織率	商工業者のうち、調査対象年度に商工会に加入している者の割合

5-3 工業

指 標	内 容
「雇用機会の増加につながる企業誘致に関心を持っている」市民の割合	市民意識調査で「雇用機会の増加につながる企業誘致に関心を持っている」と答えた市民の割合
「北名古屋市では工業立地が進んでいる」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市では工業立地が進んでいる」と思っていると答えた市民の割合
市支援制度活用による新規企業の立地件数（累計）	調査対象年度までに市支援制度の活用によって新規企業が立地した件数（累計）

6 協働・行財政分野

6-1 コミュニティ・市民活動

指 標	内 容
「自治会活動に参加している」市民の割合	市民意識調査で「自治会活動に参加している」と答えた市民の割合
「ボランティアやNPOなど市民活動グループで活動している」市民の割合	市民意識調査で「ボランティアやNPOなど市民活動グループで活動している」と答えた市民の割合
「お住まいの地域は自治会活動が盛んである」と思っている市民の割合	市民意識調査で「お住まいの地域は自治会活動が盛んである」と思っていると答えた市民の割合

指 標	内 容
「北名古屋はボランティアやNPOの活動が盛んである」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋はボランティアやNPOの活動が盛んである」と思っていると答えた市民の割合

6-2 人権・共生・男女共同参画

指 標	内 容
「性別による不公平を感じることがない」市民の割合	市民意識調査で「性別による不公平を感じることがない」と答えた市民の割合
「お住まいの地域では、男性、女性など、性別による役割に関係なく活動できる」と思っている市民の割合	市民意識調査で「お住まいの地域では、男性、女性など、性別による役割に関係なく活動できる」と思っていると答えた市民の割合
審議会等の女性登用率	調査対象年度の審議会委員などのうち女性が占める割合

6-3 広報広聴・情報管理

指 標	内 容
「広報紙における市政情報は分かりやすく伝わっている」市民の割合	市民意識調査で「広報紙における市政情報は分かりやすく伝わっている」と答えた市民の割合
「北名古屋市のホームページは利用しやすい」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市のホームページは利用しやすい」と思っていると答えた市民の割合
年間ホームページアクセス件数	調査対象年度の市のホームページへのアクセス件数
自治体情報アプリによる「北名古屋市」登録者数	調査対象年度に自治体情報アプリに北名古屋市が登録されている件数

6-4 行政経営

指 標	内 容
「北名古屋市の職員に親しみを感じている」市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市の職員に親しみを感じている」と答えた市民の割合
「北名古屋市の行財政運営や財政状況に関心を持っている」市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市の行財政運営や財政状況に関心を持っている」と答えた市民の割合
「北名古屋市では市民の意向に沿った行政が進められている」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市では市民の意向に沿った行政が進められている」と思っていると答えた市民の割合
「北名古屋市では効率的な行政運営が進められている」と思っている市民の割合	市民意識調査で「北名古屋市では効率的な行政運営が進められている」と思っていると答えた市民の割合

6-5 多様な連携

指 標	内 容
連携協定する大学・企業との連携事業数	連携協定している大学・企業との調査対象年度における連携事業の件数
名古屋芸術大学教授等の市委員会等への参画人数	調査対象年度に市委員会などに名古屋芸術大学関係者が参画した人数

3 主な取組一覧

1 健康・福祉分野

1-1 健康・医療

主な取組	取組内容
①生活習慣の改善に向けた取組の支援	
健康講座の開催	健康に関して不安や改善を希望される方に対して講座を開催します。
ヘルスアップ教室の開催	生活習慣病の予防や健康づくりを推進するため、教室を開催します。
歯科健診	虫歯や歯周病の早期発見のため、健診を実施します。
8020運動の推進	満80歳で20本以上の歯を残そうとする運動を推進します。
成人健康相談、心の健康相談	保健師などに相談したい方や健康問題で心配なことがある方などが、気軽に相談できる場を提供します。
②健康づくりに取り組みやすい環境の充実	
がん検診・特定健診	がん検診はがんの早期発見のため、特定健診は生活習慣病チェックのために実施します。
健康講座の開催	生活習慣病の予防と生活習慣の改善を図るため、さまざまな企画をします。
ラジオ体操の推進、ウォーキングイベントの実施	健康づくりをサポートするため、ラジオ体操やウォーキングイベントを実施します。
健康マイレージ事業	健康づくりに取り組み、「健康マイレージ」（ポイント）を貯めると、県内の協力店で特典を受けられる優待カードを受け取ることができる事業を実施します。
うつ・自殺予防対策事業	こころの健康づくり支援及び自殺予防対策のため、ゲートキーパー養成やストレス度チェック、相談窓口などの周知を実施します。
③母子の健康づくりの支援	
妊産婦・乳幼児健診	妊産婦及び乳幼児の疾病を早期発見し、治療につなげるため、健診を実施します。
育児相談	乳幼児の健やかな成長発達のため、身体計測や健康相談を実施します。
赤ちゃん訪問	生後4か月までの全出生児に対し、赤ちゃんの発育や栄養状態、生活環境などを調査するため、専門知識を持った職員が訪問します。
赤ちゃん訪問員の養成	専門的な研修を実施し、赤ちゃん訪問員を養成します。
歯科健診	虫歯や歯周病を予防するため、歯や歯周組織の健康状態を把握し、適切な保健指導を行います。
不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費の一部を補助します。
思春期教室	中学校と連携し、性に対する正しい知識や命の大切さなどについて、年齢に応じた講座を開催します。
予防接種の勧奨	予防接種法に基づき、感染症の流行を予防するため、予防接種を勧奨します。
④かかりつけ医・薬剤師の普及	
かかりつけ医等の推進	地域の病院などで、日常的に体調管理や病気の診断などを行う主治医を持つことを推進します。
⑤救急医療体制の充実	
休日救急医療	急病に対応するため、休日急病診療所を運営します。

1-2 地域福祉

主な取組	取組内容
①地域で支えあう環境づくり	
広報紙、パンフレット、SNS等による広報事業	福祉に役立つ情報を各種媒体を使って提供します。
地域ふれあいサロン	高齢者の閉じこもりや認知症を予防するため、健康づくりや仲間づくりの場として地域ふれあいサロンを実施します。
各小中学校のあいさつ運動	各小中学校で児童・生徒の登校時に青少年育成会議によるあいさつ運動を実施します。
災害時要援護者支援対策システム構築	災害時の避難支援などに関わる民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会役員、高齢者見守り活動協力員などで構成する支援組織を構築します。
②地域の福祉課題への対応の充実	
総合窓口のPR	福祉サービスの相談・手続に対応する総合窓口の周知を図ります。
傾聴ボランティア派遣	高齢者、障害者、子育て家庭の保護者などの話を真摯に聴くことで相手の心のケアをするボランティアを派遣します。
生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター、協議体）	地域の生活上の困り事を抽出し、足りないサービスは地域で充実させ、既存のサービスがあればマッチングを行うことで、地域住民が主体的に支えあうための体制を整備します。
③ボランティア活動の推進	
社会福祉協議会のボランティア事業	社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する相談、支援、広報活動などを実施します。
ボランティア養成講座	各種ボランティアを養成する講座を開催します。
ボランティアの体験活動	ボランティア体験ができる機会を提供します。

1-3 子育て支援

主な取組	取組内容
①家庭における子育ての支援	
子育てコンシェルジュ	保護者の相談に応じて、未就学児の預け先に関する情報を提供します。
子育て支援センター	子育て世代がいつでも気軽に集い、子育てに関する悩みや喜びを皆で共有できる場を提供します。
養育支援家庭訪問	子育てに対して特に支援が必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言などを実施します。

主な取組	取組内容
子育て支援サイト	子育てに関する多くの情報をウェブサイトで発信します。
ひとり親等日常生活支援	日常生活に支援が必要なひとり親などに対し、家庭生活支援員を派遣します。
家庭相談員、臨床心理士、言語聴覚士等による子育て相談	様々な要因で子育てに不安を感じている保護者が相談できる場を提供します。
②子育てと社会参加の両立支援	
3歳未満児保育の拡大	小規模保育事業などにより、3歳未満時の受け皿を拡大します。
病児保育	病気の時に、児童が安心して過ごすことができるよう、対象となる児童を一時的に医療機関に付設された専用の場所で保育します。
一時預かり事業	保護者の病気や就労など、緊急一時的に保育を必要とする児童の一時保育及び幼稚園事業者による私立幼稚園児の一時預かりを行います。
休日保育等	保護者の仕事などで休日など（日曜日や国民の祝日・休日及び年末年始）に家庭での保育が困難な児童を保育します。
子育て短期支援（ショートステイ）	ひとり親家庭などの保護者が病気その他の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合であって、他に養育する者がいない児童を、児童福祉施設などにおいて一時的に養育します。
児童クラブと放課後子ども教室との連携	児童が放課後などを安全・安心に過ごすとともに、学習や体験活動などに取り組むことが可能となる環境を創るため、「児童クラブ」と「放課後子ども教室」の連携した取組を行います。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい方（援助会員）と育児の援助を受けたい方（依頼会員）が互いに助け合う会員組織により、子育て世帯を支援します。
③子育てを支えあう地域づくり	
地域ふれあい会	子育てのしやすい地域づくりを行うため、児童館が児童健全育成の地域活動の拠点となり、地域ふれあい会を開催し、地域の各種団体のネットワークを作ります。
異世代交流活動	児童が、異年齢の子どもや若者、高齢者などとふれあえる場や機会を作ります。
子育てサークル活動	子育てをする中で感じる喜びや悩みを話し合ったり、励まし合ったりしながら、親子で楽しめる自主的な活動を支援します。
保育園開放	保育園の園庭を開放し、親子で好きな遊びをする中で、友だち作りの場や保護者同士が交流できる場を提供します。
児童センター事業	乳幼児から高校生までを対象とし、心豊かに育つことを支援するため、運動を主とする遊びを通じての体力増進を図る事業・設備を提供します。
要保護児童対策地域協議会	保護者のない児童、または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童などへの適切な支援を行います。
④健やかな青少年を育む活動の推進	
非行防止啓発活動	非行防止のため、街頭での啓発活動や看板などの設置を行います。
夜のはいかい巡視活動	青少年の非行を防止するため、夜のはいかい巡視を実施します。
各小中学校のあいさつ運動	各小中学校で児童・生徒の登校時に青少年育成会議によるあいさつ運動を実施します。
居場所支援事業	ひきこもりなどの居場所支援として、人とのふれあいの機会と場を提供し、地域における居場所として社会参加の支援を行います。
青少年センター	青少年の健全な育成を図るため、相談、指導及び支援を行います。

1-4 高齢者福祉

主な取組	取組内容
①高齢者の社会参加の促進	
老人クラブの活動支援	心身の健康の保持に資するための教養講座やレクリエーションなど、会員が自主的かつ積極的に参加することができ、広く高齢者福祉の推進に寄与する活動を支援します。
シルバー人材センターの活動支援	高齢者の知識と経験を活かし、一般家庭、事業所、公共団体などから仕事を引き受け、会員に提供する活動を支援します。
高齢者の就職先情報の収集・提供	高齢者の就職先情報を収集し、提供します。
②総合的な介護予防体制の充実	
介護予防ケアマネジメント	高齢者の自立支援のため、心身の状況、住まい、家族介護力なども踏まえて必要な支援を行います。
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者の多様なニーズに対し、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供します。
一般介護予防事業（サロン、運動、栄養教室、回想法事業等）	高齢者の自主的な介護予防の取組であるサロン、運動、栄養教室、回想法事業などの活動を支援します。
ケアマネジャー・介護事業者向け研修	情報共有や各機関のネットワークの構築を図るため、ケアマネジャー・介護事業者向けの研修を実施します。
総合相談	本人、家族、近隣住民、各種団体などを通じて寄せられるさまざまな相談を受け、相談内容に即したサービスまたは制度に関する情報を提供し、関係機関を紹介します。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に推進する地域包括ケアシステムを構築する会議を実施します。
③地域包括ケアシステムの構築	
介護保険制度の運営	加入者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用する制度を運営します。
福祉ガイドブックの配布	福祉サービスを紹介するため、福祉ガイドブックを配布します。
認知症施策の推進（認知症カフェ、介護者リフレッシュ事業等）	認知症の方と家族、地域住民、専門職などの誰もが参加でき、集う場や、在宅で介護している方の心身のリフレッシュや情報交換・交流の機会をつくるなど、地域での日常生活・家庭支援の強化に取り組みます。

主な取組	取組内容
高齢者見守り活動	民生・児童委員と協力して、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の自宅を訪問し、声かけなどの活動を行います。
在宅での自立生活支援サービス	介護が必要な在宅の高齢者の介護予防や日常生活を支援します。
権利擁護業務	高齢者虐待対応や成年後見制度の利用促進など、高齢者が安心していきいきと暮らすための権利を守る業務を実施します。
消費者被害防止	民生委員、ヘルパー、ケアマネジャーなどが、日頃から高齢者を見守る体制づくりを推進し、高齢者の消費者トラブルを防止します。
在宅医療・介護の連携	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供します。
生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター、協議体）	地域の生活上の困り事を抽出し、足りないサービスは地域で充実させ、既存のサービスがあればマッチングを行うことで、地域住民が主体的に支えあうための体制を整備します。
家族介護支援	日常生活に何らかの支援を要する高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるようにするため、家族介護者を支援します。

1-5 障害者（児）福祉

主な取組	取組内容
①自立に向けた環境づくり	
広報紙の点字化・音声化	広報紙の点字化・音声化を実施します。
手話通訳者の設置	聴覚障害者並びに音声及び言語機能障害者の日常生活における円滑なコミュニケーションを図るため、手話通訳者を派遣します。
インクルーシブ教育システム	障害の有無にかかわらず、ともに教育を受けられるようなシステムを構築します。
要約筆記入門講座・手話奉仕員養成講座	聴覚に障害のある方と日常会話ができる程度の手話の知識や技術を学ぶ講座を実施します。
特別支援員の配置	教育上特別の支援を必要とする児童・生徒が在籍する小中学校に特別支援員を配置します。
就学奨励事業	特別支援学校への就学のために保護者などが負担する経費の一部を、保護者の負担能力の程度に応じて支給します。
尾張中部障害者就業・生活支援センターとの連携	地域の障害者の就業と生活の両面から支援するため、雇用、保健、福祉、教育などの関係機関とのネットワークを活用する愛知県の尾張中部障害者就業・生活支援センターと連携します。
②生活支援の充実	
虐待防止センター	社会福祉課を窓口として、虐待防止のため、相談に応じます。
障害者福祉サービス	障害者が自立して生活していくためのサービスを提供します。
地域生活支援事業	障害者が地域で日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じて支援します。
特別障害者手当等の支援	障害者手当を支給します。
グループホーム設置支援	事業者による共同生活援助施設の整備を支援します。

1-6 社会保障

主な取組	取組内容
①低所得者の経済的自立の支援	
就労支援事業	就労支援員を中心に、低所得者の就労を支援します。
生活困窮者自立支援事業	経済的な問題などで困っている方を対象として、生活困窮の状態から脱却できるよう、自立に向けた支援を行います。
②社会保障の適正な運営	
特定健診未受診者への勧奨	糖尿病や高血圧などの生活習慣病の早期発見のため、40歳以上の方を対象とした特定健診の未受診者に対して勧奨を行います。
保健指導対象者への個別勧奨	特定健診の結果に基づき、生活習慣病にかかるリスクの高い方に対し保健指導の勧奨を行います。
レセプト点検の充実強化	医療費の適正化を図るため、診療報酬明細書などに記載されている事項について、算定基準などに照らし誤りがないか審査、点検を充実強化します。
第三者求償及び過誤調整等の取組強化	交通事故など、第三者（加害者）の不法行為によって生じた保険給付について、保険者（市）が立て替えた医療費などを加害者に対して行う損害賠償請求や請求誤りなどが生じた場合の取組を強化します。
ジェネリック医薬品差額通知・医療費通知の送付	被保険者負担の軽減と保険給付費の削減のため、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知や医療機関などの受診状況をお知らせする医療費通知を送付します。
後期高齢者福祉医療費扶助	後期高齢者医療の加入者のうち、一定の条件に該当する方の医療費を助成します。
障害者医療費扶助	医療保険加入者のうち、一定の条件に該当する障害者に対し、医療費を助成します。
母子・父子家庭医療費扶助	医療保険加入者のうち、一定の条件に該当する母子・父子家庭などに対し、医療費を助成します。
子ども医療費扶助	医療保険加入者のうち、0歳から中学校卒業まで（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の子どもの医療費を助成します。
介護保険制度	介護を要する高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護の必要性・重要性の高まりに伴い、高齢者の介護を社会全体で支えあう制度を運営します。
介護保険料の納付の確保	介護保険料の納付を推進します。
介護サービス事業者への指導・監査	介護サービス提供事業者に対し、必要に応じて指導・監査を行います。
介護従事者の研修	介護に従事する方への研修を開催します。

2 教育・文化分野

2-1 学校教育

主な取組	取組内容
①社会を生き抜く力の育成	
各種体験学習	田植え、野菜栽培や手話、車椅子、高齢者疑似体験など、児童・生徒が様々な体験学習を行います。
特別支援学級	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のため、少人数の学級を置きます。
特別支援員の配置	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍する小中学校に特別支援員を配置します。
アフタースクール教室	基礎学力の充実が必要な児童・生徒の希望者に対し、放課後などに補充学習を行います。
職場体験	生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、仕事を体験したり、働く人々と接したりする学習活動を行います。
ボランティア活動	生徒が社会福祉や地域福祉への理解と関心を高めるため、福祉施設での高齢者との交流や公園の清掃などの様々な活動を実施します。
独自講師の確保	子どもたちの多様な学びを支援するため、様々な分野の専門家を講師として確保します。
ゲートキーパーの養成	児童・生徒の悩みやこころの健康づくりを支援するため、教員の研修を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーを養成します。
教員研修	教師の資質向上を図るため、研修会を開催します。
②未来への飛躍を実現する人材の育成	
A L T の派遣	発達段階に応じた外国語にふれる活動として、外国語指導助手（Assistant Language Teacher）を派遣します。
③学びのセーフティネットの充実	
就学支援	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に、学用品などに必要な費用の一部を援助します。
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	児童・生徒の心のケアや福祉面の環境を整えるため、臨床心理士などを配置します。
家庭訪問相談員による訪問相談	不登校児童・生徒の家庭を訪ね、本人や保護者と面会し、登校に関する相談・指導を行います。
いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題専門委員会	いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を効果的に推進するため、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題専門委員会を設置します。
不登校対策協議会	学校における不登校問題を総合的・根本的に検討し、その防止や指導に努め、たくましく生き抜く児童・生徒の育成を図るため、不登校対策協議会を設置します。
校舎の補修	学校施設及び設備を計画的に補修します。
防犯カメラの設置	学校敷地周辺に防犯カメラを設置します。
④地域とともにある学校づくり	
コミュニティスクール	学校運営協議会を設置した学校で、保護者や地域住民の声を学校運営に活かします。
学校運営協議会	地域住民や保護者が学校運営に参画し、学校と地域が力を合わせ、学校づくり・地域コミュニティを推進するため設置します。
学校評価制度	学校運営の改善を図るため、保護者や地域住民などによる学校評価を行います。
地域学校協働本部	地域と学校が連携及び協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、子どもたちが夢に向かって生きぬく力及び学力を育むため、地域学校協働本部を設置します。
学校情報の公開	コミュニティスクールだよりやホームページにより情報を発信します。

2-2 生涯学習

主な取組	取組内容
①学習機会の充実	
児童生徒英語力推進事業	小学生を対象とした土曜英語教室や、小中学生を対象とした夏期英語体験研修、中学生を対象とした中学生語学留学事業を実施します。
放課後子ども教室	放課後に小学校の特別教室などを一時利用し、学習活動や地域住民との交流体験活動などを実施します。
土曜学習	子どもたちの土曜日などにおける教育活動を充実するため、伝統芸能体験教室などの各種プログラムを実施します。
少年少女発明クラブ	土曜、日曜を利用し、ものづくりなどのクラブ活動を行うことで、子どもたちの理科学力の向上と未来の技術者の育成を図ります。
生涯学習講座	歴史、文化、芸術、趣味などの多種多様な学習講座を開催します。
生涯学習大学公開講座	名古屋芸術大学と連携し、大学の持つ専門性を活かした講座を開催します。
企業との連携	高度化・多様化する学習ニーズに対応した講座とするため、地元企業などと連携して開催します。
講座参加者アンケート調査	受講者へのアンケート調査を実施し、生涯学習講座の充実を図ります。
社会教育団体への活動助成	社会教育の振興を図るため、社会教育関係団体の活動に要する経費に対し、補助金を交付します。
②生涯学習の基盤整備	
施設の改修	老朽化した社会教育施設を改修します。
名古屋芸術大学図書館との協定	名古屋芸術大学附属図書館と連携し、市と大学の図書館の相互利用を提供します。
③読書活動の推進	
読み聞かせ	朗読ボランティアによる紙芝居会、お話し会を実施します。
子どもの読書活動	図書資料及び関連事業の充実を図り、子どもの読書活動を推進します。

主な取組	取組内容
④家庭教育力の向上	
保育園講演会	保育園の保護者を対象に、子どもの育成や家庭教育のあり方に関する講演会を実施します。
家庭教育推進講演会	小学校に入学する児童の保護者を対象に、家庭教育に関する講演会を実施します。
いきいき子育て講座	子育て中の方やこれから親になろうとする方を対象に、自分らしい子育てを見つけてもらう講座を開催します。

2-3 文化・芸術

主な取組	取組内容
①文化・芸術の推進	
バベットフェスタ	全国の人形劇団が一堂に集まり、人形劇を上演します。
市民音楽祭	市内で活躍する音楽団体及び中学生吹奏楽部などの方々が集い、コンサートを開催します。
名古屋芸術大学連携事業	市民が芸術文化にふれる機会を提供するため、名古屋芸術大学との連携により演奏会などの鑑賞の機会を提供します。
②歴史民俗資料館の充実・活用	
特別展・企画展	「昭和の暮らし」、「北名古屋市の歴史」などをテーマとした展示会を実施します。
回想法ワークショップ	昭和時代の暮らしを、世代を超えて共有するワークショップを開催します。
出前事業	出前博物館として小学校などへの資料展示や解説を行います。
③文化財の保存・活用	
文化財マップ	市内の文化財を紹介するマップを作成します。
文化財・遺跡の見学会、ウォークラリー	市内の文化財・遺跡の見学会やウォークラリーを実施します。
無形文化財保存会と小学校との連携	無形文化財の理解や継承のため、小学校の学習に連動した企画を実施します。

2-4 スポーツ・レクリエーション

主な取組	取組内容
①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	
スポーツ教室	市民の体力向上や親子のふれあいのため、各種スポーツ教室を開催します。
市民体育祭	スポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康づくりと市民相互の親睦を深めるため、市民の企画・運営により体育祭を開催します。
北なごやふるさとマラソン	市内外から参加者を募り、体力づくりと健康の保持・増進及び参加者の交流を図るため、マラソン大会を開催します。
スポーツ競技全国大会等出場者への激励費の支給	アマチュアスポーツ競技の全国大会などに選手として出場する方に激励金を支給します。
②地域のスポーツ環境の整備	
スポーツ推進委員	市民に対するスポーツの実技指導及び助言を行います。
スポーツ地域委員	スポーツ推進委員の補完的組織として活動します。
社会体育施設改修	老朽化した体育施設の改修を実施します。
学校開放	小中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲内で市民に開放します。
③スポーツ団体等の支援	
スポーツ団体等への活動支援	運営費の一部補助及び組織運営と活動を支援します。

3 安全・環境分野

3-1 防災・消防

主な取組	取組内容
①地域防災力の強化	
消防団員の確保と活動の充実	火災・災害から地域を守る消防団組織の機能を向上させるため、団員を確保し、施設や車両などを充実させます。
防災訓練等の開催	住民の防災意識の高揚を図り、災害への対応力を高めるため、防災訓練などを開催します。
自主防災会の活動や資機材確保の支援	自主防災会の良好な運営と活動の活性化を図るため、活動費や防災資機材購入費を補助します。
防災リーダー養成講習会の開催	防災活動の中核を担う人材を育成するため、災害に関する知識の取得や災害対応力を養う講習会を開催します。
住宅の耐震化、シェルター設置費用の助成及び無料相談会の実施	住宅の耐震改修工事や耐震シェルターの設置に対し、補助金を交付するとともに、耐震に関する無料相談会を実施し、住宅の耐震化を促進します。
同報系防災行政無線、防災ほっとメール等による情報提供	屋外拡声器や防災メールなどの情報伝達ツールにより、災害に関する情報を迅速、的確に住民に伝達します。
②大規模災害に備えた施設整備	
健康ドーム周辺の防災拠点の整備	災害時に医療と救護の拠点となる済衆館病院と健康ドーム周辺を防災拠点として整備します。
公共施設の耐震化率の向上	未耐震施設の耐震補強や廃止を計画的に進め、耐震化率の向上を図ります。
避難場所の確保	防災機能を持たせた公園を整備し、そのオープンスペースを災害時の避難場所として確保します。

主な取組	取組内容
防災備蓄倉庫の整備促進	救助用資機材の収納や被害想定の変化に伴う非常食などの物資増量に対応できる倉庫を整備します。
③消防体制の充実	
常備消防と非常備消防との連携	消防活動が円滑にできるよう、常備消防（消防署）と非常備消防（消防団）の指揮系統の確立と役割を明確にした連携を図ります。
消火栓、耐震防火水槽の維持管理	有事の際の消火活動に支障が生じないよう消火栓や耐震防火水槽を適切に維持管理します。
消防団詰所の整備	分団管轄内ごとの消防団活動が円滑に行われるよう、拠点となる詰所を整備します。

3-2 交通安全

主な取組	取組内容
①交通安全意識の高揚	
交通安全教室の開催	交通安全思想の普及を図るため、小学校、保育園、幼稚園、各種団体などで交通安全教室を開催します。
安全なまちづくり決起大会の開催	交通事故や犯罪のない安全・安心なまちづくりのため、交通安全の誓いなどを行う大会を開催します。
高齢者運転免許証返納支援	運転免許証の自主返納を希望する満65歳以上のドライバーに、交通安全啓発物品及びきたバスの回数券を贈呈します。
②交通安全環境の向上	
危険箇所の調査	道路安全施設の速やかな設置のため、道路上の危険箇所の情報収集と早期発見に努めます。
道路反射鏡や道路照明灯の設置	安全な道路交通の確保を図るため、道路反射鏡や道路照明灯などを設置します。
路上駐車パトロール	道路上に死角を発生させる路上駐車を防止するため、パトロール及び指導を実施します。

3-3 防犯

主な取組	取組内容
①地域の防犯力の向上	
防犯啓発やパトロール等の防犯活動の推進	防犯意識の向上を図るため、啓発活動のほか、子どもの見守りや地域のパトロールなどを実施します。
防犯教室の開催	犯罪への対策や被害に遭わないための安全な行動がとれるよう、小中学校、保育園で防犯教室を開催します。
防犯ボランティア活動の支援	犯罪情報の発信や青色回転灯パトロールカーの貸出などにより防犯ボランティア団体の活動を支援します。
②防犯に向けた施設整備	
防犯灯の新設と適切な維持管理	夜間における市街地の死角をなくし犯罪抑止を図るため、防犯灯を効果的に設置し維持管理します。
自治会に対する防犯カメラの設置支援	地域における犯罪抑止の取組を支援するため、自治会が設置する防犯カメラの設置費用に補助金を交付します。

3-4 ごみ処理・資源循環

主な取組	取組内容
①循環型社会の形成	
小型家電等資源ごみの回収	有用金属を再資源化するため、不要となった小型家電などを回収します。
ごみの分別収集	ごみの再資源化を図り、適正に処理するため、ごみの分別収集を徹底します。
②廃棄物の適正処理の推進	
（仮称）北名古屋清掃工場の建設と余熱を利用した温水プールの整備促進	ごみを衛生的・効率的に処理するため、北名古屋衛生組合と名古屋市が共同で新たなごみ処理施設を建設し、その余熱を利用した温水プールの整備を促進します。

3-5 環境保全

主な取組	取組内容
①環境保全活動の推進	
環境基本計画の推進	環境基本計画に基づき、市民、事業所、行政が協働により環境保全に関する施策を推進します。
ストップ温暖化教室の開催	地球温暖化防止を啓発し、エコライフを普及させるため、小学校でストップ温暖化教室を実施します。
環境関連活動の支援	ごみの減量、リサイクルの推進、地球温暖化防止対策推進などの事業を実施する団体に対して補助金を交付します。
ごみゼロ運動の実施	環境を守り、清潔で住みよいまちにするため、市内一斉清掃活動を実施します。
花の苗の配布	市内の緑化、環境美化、CO ₂ 削減を図るため、花の苗を配布します。
②地球温暖化対策の推進	
住宅用地球温暖化対策設備の設置費補助	クリーンエネルギーの利用促進と市民の地球温暖化防止意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムなどの住宅用地球温暖化対策設備の設置に対して、その経費の一部を補助します。
公共施設における新エネルギーの活用	新エネルギーを普及促進するため、太陽光発電設備など新エネルギー設備を公共施設へ積極的に導入します。
食用油の回収	し尿処理の過程で発生するメタンガスを利用した発電の促進剤として活用するため、使用済みの食用油を回収します。
緑のカーテンコンテスト	身近な地球温暖化対策として、家庭や事業所で植物を建築物の外側に生育させる緑のカーテンの取組を啓発・推進するため、コンテストを開催します。

4 都市基盤分野

4-1 道路基盤

主な取組	取組内容
①安全で快適な道路環境の整備	
歩道のカラー舗装	歩行者の安全対策を図るため、通学路などにおいて、歩行空間を明示するようにカラー舗装を行います。
主要交差点のカラー舗装	交通事故対策を図るため、交通量の多い主要な信号交差点をカラー舗装します。
道路の段差解消	高齢者や障害者などに配慮したバリアフリーに向けて、道路の段差を解消します。
橋りょうの定期点検	事故を未然に防止するため、老朽化が進んでいく橋りょうを定期点検します。
橋りょうの維持管理修繕	橋りょうの適切な維持管理を実施し、計画的に修繕します。
交差点の右折レーンの設置	交通の円滑化及び事故対策のため、交差点の右折レーンを設置します。
道水路の改良・安全対策	側溝のない道路や柵のない水路について、市街地としてふさわしい改良・安全対策を行います。
生活道路の交通安全対策	交通量の多い危険な生活道路について、ハンブや狭さくなどのハード対策や、ゾーン30や歩行者優先ゾーンなどといったソフト対策の両面から交通安全対策を行います。
②道路網の整備	
高田寺久地野線や豊山西春線など未整備な都市計画道路の整備	未整備な都市計画道路の整備を促進します。
名古屋豊山稲沢線など県道の整備・改良の促進	県と連携して、県道の整備・改良を促進します。
鉄道連続立体交差と周辺まちづくりの事業化	市を東西に分断する鉄道について、鉄道の高架化事業を進めるとともに、徳重・名古屋芸大駅周辺地区における土地区画整理事業によるまちづくりの事業化を進めます。

4-2 市街地・下水道

主な取組	取組内容
①豊かで快適な住環境の形成	
都市計画マスタープランの推進	都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、あるべき市街地像の整備を推進します。
地区計画の導入促進	市街化区域の低未利用地を有効活用するため、地区計画の導入を促進します。
用途地域変更の検討	有効な土地利用を図るため、用途地域の変更を検討します。
空家等対策計画の推進	空家等対策計画に基づき、空家などに関する施策を推進します。
②魅力があり心温まる都市基盤づくり	
連続立体交差事業	市を東西に分断する鉄道について、鉄道の高架事業化を進めます。
名古屋鉄道徳重・名古屋芸大駅周辺地区の整備	徳重・名古屋芸大駅周辺地区における土地区画整理事業によるまちづくりの事業化を進めます。
沖村西部土地区画整理事業の推進	新たな工業系市街地を形成するため、土地区画整理事業を推進します。
③下水道整備の推進	
新川流域関連公共下水道の整備	汚水処理のために県が整備する流域下水道に関連する公共下水道を整備します。
下水道接続の奨励・融資あっせん	下水道への接続を奨励するとともに、融資あっせんにより支援します。

4-3 公園・緑地・緑化・景観

主な取組	取組内容
①魅力ある公園や緑地の整備	
緑の基本計画の推進	緑の基本計画に基づき、都市における緑地の適正な保全や緑化を推進します。
五条川プロムナード計画の推進	五条川の水辺環境の保全と、河川沿いの散策路や地域交流拠点など、河川空間を活かした整備を推進します。
大規模公園、緑地の整備	憩いの空間として大規模公園や緑地を整備します。
街区公園の整備	街区に居住する方の利用に供することを目的とし、小学校区ごとに特色のある公園を整備します。
児童遊園の適切な維持管理	約90箇所ある児童遊園を適切に維持管理します。
②公共空間・市街地の緑化の推進	
街路樹の植栽	幹線道路の整備に合わせ、街路樹を植栽します。
樹木や花の植栽	公共空間において、樹木や花を植栽します。
生産緑地地区	都市の緑として、生産緑地地区を保全します。
アダプトプログラムの活用	市民や団体が清掃活動を行うアダプトプログラムを活用します。
③やすらぎある景観の形成	
農地パトロールの強化	遊休農地の実態把握と発生防止、違反転用の早期発見のため、農地パトロールを強化します。
景観計画の策定	良好な景観形成のため、景観デザインのガイドラインとなる景観計画を策定します。
屋外広告物の規制	まちの美観が損なわれたり、落下・倒壊などの事故を防ぐため、愛知県屋外広告物条例に基づき適正な指導を行います。
緑地の保全	良好なまち並みと景観の形成のために、田園風景の保全を図ります。
彫刻等モニユメントの維持管理	市街地の歩道などに設置されている彫刻等モニユメントを維持管理します。

4-4 河川・雨水処理

主な取組	取組内容
①治水対策の推進	
新川流域水害対策計画の推進	新川流域水害対策計画に基づき、雨水対策を推進します。
河川改修事業	水場川や鴨田川などの改修事業を、県と連携して推進します。
片場ポンプ場の整備	雨水対策のため、片場ポンプ場を整備します。
排水機場の維持管理	雨水対策のため、排水機場を維持管理します。
鹿田雨水調整池の整備	雨天時の雨水を貯留し、貯留した雨水の全部または一部を降雨終了後に送水することにより、河川などの負荷の低減を図るため、鹿田地区に調整池を整備します。
生産緑地地区の保全	保水機能の保全のため、生産緑地地区に指定された水田や畑を保全します。
遊休農地の発生抑制	保水機能を有する農地を保全するため、遊休農地の発生を抑制します。
民間による一時貯留の推進	河川への負担を軽減するため、市民や事業所などによる雨水の一時的な貯留を推進します。
②魅力的な水辺環境の整備	
水辺公園の整備	五条川などの河川改修と合わせて、水辺公園を整備します。
河川遊歩道の整備	五条川などの河川改修と合わせて、河川遊歩道を整備します。

4-5 公共交通

主な取組	取組内容
①市内交通の充実	
市内循環バスの充実	利用者のニーズを的確に把握し、市内循環バスの利便性を高めます。
地域公共交通としてのタクシーの利用	関係団体との協議会に参加し、タクシーを地域公共交通として利用できるよう検討します。
②市外への交通アクセス	
主要鉄道駅までの交通手段の確保	鉄道利用を促進するため、駅までの交通手段を確保します。
名古屋市営バスの延伸	名古屋市営バスの市内への路線延伸について検討します。
近隣市町のバス交通との広域連携	近隣市町のコミュニティ交通との連携を図るなど、広域的な交通網を検討します。

5 産業活力分野

5-1 農業

主な取組	取組内容
①農業生産の強化のための支援	
農業塾の開催	新規就農者の支援と育成のため、農業塾を開催します。
遊休農地の活用促進	農業法人や新規参入企業などによる遊休農地の活用を促進します。
農産物のブランド化の支援	農産物の付加価値を高めるため、ブランド化を支援します。
農業の6次産業化の支援	農産物の生産から加工、販売までを一貫して行う農業の6次産業化を支援します。
農業用水施設の整備	老朽化が進んでいく農業用水施設の修繕と整備をします。
②身近に土とふれあえる機会の充実	
レジャー農園の整備	市民が農業に親しむ場として、貸し農園の整備・管理を行います。
地産地消の支援	直売場の拡大や学校給食への地元農産物の利用を促進し、地産地消を支援します。
遊休農地対策	市民が土とふれあえる場としての活用など、遊休農地対策に取り組みます。

5-2 商業・サービス業

主な取組	取組内容
①暮らしに役立つ中小商業の発展	
商工会への支援	地域の産業の発展のため、商工会の取組を支援します。
清須市、豊山町、各市町の商工会、金融機関との連携による創業支援	連携協定に基づき、創業しようとする方を支援します。
小規模企業等振興資金制度・中小企業組織強化資金制度の利用促進	中小企業の支援のための資金融資制度の利用を促進します。
②にぎわいのある商店街づくり	
西春駅前商店街協同組合の催し等の支援	にぎわいを創出するため、駅前商店街協同組合による催しなどを支援します。
空き店舗の活用	創業を含めた新たな魅力づくりに向けて、空き店舗を活用します。
ポイントカードの利用促進	商業の活性化を図るため、カード事業協同組合によるポイントカードの利用促進を支援します。
③消費者を守る体制づくり	
消費生活相談の充実	消費者トラブルの解決のため、消費生活センターにおいて相談に応じます。
消費者生活情報の提供	消費者トラブルの未然防止を図るため、消費者に有益な生活情報を提供します。
④就業支援	
求人情報の提供	地域職業相談室で求人情報を提供します。

5-3 工業

主な取組	取組内容
①企業立地に向けた活動強化	
進出企業の情報収集	積極的に企業訪問し、進出の可能性のある企業情報を収集します。
企業誘致活動の推進	積極的に企業訪問するとともに、市のPRを進め、企業誘致活動を推進します。
沖村西部地区への企業誘致	沖村西部地区の整備に合わせ、企業を誘致します。
②元気な地元企業の育成	
展示会等への参加支援	商工会と連携し、展示会・商談会への地元企業の参加を支援します。
国内外への販路拡大	ジェトロ名古屋などの支援機関を活用し、地元企業の国内外への販路拡大を促進します。
小規模企業等振興資金制度・中小企業組織強化資金制度の利用促進	中小企業の支援のための資金融資制度の利用を促進します。

6 協働・行財政分野

6-1 コミュニティ・市民活動

主な取組	取組内容
①地域コミュニティ活動の推進	
自治会推進事業補助	市民相互の交流と地域コミュニティの活性化を図るため、自治会が行う事業に対して事業費の一部を補助します。
自治会集会施設建設補助	自治会活動の振興を図るため、自治会の活動拠点となる集会施設の建設、購入、増改築、修繕に要する費用の一部を補助します。
自治会活動総合保険・自治会長損害保険への加入	自治会活動に誰もが参加しやすい環境整備を図るため、自治会活動参加者や自治会長の事故を補償する保険に加入します。
②市民活動団体の育成	
市民活動相談事業	市民や団体の活動を支援するため、市民活動に関する相談を実施します。
市民活動団体向け講座	市民活動団体やNPOなどの活動をより充実、活性化させるため、市民活動団体向けに講座を開催します。
ホームページ、メールマガジン、SNS等による情報発信	ホームページ、メールマガジン、SNSなどを活用し、市民活動団体の活動を広く周知します。
③市民協働の推進	
市民協働推進事業	市民が主役で、豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、市民活動団体が行う公益社会貢献事業に対して補助金の交付などを行います。
平和夏まつり	恒久平和の発信、市民融和などを目的として、平和事業や盆踊り、ステージイベント、模擬店などを、市民が協働で企画・運営する平和夏まつりを実施します。
協働カフェの実施	様々な人が集まり、地域でまちづくりなどについて主体的に話し合う場として、協働カフェを実施します。
④地域自治の充実	
地域コミュニティ検討組織の設置	住民が主体となって、自立的に地域を運営する地域コミュニティのあり方について検討する組織を設置します。

6-2 人権・共生・男女共同参画

主な取組	取組内容
①人権・平和の尊重	
人権尊重についての啓発の推進	全ての市民が互いに尊重し合い、人権問題について理解するため、人権尊重についての啓発を推進します。
人権教育の推進	人権尊重の理念について正しく理解し、態度や行動につながるように、学校における人権教育を推進します。
北名古屋市平和都市宣言の啓発	核兵器の廃絶と戦争のない社会を訴え、平和な心と平和なまちの実現をめざす平和都市宣言を啓発します。
②国際交流・多文化共生の推進	
友好都市交流の推進	国外の友好提携都市との市民同士の交流を推進します。
多文化共生の啓発	国籍や民族の違いなどにかかわらず、地域社会の構成員としてともに生きる多文化共生について、市民の理解を促進するため、啓発を行います。
アジア太平洋フェスティバル	北名古屋市国際交流協会が、アジア太平洋諸国に対する国際理解を深めるためにイベントを開催します。
国際理解講演会	北名古屋市国際交流協会が、市民の国際的な感覚を養い、理解を深めるため、国際理解に関する講演会を開催します。
語学講座	北名古屋市国際交流協会が、市民の国際理解促進とコミュニケーション力の習得を図るため、語学講座を開催します。
外国人のためのスタディツアー	北名古屋市国際交流協会が、地域での外国人との多文化共生社会づくりを図るため、外国人住民に向けてスタディツアーを開催します。

主な取組	取組内容
③男女共同参画の推進	
男女共同参画プランの推進	男女共同参画プランに基づき、性別にかかわらずお互いの人格を尊重し、あらゆる分野で対等なパートナーシップを発揮しながら、一人ひとりが自己実現できる男女共同参画社会を推進します。
男女共同参画推進セミナー・研修等の啓発の実施	市民の男女共同参画意識を高めるため、セミナー・研修などの啓発を実施します。
家庭児童相談の実施	家庭児童相談員や家庭相談員、児童コーディネーターが、児童虐待や子育て、DVなどの家庭における多様な相談対応を実施します。
DV対策の推進	配偶者などからの暴力の根絶を図るため、DV（Domestic Violence）対策を推進します。
男女共同参画情報紙の発行	市民の男女共同参画意識の向上を図るため、男女共同参画情報紙を発行します。
ワーク・ライフ・バランスの促進	仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを促進します。

6-3 広報広聴・情報管理

主な取組	取組内容
①広報広聴活動の充実	
広報紙等の発行	広報紙などを通して市民生活にとって必要な行政情報や市民情報を提供します。
ホームページ等の活用	迅速な情報発信と利便性の向上を図るため、ホームページなどを活用します。
広聴活動の実施	市民意見の把握のため、意見箱などにより広聴活動を積極的にを行います。
パブリックコメントの実施	より良い政策づくりのため、市民が意見を述べる機会を設け、それらの意見を集約し、市政へ反映するパブリックコメントを実施します。
情報公開	市民の市政に対する理解と参画を進めるため、市政情報を積極的に公開します。
市政インターネットモニター	効率的な行政運営を図るため、市政インターネットモニターに対して市政に関する評価や意向などを把握するアンケートを行います。
②情報化の推進と情報管理	
情報システムの充実	行政サービスの向上や効率的な業務を推進するため、電子申請・届出などの情報システムを充実します。
個人情報保護についての職員研修	個人の権利利益の保護を図り、個人情報を適正に管理するため、職員研修を実施します。
電子自治体の推進	市民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的な行政を推進するため、コンピューターやネットワークなどの情報通信技術を活用する電子自治体を推進します。
情報セキュリティ対策の強化	市民の財産、プライバシーなどを保護するとともに市民サービスの向上及び事務事業の安定的な運営を確保するため、情報セキュリティ対策を強化します。

6-4 行政経営

主な取組	取組内容
①行政サービスの充実・適正化	
ファシリティマネジメントの推進	公共施設の計画的・総合的な管理を行うため、ファシリティマネジメントを推進します。
公共施設の使用料の適正化	料金設定の統一性・公平性を図り、限られた財源の中でサービスの水準を維持していくため、公共施設使用料を適正な水準に改定します。
指定管理者制度	公共施設について、民間事業者などが有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図り、施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度を推進します。
②健全で効率的な行財政運営	
予算の重点配分	限られた財源の有効活用を図るため、予算の重点配分を行います。
財政的に有利な起債の活用	長期的視点で有利な資金調達を行うため、財政的に有利な起債を活用します。
財源の確保	健全な行財政運営を図るため、企業の誘致や国などの支援を得ることで財源を確保します。
納付機会の拡大	市民が納税しやすい環境を整備するため、税金の納付の機会を拡大します。
③事務事業の見直しと職員の適正配置	
組織・機構改革	効率的な行政組織を構築するため、組織の改編や適正な職員配置を行います。
職員研修の充実	職員の人材育成や資質向上を図るため、職員研修を充実します。
④市の魅力の発信	
市内外への情報発信の充実	定住促進、企業誘致、交流人口の増加などを図るため、市の情報を市内外へ発信します。

6-5 多様な連携

主な取組	取組内容
①大学・企業との連携	
名古屋芸術大学、愛知医科大学との連携に関する協定の推進	大学の知見をまちづくりの様々な分野に活かすため、名古屋芸術大学、愛知医科大学との連携に関する協定を推進します。
企業との連携の推進	まちづくりと地域の活性化を図るため、幅広い分野において企業との連携を推進します。
②都市間連携	
各種協定締結都市との交流の推進	連携する都市との交流をまちづくりに活かすため、市民が主役となって、各種協定締結都市との交流を推進します。
災害時相互応援協定の締結都市との交流の推進	災害時の円滑かつ迅速な相互応援が可能となる、顔が見える関係を構築するため、関係都市との交流を推進します。

主な取組	取組内容
③広域行政の推進	
広域行政の充実	広域的な課題に対応するため、自治体間の相互連携を充実します。
連携手法の調査研究	市民の多様化する行政サービス需要を整理し、効率的に対応するため、連携手法の調査研究を行います。
将来を見据えた名古屋市等との合併の検討	名古屋大都市圏の一員としての長期的な展望の中で、広域連携によるスケールメリットを考え、名古屋市などとの合併を検討します。

4 総合計画に関する条例等

(1) 北名古屋市基本構想の議会の議決に関する条例

北名古屋市基本構想の議会の議決に関する条例

平成29年6月23日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、北名古屋市基本構想（以下「基本構想」という。）を議会の議決すべき事件とすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において基本構想とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針をいう。

(議会の議決)

第3条 市長は、基本構想の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 北名古屋市総合計画審議会条例

北名古屋市総合計画審議会条例

平成18年6月28日条例第159号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、北名古屋市総合計画審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じて、北名古屋市総合計画の策定に関する重要事項について審議し、答申するため、北名古屋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員60人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 市農業委員会委員
- (4) 公共的団体の役員又は職員
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める答申を終了する時までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、初回の会議については、北名古屋市市長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の議長となる。

(部会)

第7条 審議会に必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 第5条及び第6条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年北名古屋市条例第44号)の一部を次のように改正する。
別表中情報公開・個人情報保護審査委員会委員の項の次に次の1項を加える。

総合計画審議会委員

日額 6,000円

(3) 北名古屋市総合計画審議会部会設置要綱

北名古屋市総合計画審議会部会設置要綱

平成19年5月15日告示第182号

(設置)

第1条 北名古屋市総合計画審議会条例（平成18年北名古屋市条例第159号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、北名古屋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に部会を設置する。

(部会)

第2条 部会の名称及び担当事項は、次のとおりとする。

(1) 福祉教育部会

ア 健康及び医療に関すること。

イ 地域福祉に関すること。

ウ 子育て支援に関すること。

エ 高齢者福祉に関すること。

オ 障害者（児）福祉に関すること。

カ 社会保障に関すること。

キ 学校教育に関すること。

ク 生涯学習に関すること。

ケ 文化及び芸術に関すること。

コ スポーツ及びレクリエーションに関すること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、北名古屋市行政組織条例（平成18年北名古屋市条例第5号。以下「組織条例」という。）に掲げる市民健康部及び福祉部の事務並びに北名古屋市教育委員会の事務に関すること。

(2) 建設部会

ア 道路基盤に関すること。

イ 市街地及び下水道に関すること。

ウ 公園、緑地、緑化及び景観に関すること。

エ 河川及び雨水処理に関すること。

オ 公共交通に関すること。

カ 農業に関すること。

キ 商業及びサービス業に関すること。

ク 工業に関すること。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、組織条例に掲げる建設部の事務に関すること。

(3) 生活部会

ア 防災及び消防に関すること。

イ 交通安全に関すること。

ウ 防犯に関すること。

エ ごみ処理及び資源循環に関すること。

オ 環境保全に関すること。

カ コミュニティ及び市民活動に関すること。

キ 人権、共生及び男女共同参画に関すること。

ク 広報広聴及び情報管理に関すること。

ケ 行政経営に関すること。

コ 多様な連携に関すること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、組織条例に掲げる総務部及び防災環境部の事務に関すること。

2 部会長及び副部会長は、担当部会以外の部会の会議に出席し意見を述べることができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者を部会の会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(部会長会)

第3条 審議上必要がある場合は、部会長会を開くことができる。

2 部会長会は、審議会の正副会長及び各部会の正副部会長で構成し、部会長会会長が招集する。

3 部会長会会長には審議会の会長が、副会長には審議会の副会長がこれに当たる。

4 部会長会会長は、必要があると認めるときは、部会長会員以外の者を部会長会に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

5 部会長会会長は、部会長会の事務を掌理し、部会長会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(研究チーム)

第4条 部会長は、部会の事務を円滑に遂行するため、部会に研究チームを置くことができる。

2 研究チーム長は、部会長が指名する。

3 研究チームは、部会の委員のうちから部会長が指名する者をもって組織する。

4 研究チームは、部会長の指示に従い審議を行う。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(4) 北名古屋市総合計画審議会運営規程

北名古屋市総合計画審議会運営規程

平成19年8月9日告示第228号

(趣旨)

第1条 この規程は、北名古屋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）及び北名古屋市総合計画審議会部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会及び部会の会議は、公開とする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、公平かつ公正な審議会及び部会が保持され、円滑に議事の進行が図られるよう努め、委員はこれに協力しなければならない。

(傍聴)

第4条 審議会及び部会の会議の傍聴については、別に定める。

(会議録)

第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出欠席者の氏名
- (3) 会議事項及び議事の要趣
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年8月10日から施行する。

(5) 北名古屋市総合計画審議会傍聴規程

北名古屋市総合計画審議会傍聴規程

平成19年8月9日告示第229号

(趣旨)

第1条 この規程は、北名古屋市総合計画審議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 北名古屋市総合計画審議会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(映像の撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において映像の撮影及び録音の聴取をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(部会への準用)

第8条 第2条から第7条までの規定は、北名古屋市総合計画審議会条例第7条に基づいて設置される部会について準用する。この場合において、「北名古屋市総合計画審議会」とあるのは、「北名古屋市総合計画審議会条例第7条に基づいて設置される部会」と、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年8月10日から施行する。

(6) 北名古屋市総合計画の策定に関する規程

北名古屋市総合計画の策定に関する規程

平成18年12月19日告示第255号

(趣旨)

第1条 この規程は、北名古屋市総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的な計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されたものをいう。
- (2) 基本構想 市の将来目標及びこれを達成するための施策の大綱を示したものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、市の基本的施策について策定するおおむね10年間の計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について策定するおおむね3年間の計画をいう。

(総合計画策定委員会の設置)

第3条 総合計画の策定に係る事務を円滑に進めるため、北名古屋市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の所掌事務)

第4条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想、基本計画及び実施計画の原案(以下「3原案」という。)を作成すること。
- (2) 3原案の作成に関し必要な調査、指導及び調整を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、3原案の作成に関し特に市長が命ずること。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充て、委員会を統括する。

3 委員は、教育長、統括参事、部長及びこれらの職に相当する職にある者並びに委員長が職員のうちから指名する者をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 3原案の作成において特に重要とする事項を調査し、又は研究するため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長、副部会長及び部員をもって組織し、それぞれ市の職員で次長又はこれらの職に相当する職にあるもの及び課長又はこれらの職に相当する職にあるもの並びに課長補佐の職にあるもののうちから委員長が指名する。

3 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会における審議の状況及び結果を委員会に報告しなければならない。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を行う。

(研究チーム)

第8条 部会長は、作業部会の事務を円滑に遂行するため、作業部会に研究チームを置くことができる。

2 研究チーム長は、部会長が指名する。

3 研究チームは、部員のうちから部会長が指名するものをもって組織する。

4 研究チームは、部会長の指示に従い調査又は研究を行う。

(雑則)

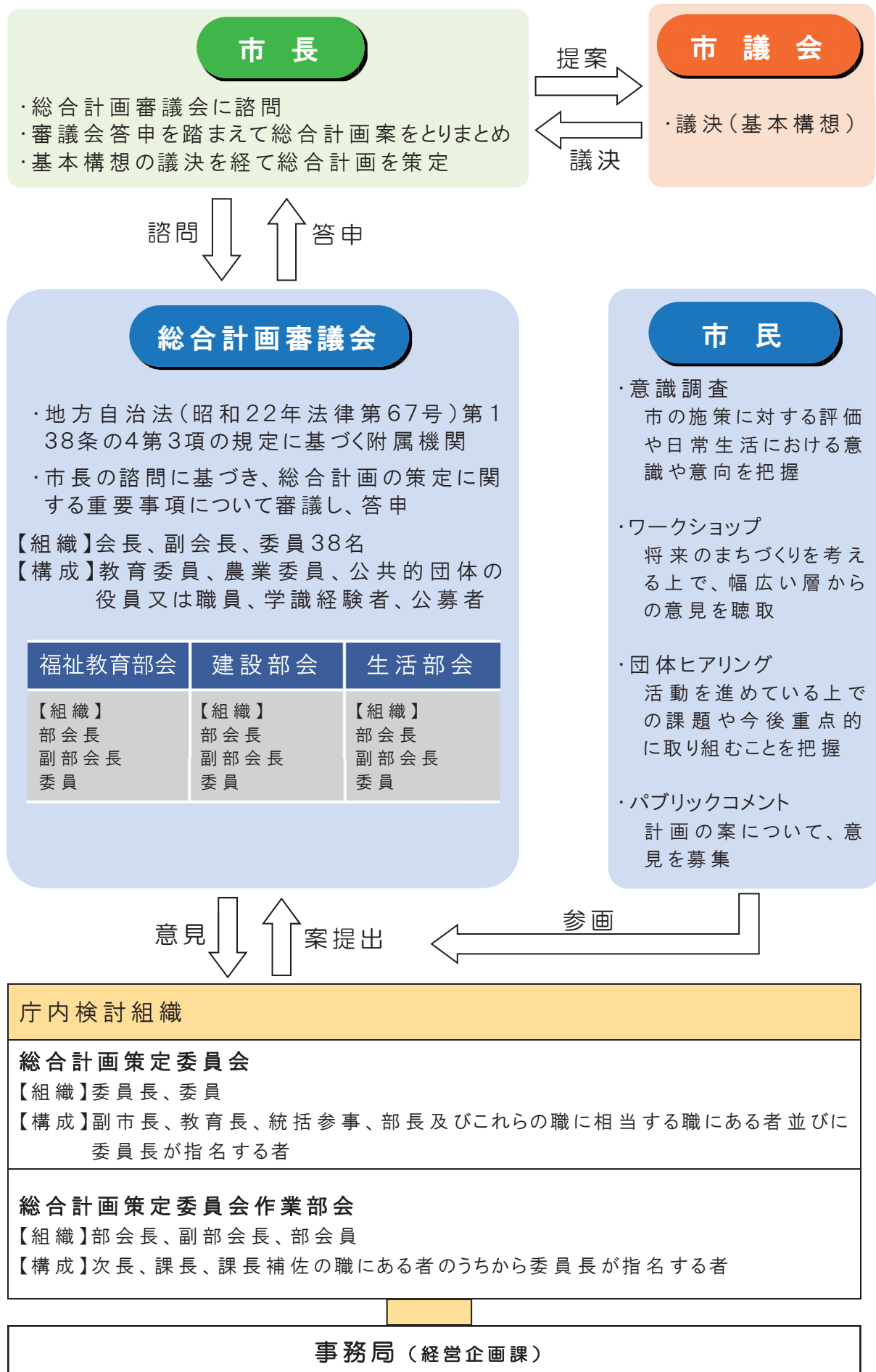
第9条 この規程に定めるもののほか、総合計画の策定組織に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成18年12月20日から施行する。

5 策定体制等

(1) 策定体制



(2) 策定経過

2016 年	市議会	市民参画	審議会	庁内組織		項目
				策定委員会	作業部会	
月 日						
6 月 16 日	●					策定方針の説明
6 月 21 日				●		第 1 回総合計画策定委員会
7 月 12 日				●		第 2 回総合計画策定委員会
7 月 13 日					●	第 1 回総合計画策定委員会作業部会
7 月 27 日				●		第 3 回総合計画策定委員会
8 月 10 日					●	第 2 回総合計画策定委員会作業部会
8 月 30 日				●		第 4 回総合計画策定委員会
9 月 14 日					●	第 3 回総合計画策定委員会作業部会
9 月 23 日	●					市民意識調査票を報告
9 月 26 日		●				市民意識調査開始
10 月 7 日		●				第 1 回市民団体ヒアリング
10 月 11 日		●				第 2 回市民団体ヒアリング
10 月 17 日		●				第 3 回市民団体ヒアリング
10 月 18 日		●				市民意識調査終了
10 月 20 日		●				第 4 回市民団体ヒアリング
10 月 24 日		●				第 5 回市民団体ヒアリング
12 月 14 日					●	第 4 回総合計画策定委員会作業部会
12 月 14 日	●					市民意識調査結果の報告

2017 年	市議会	市民参画	審議会	庁内組織		項目
				策定委員会	作業部会	
月 日						
1 月 11 日		●				第 1 回市民ワークショップ
1 月 11 日					●	第 5 回総合計画策定委員会作業部会
1 月 14 日		●				第 2 回市民ワークショップ
1 月 31 日				●		第 5 回総合計画策定委員会
2 月 8 日					●	第 6 回総合計画策定委員会作業部会
2 月 9 日				●		第 6 回総合計画策定委員会
2 月 18 日		●				第 3 回市民ワークショップ
3 月 21 日				●		第 7 回総合計画策定委員会
3 月 23 日	●					策定の進め方を報告
3 月 23 日					●	第 7 回総合計画策定委員会作業部会
4 月 9 日		●				市民ワークショップ特別企画
4 月 12 日					●	第 8 回総合計画策定委員会作業部会
4 月 18 日				●		第 8 回総合計画策定委員会
4 月 25 日				●		第 9 回総合計画策定委員会
5 月 1 日				●		第 10 回総合計画策定委員会
5 月 9 日				●		第 11 回総合計画策定委員会

2017 年	市議会	市民参画	審議会	庁内組織		項目
				策定委員会	作業部会	
月 日						
5 月 10 日					●	第 9 回総合計画策定委員会作業部会
5 月 17 日	●					素案の説明
5 月 23 日	●					審議会の構成について報告
5 月 23 日				●		第 1 2 回総合計画策定委員会
5 月 27 日			●			第 1 回総合計画審議会 第 1 回総合計画審議会福祉教育部会 第 1 回総合計画審議会建設部会 第 1 回総合計画審議会生活部会
5 月 28 日		●				第 1 回まちづくりワークショップ
6 月 6 日				●		第 1 3 回総合計画策定委員会
6 月 6 日		●				第 2 回まちづくりワークショップ
6 月 10 日			●			第 2 回総合計画審議会 第 2 回総合計画審議会福祉教育部会 第 2 回総合計画審議会建設部会 第 2 回総合計画審議会生活部会
6 月 14 日					●	第 1 0 回総合計画策定委員会作業部会
6 月 18 日		●				第 3 回まちづくりワークショップ
6 月 20 日				●		第 1 4 回総合計画策定委員会
6 月 22 日		●				第 4 回まちづくりワークショップ
6 月 23 日	●					基本構想条例議決
6 月 28 日		●				第 5 回まちづくりワークショップ
7 月 1 日			●			第 3 回総合計画審議会福祉教育部会
7 月 5 日			●			第 3 回総合計画審議会建設部会
7 月 6 日			●			第 3 回総合計画審議会生活部会
7 月 6 日		●				第 6 回まちづくりワークショップ
7 月 12 日					●	第 1 1 回総合計画策定委員会作業部会
7 月 19 日			●			第 1 回総合計画審議会部会長会
7 月 23 日		●				第 7 回まちづくりワークショップ
7 月 25 日				●		第 1 5 回総合計画策定委員会
8 月 10 日		●				パブリックコメント開始
8 月 21 日	●					審議状況について報告
9 月 8 日		●				パブリックコメント終了
9 月 12 日				●		第 1 6 回総合計画策定委員会
9 月 25 日			●			第 3 回総合計画審議会 第 4 回総合計画審議会福祉教育部会 第 4 回総合計画審議会建設部会 第 4 回総合計画審議会生活部会 第 2 回総合計画審議会部会長会
10 月 10 日				●		第 1 7 回総合計画策定委員会
10 月 11 日					●	第 1 2 回総合計画策定委員会作業部会
10 月 20 日			●			第 4 回総合計画審議会 第 5 回総合計画審議会福祉教育部会 第 5 回総合計画審議会建設部会 第 5 回総合計画審議会生活部会
12 月 22 日	●					基本構想議決

6 北名古屋市総合計画審議会

(1) 北名古屋市総合計画審議会委員名簿

会長	岩崎 恭典	市行政改革推進委員会会長、四日市大学学長
副会長	阿部 久邇夫	市自治会長会会長
福祉教育部会		
部会長	池山 健次	市教育委員会委員長
副部会長	高柳 利清	市社会福祉協議会会長
委員	犬飼 広昭	北名古屋ふれあいスポーツクラブ会長
	江口 照美	NPO法人地域福祉サポートおれんじの輪理事長
	太田 稔	公募者
	河口 牧子	市体育協会会長
	佐藤 要	市レクリエーション協会理事長
	清水 孝司	社会福祉法人師勝福祉会施設長
	杉山 晃	市文化協会会長
	寺田 美千子	市保育園保護者会連絡協議会会長
	丹羽 裕美	公募者
	橋本 豊子	市健康づくり推進員
	平松 貴美子	NPO法人フィール・ザ・ワールド代表理事
	松本 正子	市私立幼稚園連盟代表、栄和幼稚園園長
	溝口 哲夫	市子ども・若者支援地域協議会委員、名古屋芸術大学人間発達学部准教授
建設部会		
部会長	長瀬 一雄	市農業委員会会長
副部会長	杉野 祐敬	市商工会会長
委員	池山 悟	市建設業協議会会長
	金森 淑英	公募者
	高田 弘子	市都市計画審議会委員
	高取 千佳	市都市計画審議会委員、名古屋大学大学院環境学研究科助教
	鶴巻 昭	株式会社日本政策金融公庫名古屋支店国民生活事業統轄
	寺尾 允良	公募者
	萩原 周	市都市計画審議会委員、名古屋芸術大学学長補佐
	平松 眞智子	公募者
	松田 弘一	市都市計画審議会委員
	渡辺 三千雄	西春日井農業協同組合企画管理部長
生活部会		
部会長	丹羽 幸雄	市国際交流協会会長
副部会長	大野 利彦	市防犯協会会長
委員	阿部 久邇夫	市自治会長会会長
	伊藤 利明	市交通安全協会会長
	魚住 美沙	公募者
	大口 有紀	市男女共同参画審議会会長
	岡島 直樹	市行政改革推進委員会会長職務代理
	萩原 雄一	市情報公開・個人情報保護審査会会長、名古屋芸術大学芸術学部教授
	古関 初江	生活環境美化スタッフ代表
	坪内 まゆみ	公募者
	宮西 昭夫	公募者
	山田 久倫	市消防団団長

(2) 北名古屋市総合計画策定委員会名簿

区 分		職 名	氏 名		
委 員	委 員 長	副市長	日 置 英 治		
	委 員	教育長	吉 田 文 明		
		統括参事	岩越 雅夫		
		総務部長	能村 義則		
		財務部長	村瀬 雅彦		
		防災環境部長	井上 昭人		
		市民健康部長	大西 清		
		福祉部長	水野 高作		
		建設部長	坪井 光広		
		教育部長	大野 勇		
		教育部参事	市橋 芳則		
		会計管理者	福永 直吉		
		議会事務局長	山中 郁男		
		作 業 部 会 員	部 会 長	総務部次長兼総務課長	中畑 裕太
副 部 会 長	総務部副参事兼経営企画課長		鳥居 竜也		
部 員	総務部人事秘書課長		徳力 桂子		
	総務部情報課長		山下 康之		
	総務部市民活動推進課長		祖父江 由美		
	財務部次長兼財政課長		柴田 幹夫		
	財務部税務課長		坪井 俊二		
	財務部副参事兼収納課長		浅野 祥伸		
	防災環境部次長兼防災交通課長		大野 勇治		
	防災環境部防災交通課課長補佐		森 保夫		
	防災環境部副参事兼環境課長		桑原 邦匡		
	防災環境部環境課課長補佐		大野 茂		
	市民健康部市民課長		犬飼 みどり		
	市民健康部国保医療課長		大林 栄二		
	市民健康部次長兼健康課長		森川 三美		
	福祉部社会福祉課長		森川 光雄		
	福祉部次長兼高齢福祉課長		伊藤 誠浩		
	福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進室長		柴田 悦代		
	福祉部児童課長		宮地 英子		
	福祉部家庭支援課長		島田 恭弘		
	建設部施設管理課長		中村 昌直		
	建設部次長兼都市整備課長		丹羽 信之		
	建設部企業対策課長		武市 茂		
	建設部副参事兼商工農政課長		池山 哲雄		
	建設部下水道課長		増田 勸		
	教育部副参事兼学校教育課長		田島 孝道		
	教育部次長兼生涯学習課長		植手 厚		
	教育部スポーツ課長		酒井 英昭		
	会計課長		丹羽 敏男		
	議会事務局議事課長		早川 正博		
	監査委員事務局監査課長		安田 理恵		
	事 務 局			総務部経営企画課課長補佐	安井 政義
				総務部経営企画課主査	原口 依加
				総務部経営企画課主査	岩井 睦明
総務部経営企画課主任		渡辺 宏美			
総務部経営企画課主任		早川 努			

(3) 北名古屋市総合計画諮問

29北経第12号
平成29年5月27日

北名古屋市総合計画審議会
会長 岩崎 恭典 様

北名古屋市市長 長 瀬 保

第2次北名古屋市総合計画について（諮問）

北名古屋市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第2次北名古屋市総合計画について、貴審議会の意見を求めます。



審議会



福祉教育部会



建設部会



生活部会

(4) 北名古屋市総合計画答申

平成29年10月20日

北名古屋市長 長瀬 保 様

北名古屋市総合計画審議会
会長 岩崎 恭典

第2次北名古屋市総合計画について（答申）

平成29年5月27日付け29北経第12号で諮問のありましたこのことについて、当審議会では慎重に審議を重ね、別添のとおり第2次北名古屋市総合計画（案）を取りまとめましたので、答申します。

なお、当計画の策定及び推進にあたっては、下記事項に配慮されることを要望します。

記

- 1 北名古屋市のめざすまちづくりが市民と共有できるよう、市民にとって親しみやすい計画書を作成するとともに、計画の内容を分かりやすく周知し、広く市民の理解を得ること。
- 2 答申に向けた審議の過程で提起された意見等について、計画の実施段階において、十分参考にすること。
- 3 計画の推進にあたっては、社会情勢の変化を十分配慮し、見直す必要が生じた場合には柔軟な対応を行うこと。
- 4 計画に盛り込まれた協働の考え方にに基づき、多様な主体がそれぞれの役割を自覚し、それぞれが目標に向かって取組を促進するように、協力・連携してまちづくりに取り組むこと。



答申

7 市民参画

第2次北名古屋市総合計画策定にあたり、市民の皆さんから、今後のまちづくりに向けたアイデアと協働の考え方などについてのご意見をいただくことを目的として、団体ヒアリング、ワークショップを開催しました。



(1) 団体ヒアリング

市内で様々な分野において活躍されている団体に、活動を進めている上での課題や今後重点的に取り組むこと、施策に対する要望などをお聴きしました。

○健康・福祉分野：平成28年10月7日(金)・10月24日(月)
NPO法人在宅福祉の会じゃがいも、北名古屋市健康づくり推進員、北名古屋市社会福祉協議会、北名古屋市食生活改善推進協議会、北名古屋市シルバー人材センター、北名古屋市心身障害者福祉協会、北名古屋市知的障害者育成会、北名古屋市民生委員児童委員協議会、北名古屋市ラジオ体操連盟、北名古屋市老人クラブ連合会、笑楽クラブ
○子育て分野：平成28年10月11日(火)
NPO法人アット・ユア・ホームひよっこ、NPO法人子育てネットワークあすなろ、NPO法人次世代健全育成サポートあひるっこ、NPO法人ゆめ・ひと・みらいづくりサポーターズひまわり、託児グループ「めばえ」
○安全・安心分野：平成28年10月17日(月)
北名古屋市交通安全協会、北名古屋市消防団、北名古屋市防犯協会、地域's
○環境分野：平成28年10月17日(月)
生活環境美化スタッフ、フラワー同好会、若葉会
○産業分野：平成28年10月17日(月)
一般社団法人北名古屋青年会議所、北名古屋市商工会、北名古屋市農業委員会、西春日井農業協同組合、西春駅前商店街協同組合
○教育・文化・スポーツ分野：平成28年10月20日(木)・10月24日(月)
NPO法人フィール・ザ・ワールド、NPO法人ボランティアチャー、北名古屋市女性の会、北名古屋市体育協会、北名古屋ふれあいスポーツクラブ、北名古屋市文化協会、北名古屋市レクリエーション協会、五条小学校運営協議会、天神中学校運営協議会
○まちづくり分野：平成28年10月20日(木)
熊之庄協働クラブ、さんか・クラブ

(2) 市民ワークショップ

「北名古屋市総合計画に関する市民意識調査」においてワークショップへの参加意向があると回答された方に呼びかけて、市の課題やまちづくりで必要な取組などをお聴きしました。



○第1回：基調講演（参加者40名）

日時：平成29年1月11日（水）

午後6時30分～午後8時

基調講演：岩崎恭典 氏（四日市大学学長）

テーマ：「これからのまちづくり—総合計画と協働、市民・行政の役割」

○第2回：市民ワークショップ（参加者30名）

日時：平成29年1月14日（土）午前9時30分～正午

テーマ：北名古屋市の主要課題について

○第3回：市民ワークショップ（参加者30名）

日時：平成29年2月18日（土）午前9時30分～正午

テーマ：北名古屋市のまちづくりで必要な取組み・取組むべきこと

(3) 市民ワークショップ特別企画 おとな×子ども「まち・ゆめ・みらいを考えよう！」

企画運営：NPO法人フィール・ザ・ワールド

未来を担う子どもたちや保護者、若者たちの様々な考えやアイデアやまちづくりに対する想いを共有する機会とするため実施しました。

日時：平成29年4月9日（日）午後1時30分～午後4時

参加者：40名（大人26名、大学生2名、高校生1名、中学生6名、小学生5名）

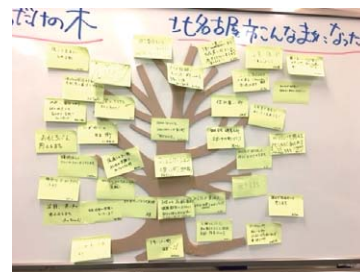
テーマ：生活にツヤが出る公共施設とは・「道」にまつわる思い出を語ろう！・北名古屋のまちで見かける「芸術スポット」を世界に広めよう・北名古屋の恥ずかしい場所、私ならこうする



(4) まちづくりワークショップ

ファシリテーター:加藤武志 氏 まち楽房(有)代表取締役 市民協働アドバイザー

市民が、市職員とともに「自分たちやグループでできるそれぞれの役割」を話し合うとともに、まちづくりを自分ごととして考えてもらうきっかけとなることを目的として開催しました。



○第1回 キックオフ「これからのまちづくりー総合計画と協働、市民・行政の役割」

日時:平成29年5月28日(日) 午後3時30分～午後5時

参加者:37名(うち職員11名)

夢語り:世界で一つだけの木「北名古屋市こんなまちになったらいいな！」

○第2回 協働・行財政分野「市民と行政が力をあわせてまちづくりに取り組むには？」

日時:平成29年6月6日(火)午後7時～午後9時

参加者:49名(うち職員15名)

ワークショップでのイチオシ協働プロジェクト

- ・小学校単位のコミュニティをつくる
- ・弱者(子ども、高齢者)の見守り
- ・一人ひとりが男女関係なく助け合い、地域で世代間交流の場をつくり、参加する！
- ・人から人へ伝えようプロジェクト
- ・新しい施設はもう作らない!! 空き家・空地・空き店舗の有効活用をし、託児所、介護ホームの一本化、防犯になって安心安全なまちづくり
- ・災害キャンプ



○第3回 教育・文化分野「豊かな学びと心を育み文化の薫るまちにするには？」

日時:平成29年6月18日(日)午前10時～正午

参加者:45名(うち職員17名)

ワークショップでのイチオシ協働プロジェクト

- ・情報のリリース&キャッチ
- ・ドキドキわくわくのだがしや流
- ・地域と先生のコミュニケーション 子どもたち一人ひとりに愛情を♡
- ・地域の文化・芸術を知って、次世代の子ども若者たちへ伝えていく
- ・地域で発見!!健康＝スポーツを



○第4回 健康・福祉分野「健康で生きがいを持って暮らせるまちにするには？」

日時：平成29年6月22日（木）午前10時～正午

参加者：49名（うち職員18名）

ワークショップでのイチオシ協働プロジェクト

- ・情報発信→受け取る→健康づくり みんなで健康
- ・気軽なコミュニティの場をつくる
- ・地域での声かけを大切に!! みんなでボランティアに参加!!
- ・地域で子育て孫育て 新しい風（あらし）をふかそう
- ・地域の中で出来るだけ楽しいことをみつけて交流。
- ・障害の有無に関わらず、地域や学校などで障害者とともに生活できる受け皿づくり
- ・きちんと払う ちゃんと受ける 制度の理解



○第5回 安全・環境分野「安全・安心で環境にやさしいまちにするには？」

日時：平成29年6月28日（火）午後2時～午後4時

参加者：37名（うち職員12名）

ワークショップでのイチオシ協働プロジェクト

- ・防災ループ
- ・安全の心得・気づき・安心・交通安全
- ・近所の人々と仲間をつくり団結し、協力しあい、犯罪につながらないまちづくり
- ・ゴミと資源を分別。まずは大人がお手本に！子ども達にも伝えていこう!!
- ・環境家計簿を活用して生活環境を変えよう!! ～小さな一歩がCO₂削減へ～



○第6回 都市基盤・産業活力分野「便利で快適、魅力ある元気なまちにするには？」

日時：平成29年7月6日（木）午後7時～午後9時

参加者：32名（うち職員16名）

ワークショップでのイチオシ協働プロジェクト

- ・みんなの声を形に。それは届くのか…一方通行なのか…
- ・緑化キャンペーンを行う→その後、リサイクルを考える
- ・きたバスの利用者を増やす！
- ・知って・知らせて・つながる・キタイー新たなイメージのまちづくりー



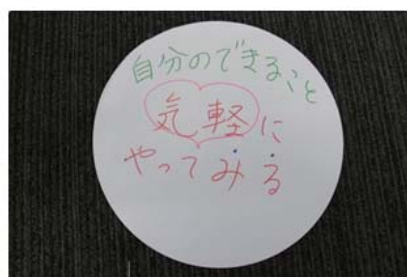
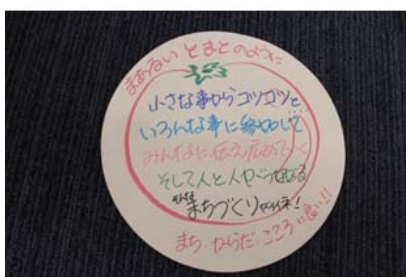
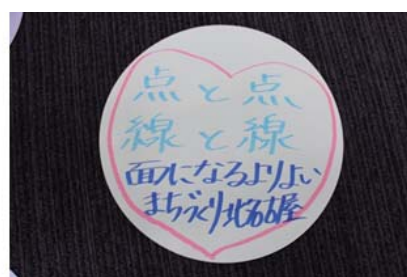
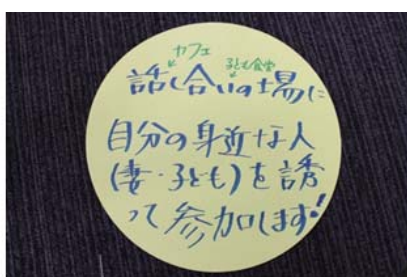
○第7回 ワークショップについてフィードバック「話し合いから見てきたこと」

日時：平成29年7月23日（日）午前10時～正午

参加者：32名（うち職員9名）

総合計画の協働の考え方を確認し、「わたしたちにできること」を考える

- ・自身の開放 聴く☆自ら動く☆伝える☆協力する
- ・話し合いの場に自分の身近な人を誘って参加します！
- ・点と点 線と線 面になるよりよいまちづくり北名古屋
- ・小さなことからコツコツと いろんな事に参加して みんなに伝え広めていく
- ・自分のできること 気軽に やってみる
- ・はじめの一步 地域や子ども達のため→まずは自分が始めて伝えよう！





第2次北名古屋市総合計画

2018年度～2027年度

2018年3月発行

発行 北名古屋市

編集 総務部 経営企画課

〒481-8531愛知県北名古屋市西之保清水田15番地

TEL: 0568-22-1111

ホームページ <http://www.city.kitanagoya.lg.jp/>